

14 E

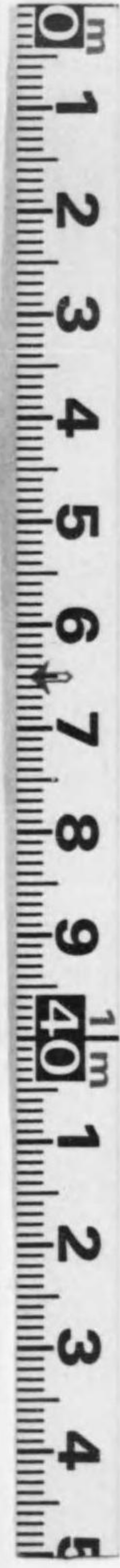
14.5-799



\*1200501218688\*

世器年鑑

說年人字和圖



始



世界年鑑

昭和十八年

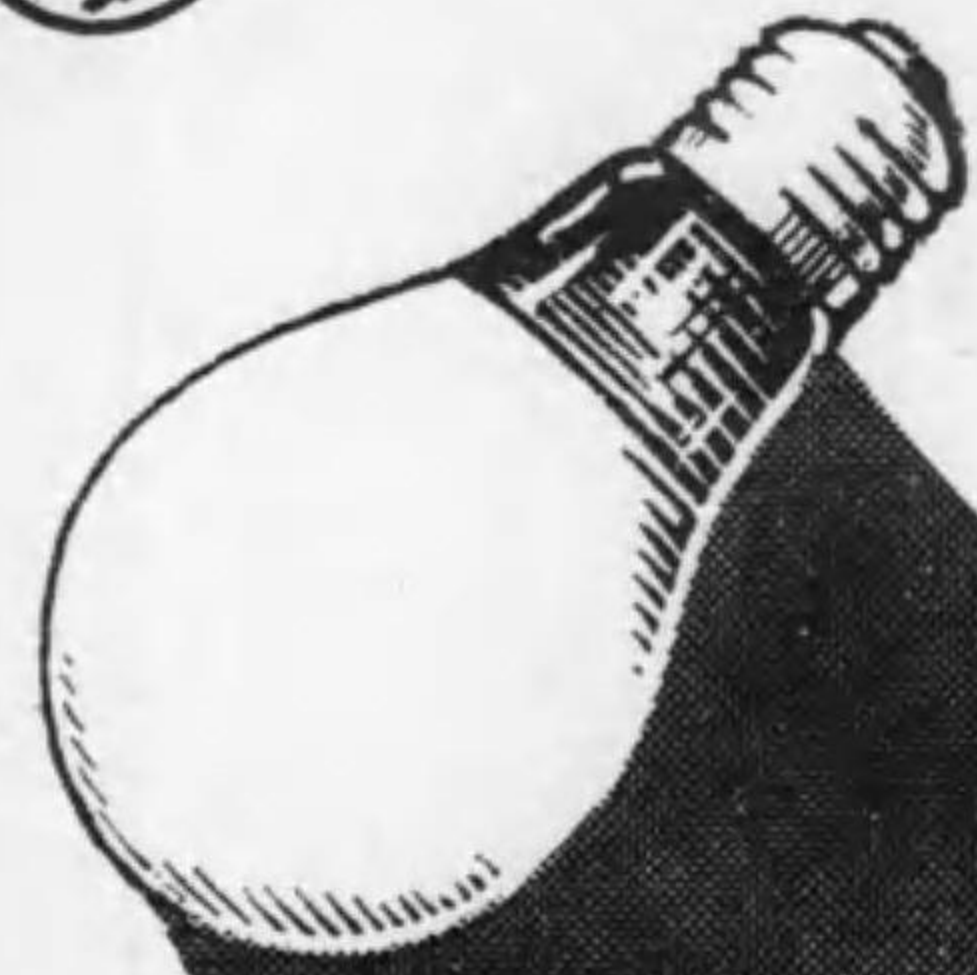
14. 5-799



\*1200501218688\*



電力二割



節約して

照明

球電條織ルイコ重二

ラマツプダ

◀いさ下参持御を球電照す必は節のめ求お球電▶  
社合式株氣電浦芝京東

貯蓄報國

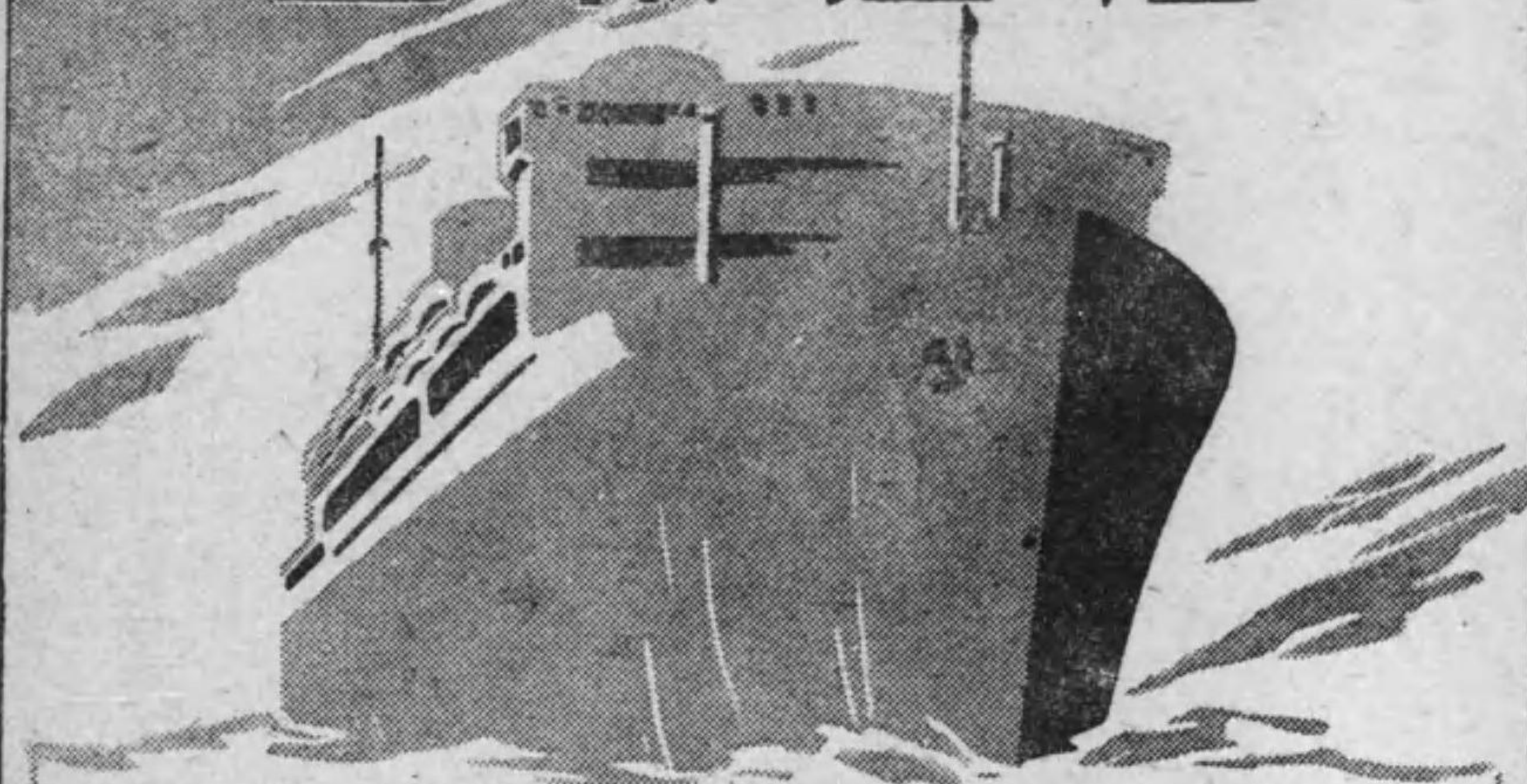
戦ひ抜かう大東西戦



住友銀行

大阪市東區北濱五丁目

# 海運報國



## 日本郵船株式會社

明治十八年創業  
資本金一億二千五百萬圓

本店

東京都麹町區丸ノ内二丁目二〇番地一

内外支店 出張所

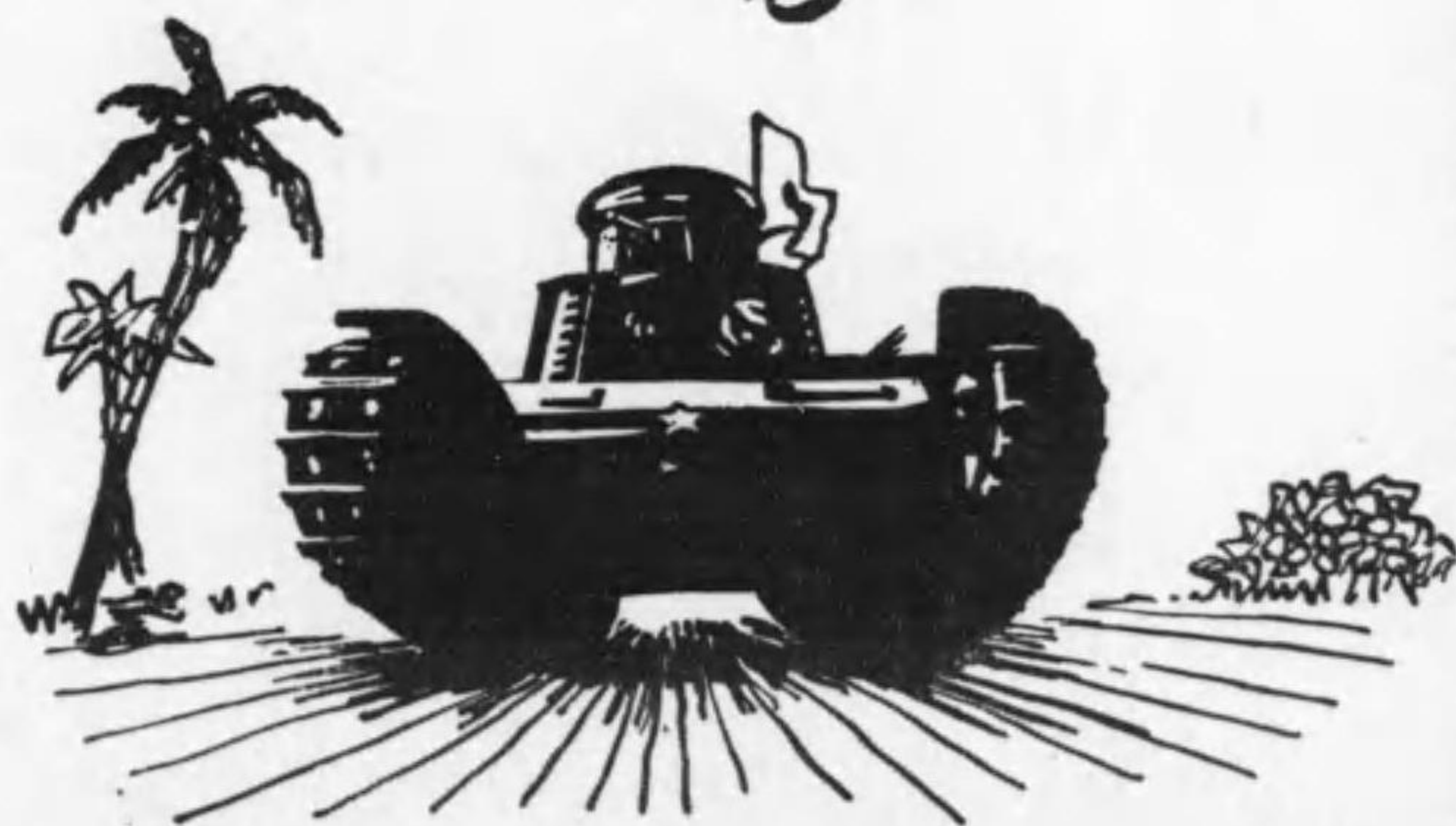
事務所

東京	神戶	小樽	大連	上海	昭南	東京	廣島	新島	漢口	グアム	バセイン
横濱	門司	臺北	營口	香港	蘭貢	吳淞	塘沽	廣東	モウルメン	タボイ	
名古屋	若松	基隆	天津	巴拉オ		長崎	南京	盤谷	マンダレイ		
大阪	函館	高雄	青島	西貢		臺南	大治	サイパン	マグイ		

戰費となり

貯蓄となる

生命保險!



# 帝國生命

東京・丸ノ内

# 貯蓄は銃後の弾丸なり

□布哇に、緬甸に、濠洲に、今や皇軍將兵は南北五千軒、東西一萬數千軒の陸、海、空に破竹の進撃を續けてゐる。「兵隊さん有難う！」然し、銃後の進撃も前線に一步も後れてはならない。

□近代戦は總力戦である。武力戦であるのみならず、經濟戦である。一億一心、勤儉貯蓄！以て戦費の財源たる公債の消化に充てねばならない。

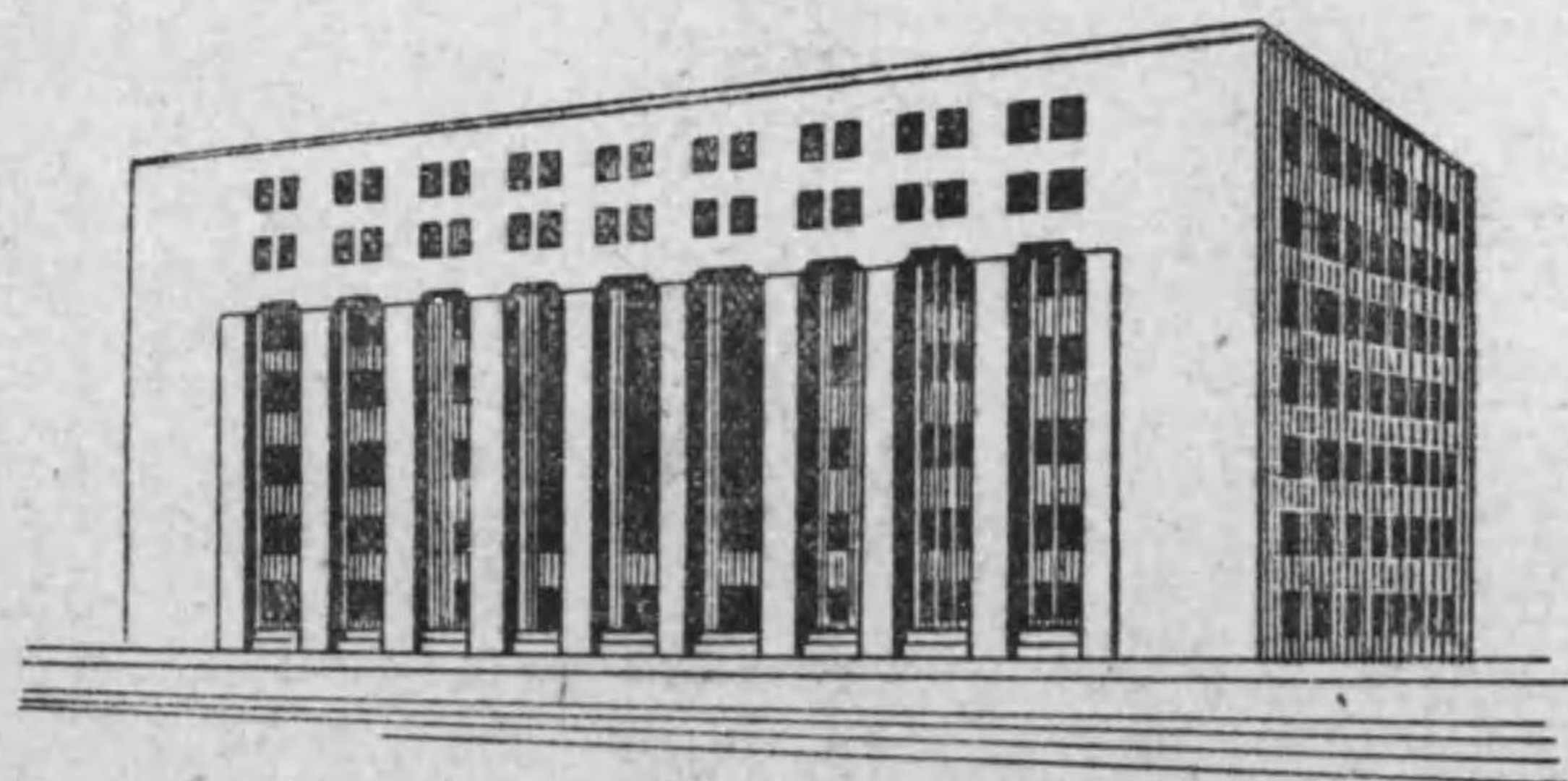
□「勤儉貯蓄」の四字を我々銃後一億が實行するか否かが經濟戦成否の分岐點である。

□貯蓄は銀行預金あり、郵便貯金あり、公債の購入固より結構である。

然し、長期に亘る、強制貯蓄の意味に於て生命保険の加入こそは時局下の貯蓄として、極めて適當と云ふべきである。

□戦費が増大すれば貯蓄の目標も亦増大する本年度の貯蓄目標は二百七十億圓と決定されてゐる。銃後國民は前線の兵隊さんに彈丸の心配をさせる様な事があつては斷じてならない。

一億一心、前線將士の心を以て經濟戦に進すべき秋である。



第一生命保險相互會社

東京・日比谷



# 三和銀行

資本金 壹億七百貳拾萬圓

本店 大阪市東區今橋三丁目  
支店出張所 全國二百三十餘ヶ所



必勝貯蓄！  
子供の保険

徵兵保險  
出世保險  
興亞保險  
報國保險  
戰爭死亡  
傷害保險  
各御取扱

# 富國徵兵

本社・東京日比谷 社長・吉田義輝

## 東京海上火災保險株式會社

開業 明治十二年八月  
資本金 七千五百萬圓  
諸準備金 壹億四千六百餘萬圓

本店 東京都麴町區丸ノ内一丁目六番地

### 營業種目

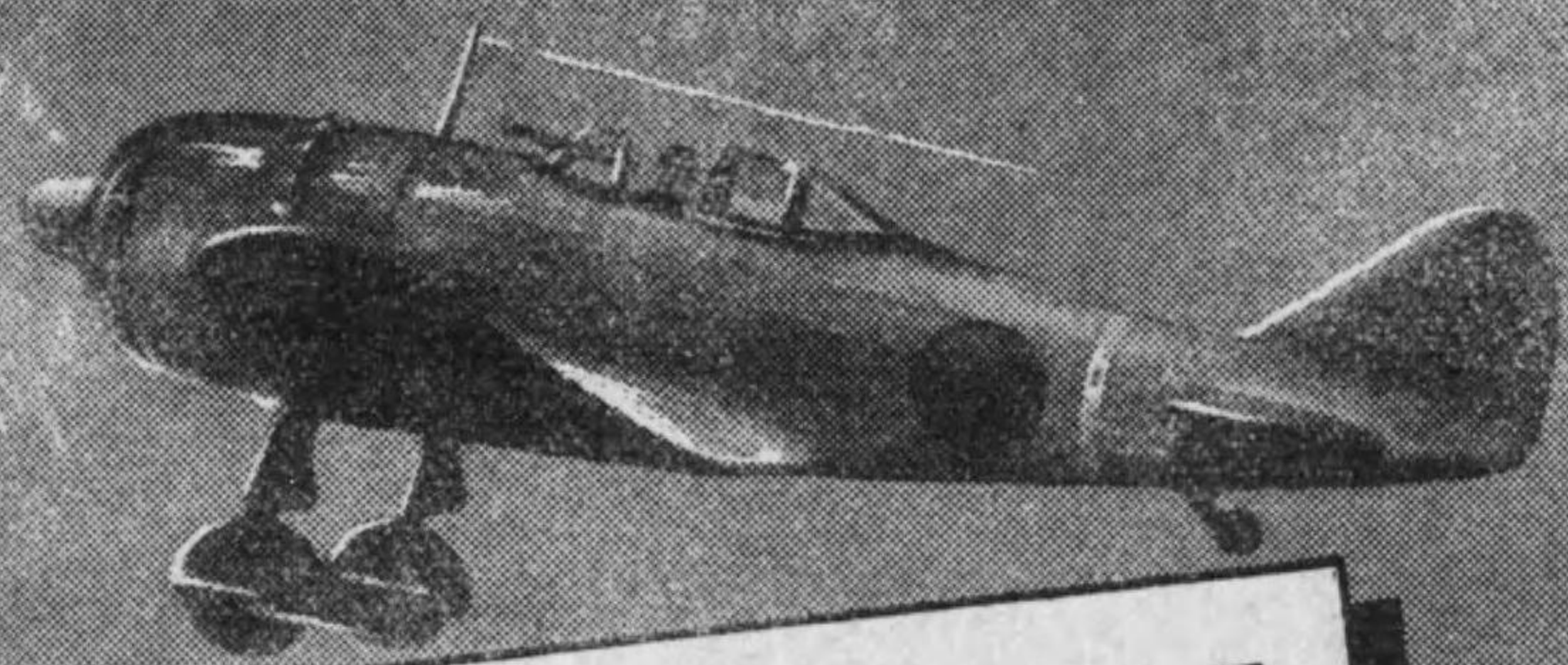
海上 運送 火災 森林 利益  
自動車 硝子 盜難 傷害 航空 風水 害險

戰爭保險

### 支店

大 阪 神 戶  
橫 濱 名 古 屋  
福 岡 新 京 海  
京 城 上

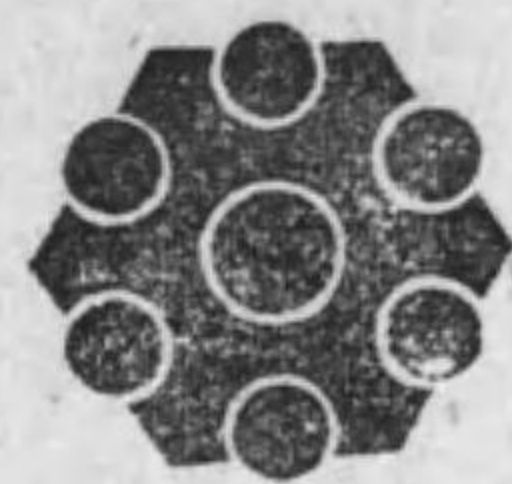
# 無線通信機



用移動及固定機  
 各種無線通信機  
 特殊無線裝置

東京芝浦電氣株式會社  
 通信工業支社

(舊稱 東京電氣株式會社)  
 川崎市柳町一二〇番地



# 日本火災海上保險株式會社

本社 東京都日本橋區通二丁目四番地

戰爭(火災・損壞)保險 取扱  
 戰爭死亡傷害保險

創立 明治二十五年四月  
 資本金 金壹千萬圓

## 營業種目

火災・傷害  
 海上・運送  
 航空・自動車  
 信用・森林

## 支店 支部

大阪・神戸・名古屋・京都・仙臺  
 九州・橫濱・札幌・廣島・金澤  
 京城・臺北・新京・上海・天津  
 廣東・香港・爪哇



# 明治火災海上

明治二十四年二月二日  
 業 金 產 壹 千 萬 圓  
 資 本 資 七 千 四 百 萬 圓  
 開 資 總 契 約 壹 百 貳 拾 六 億 餘 萬 圓

本 店 東 京 都 麴 町 區 丸 內 一 丁 目 六

營業課目	支店	營業所
火災保險	大阪	札幌
海上保險	神戶	仙台
運送保險	京都	長崎
自動車保險	名古屋	熊本
傷害保險	福岡	小倉
盜難保險	金澤	廣島
硝子保險	橫濱	北九州
航空保險	東京	天津
戰爭保險	京城	香港
戰爭死亡傷害保險	廣東	汕頭



## 三井信託株式會社

資本金三千萬圓  
 信託財產總額  
 九億餘萬圓

本店 東京都日本橋區室町二丁目一番地一  
 支店 東京 大阪 名古屋 福岡  
 出張所 京都 橫濱



## 三井生命株式會社

東京都日本橋區室町二丁目一  
 電話日本橋代三一一四一(5)

### 支店支所部所在地

東京、小樽、仙台、新潟、金澤、名古屋、京都、大阪、神戶、高松、廣島、福岡、奉天、天津、神戶、高松、廣島、福岡、品川、日本橋、豐原、旭川、札幌、秋田、山形、福島、宇都宮、高崎、千葉、橫濱、甲府、松本、富山、靜岡、熱田、岐阜、津、奈良、大阪東、大阪西、和歌山、松江、岡山、高知、下關、門司、長崎、熊本、京釜、釜山、台北、新北、天津、上海





# 松坂屋の營業所

社外直系系

- ▽松坂洋行(天津興業第一區)
- ▽出張所(北京、青島、濟南、天津)
- ▽合同百貨公司(上海馬路)
- ▽誠工舎家具工場(天津、北京)
- ▽山東油脂興業株式會社(青島)

- ▽東京上野店 (東京都下谷區上野廣小路)
- ▽東京銀座店 (東京都京橋區銀座六丁目)
- ▽名古屋店 (名古屋市中區南大津通り)
- ▽大阪店 (大阪市浪速區日本橋筋三)
- ▽静岡店 (静岡市榮町一丁目・驛前)
- ▽京都仕入店 (京都市中京區新町六角下ル)
- ▽外地の營業所
  - ▽天津(興業第一區) 天津分店(興業第二區)
  - ▽北京(東城王府井) 北京分店(崇文門内大街)
  - ▽青島(館陶路五號) 南京(太平路二七四)
  - ▽上海(新廣路三號) 上海分店(北四川路一六)
  - ▽蕪湖(蕪安路九〇) 杭州(延慶路二三七)
  - ▽出張所 高淳、泰縣、富強、金華、諸暨、長安、東縣
  - ▽香港(東明和通) 廣東(太平路一九號)
- ▽昭南市 昭南市クアラランブル(マライ)
- ▽パレンバン パレンバンクレン(スマトラ)
- ▽バンドン スラカルタ(ジャバ)



# 株式會社 高島屋

- 京都支店 京都市下京區鳥丸通り 松原上ル
- 大阪支店 大阪市南區難波新地 六番町一四番地
- 東京支店 東京都日本橋區通リ 二丁目五番地

- 本店 京都市下京區鳥丸通高計下ル因幡堂町 六六一番地
- 本店事務所 大阪市南區難波新地六番町一四番地

- 高島屋商事部
  - 内地支店
    - 神戸 出張店
    - 名古屋 出張店
    - 長崎 出張店
    - 台北 出張店
    - 京城 出張店
    - 天津 出張店
    - 新洲支店
      - 新洲 出張店
      - 大連 出張店
      - 奉天 出張店
      - 安東 出張店
      - 吉林 出張店
      - 哈爾濱 出張店
      - 牡丹江 出張店
      - 北支支店
        - 北京 出張店
        - 天津 出張店
        - 張家口 出張店
        - 濟南 出張店
        - 青島 出張店
        - 中支支店
          - 上海 出張店
          - 南京 出張店
          - 蘇州 出張店
          - 揚州 出張店

# 實費の子供保險

零歳一歳九歳

初年度より  
拂戻付  
保険料低廉



# 千代田生命

相互組織



# 大正海上火災保險株式會社

- 創立 大正七年
- 資本金 壹千萬元
- 諸積立金 五千八百九拾九萬餘圓
- 保險契約高 貳百貳拾七億餘萬圓
- 營業科目
  - 海上保險
  - 火災保險
  - 運送保險
  - 戰爭保險
  - 傷害保險
  - 自動車保險
  - 航空保險
  - 戰爭死亡傷害保險

- 本所 東京區丸の内二丁目一六番地
- 支店 東京區本町二丁目八番地
- 支店 東京區本町二丁目九番地
- 支店 東京區本町二丁目一〇番地
- 支店 東京區本町二丁目一一番地
- 支店 東京區本町二丁目一二番地
- 支店 東京區本町二丁目一三番地
- 支店 東京區本町二丁目一四番地
- 支店 東京區本町二丁目一五番地
- 支店 東京區本町二丁目一六番地
- 支店 東京區本町二丁目一七番地
- 支店 東京區本町二丁目一八番地
- 支店 東京區本町二丁目一九番地
- 支店 東京區本町二丁目二〇番地
- 支店 東京區本町二丁目二一番地
- 支店 東京區本町二丁目二二番地
- 支店 東京區本町二丁目二三番地
- 支店 東京區本町二丁目二四番地
- 支店 東京區本町二丁目二五番地
- 支店 東京區本町二丁目二六番地
- 支店 東京區本町二丁目二七番地
- 支店 東京區本町二丁目二八番地
- 支店 東京區本町二丁目二九番地
- 支店 東京區本町二丁目三〇番地
- 支店 東京區本町二丁目三一番地
- 支店 東京區本町二丁目三二番地
- 支店 東京區本町二丁目三三番地
- 支店 東京區本町二丁目三四番地
- 支店 東京區本町二丁目三五番地
- 支店 東京區本町二丁目三六番地
- 支店 東京區本町二丁目三七番地
- 支店 東京區本町二丁目三八番地
- 支店 東京區本町二丁目三九番地
- 支店 東京區本町二丁目四〇番地
- 支店 東京區本町二丁目四一番地
- 支店 東京區本町二丁目四二番地
- 支店 東京區本町二丁目四三番地
- 支店 東京區本町二丁目四四番地
- 支店 東京區本町二丁目四五番地
- 支店 東京區本町二丁目四六番地
- 支店 東京區本町二丁目四七番地
- 支店 東京區本町二丁目四八番地
- 支店 東京區本町二丁目四九番地
- 支店 東京區本町二丁目五〇番地
- 支店 東京區本町二丁目五一番地
- 支店 東京區本町二丁目五二番地
- 支店 東京區本町二丁目五三番地
- 支店 東京區本町二丁目五四番地
- 支店 東京區本町二丁目五五番地
- 支店 東京區本町二丁目五六番地
- 支店 東京區本町二丁目五七番地
- 支店 東京區本町二丁目五八番地
- 支店 東京區本町二丁目五九番地
- 支店 東京區本町二丁目六〇番地
- 支店 東京區本町二丁目六一番地
- 支店 東京區本町二丁目六二番地
- 支店 東京區本町二丁目六三番地
- 支店 東京區本町二丁目六四番地
- 支店 東京區本町二丁目六五番地
- 支店 東京區本町二丁目六六番地
- 支店 東京區本町二丁目六七番地
- 支店 東京區本町二丁目六八番地
- 支店 東京區本町二丁目六九番地
- 支店 東京區本町二丁目七〇番地
- 支店 東京區本町二丁目七一番地
- 支店 東京區本町二丁目七二番地
- 支店 東京區本町二丁目七三番地
- 支店 東京區本町二丁目七四番地
- 支店 東京區本町二丁目七五番地
- 支店 東京區本町二丁目七六番地
- 支店 東京區本町二丁目七七番地
- 支店 東京區本町二丁目七八番地
- 支店 東京區本町二丁目七九番地
- 支店 東京區本町二丁目八〇番地
- 支店 東京區本町二丁目八一番地
- 支店 東京區本町二丁目八二番地
- 支店 東京區本町二丁目八三番地
- 支店 東京區本町二丁目八四番地
- 支店 東京區本町二丁目八五番地
- 支店 東京區本町二丁目八六番地
- 支店 東京區本町二丁目八七番地
- 支店 東京區本町二丁目八八番地
- 支店 東京區本町二丁目八九番地
- 支店 東京區本町二丁目九〇番地
- 支店 東京區本町二丁目九一番地
- 支店 東京區本町二丁目九二番地
- 支店 東京區本町二丁目九三番地
- 支店 東京區本町二丁目九四番地
- 支店 東京區本町二丁目九五番地
- 支店 東京區本町二丁目九六番地
- 支店 東京區本町二丁目九七番地
- 支店 東京區本町二丁目九八番地
- 支店 東京區本町二丁目九九番地
- 支店 東京區本町二丁目一〇〇番地

取締役會長 飯沼剛一

火災保險  
海上保險  
運送保險  
傷害保險

自動車保險  
信用保險  
森林保險  
戰爭保險取扱



## 日產火災海上保險株式會社

本店 東京都麴町區丸ノ内二丁目十八番地  
電話丸ノ内(23)二〇一五・二三七一  
支店 大阪、名古屋、神戸、横濱、福岡、札幌  
京城、新京、上海  
營業所 京都、仙臺、大連、北京、マカツサル

さくらフォルム・さくら印畫紙  
寫真器械及感光材料  
レントゲン寫真材料  
寫真用藥品類

## 小西六寫真工業株式會社



本社・東京都日本橋區室町三丁目一番地  
電話日本橋(24)四一八一(9)長一六六〇  
支店・大阪、福岡、京城、大連、臺北  
工場・淀橋工場、日野工場、飯能工場

資本金 金五百萬圓(全額拂込済)  
 諸積立金 金六千七百餘萬圓



# 三菱海上火災保險株式會社

## 營業科目

海上、火災、運送  
 自動車、傷害、盜難  
 航空、硝子、風水害  
 戰爭火災運送保險取扱  
 戰爭死亡傷害保險取扱

本店 東京都麴町區丸ノ内二丁目六番地

支店 大阪、神戸、名古屋、福岡、  
 新京、京城、天津、昭南



# 東京火災海上保險株式會社

火災保險  
 海上保險  
 航空保險  
 運送保險

自動車保險  
 傷害保險  
 信用保險  
 盜難保險  
 戰爭保險  
 硝子保險  
 風水害保險  
 森林保險  
 利益保險  
 取扱

本店 東京都麴町區大手町一丁目  
 丸ノ内話(23) 代表一三〇一  
 代表四一三五 至自至自 四四一一 三三〇〇 九五五一

支店 大阪、神戸、名古屋、京都、橫濱、  
 仙臺、札幌、福岡、京城、新京、上海、  
 天津、臺北、高松、廣島、金澤、靜岡、小倉、大連、  
 奉天、哈爾濱、北京、青島、濟南、漢口、廣東、香港

出張所

資本金 貳千八百萬圓

取締役社長 佐野隆一

# 株式會社 鐵興社

本社 東京都京橋區京橋三丁目四番地

電話 京橋 (56) 二〇六三・三五七・三九七五  
二五〇八・二五〇八・三四三三

## 事業場

小野新町工場 (福島縣)  
 山形工場 (山形市)  
 藤島工場 (山形縣)  
 秋田工場 (秋田市)  
 青森工場 (青森市)  
 黑澤尻工場 (岩手縣)

酒田大濱工場 (酒田市)  
 宮崎工場 (宮崎縣)  
 第一第二發電所 (山形縣)  
 稻倉石鑛山 (北海道)  
 余市製煉所 (北海道)

實用百貨  
配給報國



## 株式會社 松屋吳服店

東京本店 京橋區銀座三丁目一  
 淺草支店 淺草區花川戶一丁目一  
 東京支店 中區伊勢佐木町一丁目一二  
 橫濱支店

資本金壹億六千萬圓  
諸積立金壹億八百四拾萬圓



## 株式會社 安田銀行

本店 東京都麴町區大手町  
 電話 丸ノ内 (23) 代表 三、四五一  
 番號 三、四六一

資本金 貳億四百五十萬圓

東京都澁谷區大和田町一  
電話澁谷三、一一一—三、一一九

# 東京急行電鐵株式會社

取締役社長 五島慶太

營業種目

鐵道運輸  
乘合自動車  
百貨店

土地分讓  
砂利販賣

資本金 壹億四千五百萬圓

本社 東京都麴町區丸ノ内一ノ二ノ一

# 北海道炭礦汽船株式會社

取締役會長 島田勝之助

常務取締役 加藤德行

同 古谷金一郎

同 中根正良

# 品藥食純

## オリザニン

ビタミンB類  
オリザニンは弊社獨特の方法を以つて  
總より抽出し得たるものにして製品は  
毎回厳密且つ細心なる生物學的檢定を  
經て市販に供し、力價常に一定確實最  
も優秀なるビタミンBとして廣く治療  
界に實用せられてゐる。  
(米・錠・液・エキス・注射液)

## 消化酵素 タカチアスターゼ

タカチアスターゼは一般局方チアスタ  
ーゼとその組成を異にし、澱粉消化力  
の著しく大なるは勿論、麥芽、蛋白質  
ペプトン、脂肪、纖維素、其他塩類分  
解酵素等數種を含有す。  
(粉末・錠劑)

### 三共株式會社

取締役社長 鹽原 禎三  
取締役會長 鹽原 又策

本社 東京都日本橋區室町二丁目二番地  
支店 大阪市東區道頓町一丁目一〇番地  
出張所 福岡市中市小路一〇番地  
同 上海南京路一六九號  
同 天津西宮島街一丁目五號  
同 青島奉天路二三三號

臺灣三共株式會社  
臺北表町一丁目三二番地  
朝鮮三共株式會社  
京城府大和町一丁目五一番地  
滿洲三共株式會社  
奉天市寧平町一〇奉信ビル内  
出張所 大連市露山町・三兵大連工場内  
ボルネオ出張所 (クアリンメイ、バンザール、  
パンヂエ、エルマシ、ン市)

#### 營業項目

▲醫藥(局方藥、新製藥劑、滋養劑)及衛生材料  
▲賣藥、賣藥部外品及各種品類………  
▲工業、農業、鑛業、理化學品に關する藥品  
▲醫科、理科、製藥機械及度量衡器、計量器具類

昭和十八年版

## 世界年鑑

日本國際問題調查會



詔書

天祐ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國天皇ハ昭ニ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス  
 朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海將兵ハ全力ヲ奮テ交戦ニ從事シ朕カ百僚有司ハ勵精職務  
 ヲ奉行シ朕カ眾庶ハ各々其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ總力ヲ擧ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナ  
 カラムコトヲ期セヨ  
 抑々東亞ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄與スルハ至顯ナル皇祖考丕承ナル皇考ノ作述セル遠猷ニ  
 シテ朕カ拳々措カサル所而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ之亦帝國カ常ニ國交  
 ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト齟齬ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ得サルモノアリ豈朕カ志  
 ナラムヤ中華民國政府曩ニ帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘテ東亞ノ平和ヲ攪亂シ遂ニ帝國ヲシテ干  
 戈ヲ執ルニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經タリ幸ニ國民政府更新スルアリ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ビ相提  
 攜スルニ至レルモ重慶ニ殘存スル政權ハ米英ノ庇蔭ヲ恃ミテ兄弟尙未タ歸ニ相閱クヲ俊メス米英兩國  
 ハ殘存政權ヲ支援シテ東亞ノ禍亂ヲ助長シ平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトス剩ハ與  
 國ヲ誘ヒ帝國ノ周邊ニ於テ武備ヲ増強シテ我ニ挑戰シ更ニ帝國ノ平和的通商ニ有ラユル妨害ヲ與ヘ遂  
 ニ經濟斷交ヲ敢テシ帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ裡ニ回復セシメム  
 トシ隱忍久シキニ彌リタルモ彼ハ毫モ交戦ノ精神ナク徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメテ此ノ間却ツテ益  
 々經濟上軍事上ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメムトス斯ノ如クニシテ推移セムカ東亞安定ニ關ス  
 ル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ事既ニ此ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自  
 衛ノ爲驟然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ  
 皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シ祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ交除シテ東亞  
 永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

御名 御璽  
昭和十六年十二月八日

## 序 文

大東亞戰爭下已に第三年目に入り、世界争闘の重大性は今や益々深刻化し來つた時に當つて、茲に「世界年鑑」昭和十八年版を世に送り得ることは、調査會一同の頗る欣快とするところである。わが肇國の理想を大東亞に、否、全世界に具現するの信念を堅持して闘ひ抜かんとするわれわれ日本民族は、争闘の渦中に在つて猶徒に眩惑されず、能く己を知り、能く諸友邦及び諸親誼的民族の事情を識ると共に、敵側陣營の諸情勢に就ては鋭犀適確なる省察を行ひつゝ、全力を傾倒し一路邁進してこそ始めて此の未曾有の大戦争に打克ち、大東亞共榮圈建設乃至は世界新秩序樹立の大事業成就の彼岸に到達し得るのである。

此の意味に於て、微力なりと雖も、われら調査會一同の努力の結晶たる「世界年鑑」が、わが日本民族の大使命遂行の一端を兩肩に擔はれる江湖諸賢の爲に九牛の一毛たり得れば、洵に幸甚である。然しながら、われらの非才、現時局に於ける資料蒐集の困難等が本書をしてわれらの意圖するところと距たらしめること未だ遠きを遺憾とする。

この點大方諸賢の今後一層の御教示御後援を希つて已まない次第である。

尙、本書の編纂上梓に當つて種々御助力御教導賜つた諸先輩、友人諸氏に對し、茲に更めて衷心より敬意と謝意を表する。

昭和十八年十月

## 日本國際問題調査會

## 推薦の辭

公爵 近衛 文麿

日本國際問題調査會が曩に「世界年鑑」を創刊し、こゝにその第五年版を世に問ふに至つたことは、余の衷心欣快に堪へぬところである。

今やわが國は大東亞戦争のさ中にあつて、既に大東亞共榮圈態勢を確立し、歴史未曾有の雄渾なる經綸を行ひつゝ、戦争の完遂に邁進してゐるのであつて、かゝる大業は光榮ある傳統と使命とを不朽に顯現せんとする、わが日本民族の總力の發揮によつて初めて成就せられるのである。廣く世界の現實を直視し、これが確なる把握によつて偏狭固陋の弊を一掃し、克く今日の聖代を仰ぐに至つたわが民族の榮光は、苛烈なる争闘を通じ、激變する國際情勢に處して、一層世界を究め東亞を究めて、以てわが民族の道義を世界に顯揚しなければならぬ。

その意味において本書の如く、多數専門家の眞摯なる協力に成る、秀れたる世界現勢の鳥瞰圖は、國民の眼光をして歴史の新しき動向に展かしめ、その一人一人をして進取敢爲な國運の開拓者たらしむる好個の資料と信ずる。

余はかゝる國家的事業が、廣く江湖の支持を得つゝあることを知つて喜ぶと共に、今後一層廣く國民の中に滲透することによつて、その貴重な使命を果すに遺憾なからむことを切に希望してやまぬ者である。これ更に重ねて本書を推薦する所以である。

昭和十八年七月



## 凡 例

一、「世界年鑑」昭和一八年版は、前年に引續く世界における樞軸國對民主主義國の死闘が東西二つの廣大なる戦線において、凄々悲壯な場面を展開しつゝ激突を繰返してゐる時期を内容とする。所謂決戦段階への突入なる言葉は、アフリカよりの樞軸軍の後退、ソロモン諸島におけるアメリカ軍の攻勢に現れた被我的戦争が樞軸軍の守勢、反樞軸軍の攻勢といふ形に變化したる事實を示すが、この間に樞軸軍占領地内の建設工作が着々と進められ、不敗の大勢が牢固として出現しつゝある事實を見逃し得ないので、短期戦を稱した反樞軸國の内部においても長期戦への移行を認めざるを得ない現状であり、かくてこそ彼等の焦慮と攻勢は日を追うて激化せざるを得ない。アフリカの喪失、イタリアの屈服は、太平洋戦線へも至大な影響を持つ事件ではあつたが、ビルマ、フィリッピンの獨立等に現れる大東亞共榮圈の逞ましき發展は、「自由印度假政府」の出現とともに日本の政治攻勢の鮮かな進展を意味し、反樞軸諸國の戦争目的の喪失及びその陣營内の矛盾、對立を著大せしめる。激變相次ぐ世界情勢を出來得る限り取入れ、しかもその最も正確なる様相を傳へんがために、我々はあらゆる不便を忍び、また出版時日の延引を厭はなかつた。

二、僻陬の一小國、大洋中の一島嶼といへども尙ほ甚だ重要な地位を占める事實は、本年度においても何等變らず、従つて本年度版においても前年度版の形式を踏襲しつゝ、主要國家の適確な動態の把握に力めると共

に、これ等小國の意義をも重視し、かくて全世界一七六の國ないし地方を収録した。

一、本年度版における主要な變化は、日本篇において樺太の内地編入に伴ひ、これを過渡的な形において内地に含めたこと、アジア篇において、西藏、新疆を中華民國の中に包含せしめる一方、蒙疆を獨立させたこと、および香港を加へたこと、ヨーロッパ篇において新にグリーンランド、スロヴァキヤを別項目に據つたこと等である。

一、各國別の内容項目については社會、文化の項において若干の改正を行ひ、特に主要國において「戰時國民生活」の項を獨立させた。また政治、經濟における「戰時體制」は特に項目別になつてゐない國も多いが、總論の項に自ら平時化して存在する。

### I 歴史概観

II 元首——日本のみ 皇 室、A 皇 帝(日本のみ 天皇)、B 皇 族、C 皇 統、D 皇位繼承法、E 宮内府

III 政治——A 總 論(政治史、戦時體制、統治機構、憲法、首都)、B 行 政(内閣制度、現内閣)、C 立 法(議會制度、現議會)、D 司 法(司法制度、裁判所、犯罪)、E 地方行政、F 植民地行政、G 政 黨(概観、政黨現勢)、H 外 交(概観、國際關係、對日外交)、I 軍 備(概観、陸軍、海軍、空軍、戦争經過)、J 政治の動靜。

IV 經濟——A 總 論(經濟史、戦時經濟)、B 財 政(概観、豫算制度、新年度豫算、税制、國債、地方財政、植

民地財政、財政政策)、C 幣 制(概観、本位貨幣、補助貨幣)、D 外國爲替(概観、對英相場、對米相場、對日

平價ならびに相場)、E 金融(概観、銀行、保険、信託、郵便貯金、その他の金融機關、金利、金融政策)、F 資本(概観、計畫資本、資本輸出、資本輸入)、G 企業形態(概観、企業統制)、H 生産(概観、工業、鑛業、農業、林業、畜産業、水産業)、I 物價(概観、卸賣物價指數、小賣物價指數)、J 國內商業(市場、配給機構)、K 外國貿易(概観、輸出入現況、主要輸出入品、國別貿易、對日貿易、貿易政策)、L 國際收支、M 交通運輸(概観、道路、鐵道、船舶、航空、自動車)、N 度量衡、O 經濟の動靜。

V 社會——A 總論、B 社會構成(身分關係、職業關係、民族關係)、C 勤勞(概観、勤勞條件、生計費指數、失業)、D 勞働組合(勤勞者組織)(勞働組合、農民組合、勞働爭議、小作爭議)、E 協同組合(生組産合、消費組合)、F 民族運動(國民運動、少數民族運動)、G 社會運動、H 厚生施設(社會保險、衛生施設)、I 社會政策、J 戰時國民生活、K 社會の動靜。

VI 文化——A 總論、B 神、社、C 科學(自然科學、文化科學)、D 藝術、E 宗教(概観、各宗派現勢)  
F 教育、G 言語、H 新聞、I 通信(郵便、無電、ラジオ)、J 書籍・雜誌、K 文化施設。

VII 自然——A 總論、B 地勢、C 地質、D 氣候、E 面積、F 人口、G 植民地、H 都市。

参考文献

一、世界全體に通ずる左の如き一般的資料は、一括して次に掲げておく。しかしここに掲げる文献は、主要参考文献ともいふべきものであつて各國政府刊行物その他については、當該國を参照して頂きたい。

略記號	書名	略記號	書名
A.	The Annalist.	I.T.S.	International Trade Statistics.
A.I.	Annuaire Interparlementaire.	I.Y.B.A.S.	International Year Book of Agricultura Statistics.
A.G.	Almanach de Gotha.	J.T.A.	Japan Times & Advertiser.
A.R.	Annual Register.	M.B.	Money and Banking (L.N.)
A.Y.B.	Armaments Year Book (L.N.)	M.B.S.	Monthly Bulletin of Statistics (L.N.)
B.I.N.	The Bulletin of International News (R.I.I.A.)	M.R.	Monetary Review (L.N.)
B.P.	Balance of Payments (L.N.)	M.Y.B.	Mineral Year Book.
C.F.C.	Commercial and Financial Chronicle.	N.I.Y.B.	New International Year Book.
C.E.I.	Chronologie Economique Internationale.	N.T.	The New York Times.
D.I.A.	Documents of International Affairs (R.I.I.A.)	N.Z.O.Y.B.	New Zealand Official Year-Book.
E.	The Economist (London)	P.H.W.	Political Handbook of the World.
E.R.F.C.	Economic Review of Foreign Countries(U.S.A.)	P.Y.B.	The People's Year-Book.
F.P.R.	Foreign Policy Reports (F.P.A.)	Q.M.H.S.	Quin's Metal Handbook and Statistica.
F.Z.	Frankfurter Zeitung.	R.W.T.	Review of World Trade (L.N.)
H.C.E.F.	Handbook of Central & East Europe.	S.	The Statist
I.J.S.	Internationales Jahrbuch der Sozialpolitik.	S.H.W.	Statistisches Handbuch des Welthandels.
I.L.O.Y.B.	International Labour Office Year-Book (L.N.)	S.I.A.	Survey of International Affairs (R.I.I.A.)
I.L.R.	International Labour Review (L.N.)	S.J.D.R.	Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich.
I.T.C.R.M.	International Trade in Certain Raw Materials (L.N.)	S.Y.B.	The Statesman's Year Book.
		S.Y.B.L.N.	Statistical Year-Book of the League of Nations (L.N.)

T. The Times  
 Tp. Le Temps.  
 T.E. Taschenbuch für Ensigewirtschaft.  
 W. Wirtschaftsdienst.  
 W.A. World Almanac.  
 Wh.A. Whitaker's Almanack.  
 W.Ar. Weltwirtschaftliches Archiv.  
 W.E.S. World Economic Survey (L.N.)  
 W.P.P. World Production and Prices (L.N.)  
 W.T.A.P. World Trade in Agricultural Products.  
 Y.B.M.S. Year Book of American Bureau of Metal Statistics.  
 Y.B.A.C. Year-Book of Agricultural Cooperation.  
 Y.B.I.S. Year-Book of Labour Statistics (L.N.)  
 (邦文)  
 朝日新聞外各新聞  
 海外經濟事情(外務省通商局)  
 國際經濟研究  
 同盟世界週報  
 國際知識及評論  
 大日本帝國統計年鑑  
 國勢グラフ  
 東洋經濟新報  
 統計月報(東洋經濟新報社)  
 同盟時事月報

一、本年版執筆者は次のごとくである(五十音順)。

相澤文藏	池田好藏	伊藤隆文	今田福三
遠藤季男	大久保正治	越壽雄	齋藤博厚
坂本章邦	菅間正朔	須々木正士	鈴木福一
永井俊男	野村武秀	福田伴美	山川敏夫
佐藤重雄	野村敏雄		

## 世界年鑑目次

序篇 世界政治の展望

第一章 戦局の發展……………	一
一 序論……………	一
二 ヨーロッパの戦争……………	二
1 東部戦線……………	二
2 地中海戦線……………	八
3 歐洲爆撃戦……………	三
4 通商破壊戦……………	四
三 大東亞戦争……………	五
四 結び……………	九
第二章 政局の發展……………	三
一 序論……………	三
二 フランスの分裂……………	五
三 イタリアの屈服……………	三
四 英・米・ソ對立の發展……………	六
五 日本の政治攻勢……………	六
第三章 崩壊しつつある英帝國……………	六

第一篇 日本篇

1 日本……………	一
2 朝鮮……………	三
3 臺灣……………	六
4 關東州……………	九
5 南洋群島……………	九
第二篇 アジア篇	
6 アデン(英領)……………	三
7 アフガニスタン……………	六
8 アラビヤ諸國……………	三
9 イラーク……………	三
10 イラン……………	三
11 インド(英領)……………	六
12 北ボルネオ(日本占領地)……………	五
13 舊蘭領東印度(日本占領地)……………	一

14	廣州灣(佛租借地).....	三六
15	サイブラス島(英領).....	三七
16	サガレン(ソ領).....	三〇
17	シベリア(ソ領).....	三三
18	シリア・レバノン(佛委任).....	三七
19	セイロン(英領).....	三三
20	ソ領中央アジア.....	三四
21	ソ領トランス・コーカシア.....	三五
22	タイ.....	三五
23	中華民國.....	三七
24	トウワ人民共和国.....	三五
25	トランスヨルダン(英委任).....	三七
26	トルコ.....	三九
27	ネパール.....	三二
28	パレスタイン(英委任).....	三三
29	パレン諸島(英保護領).....	三六
30	ビルマ.....	三〇
31	フィリッピン.....	三四

32	ブータン.....	五六
33	佛領印度支那.....	五六
34	佛領印度諸領.....	五五
35	葡領印度諸領.....	五七
36	葡領チモール.....	五九
37	香港(日本占領地).....	五三
38	澳門(葡領).....	五九
39	マライ(日本占領地).....	五〇
40	滿洲國.....	六三
41	蒙疆.....	六九
42	蒙古人民共和国.....	六六
<b>第三篇 アフリカ篇</b>		
43	アルジェリア(佛領).....	六五
44	アングロ・エジプト・スダン(英領).....	六一
45	アンゴラ(葡領).....	六四
46	伊領東アフリカ.....	六六
47	ウガンダ(英保護領).....	六七

48	英領ケニア.....	六四
49	英領ソマリランド.....	六七
50	エジプト.....	六九
51	カナリア諸島(西領).....	六二
52	ガムビア(英領).....	六四
53	カメルーン(英委任).....	六六
54	カメルーン(佛委任).....	六八
55	北ロデシア(英領).....	七〇
56	ケープ・ヴェルデ諸島(葡領).....	七二
57	ゴールド・コースト(英領).....	七四
58	ザンジバル(英保護領).....	七六
59	サン・トメ島・プリンシプ島(葡領).....	七八
60	シエラ・レオネ(英領).....	七九
61	スワジランド(英領).....	七一
62	西南アフリカ(南阿委任).....	七三
63	西領ギニア.....	七五
64	セーシェル諸島(英領).....	七七
65	セント・ヘレナ(英領).....	七八

66	タンガニーカ地方(英委任).....	七九
67	チュニジア(佛領).....	七一
68	トーゴ(佛委任).....	七〇
69	トーゴランド(英委任).....	七九
70	ニヤサランド(英保護領).....	七一
71	ニジェリア(英領).....	七三
72	白領コンゴ.....	七五
73	バストランド(英領).....	七八
74	佛領赤道アフリカ.....	七四
75	佛領ソマリランド.....	七四
76	佛領西アフリカ.....	七五
77	ベチアナランド(英保護領).....	七五
78	葡領ギニア.....	七六
79	マダガスカル(佛領).....	七六
80	マリシャス(英領).....	七〇
81	南アフリカ聯邦(英領).....	七一
82	南ローデシア(英領).....	七五
83	モザンビクタ(葡領).....	七七

84	モロッコ	七九
85	リオ・デ・オロ(西領)	七五
86	リビア	七七
87	リベリア(立憲共和國)	七九〇
88	レユニオン(佛領)	七九三

第四篇 オセアニア篇

89	英領太平洋諸島	七九五
90	オーストラリア聯邦(英領)	八〇一
91	グアム島(日本占領地)	八〇八
92	西部サモア(新西蘭委任)	八三二
93	ナウル島(英委任)	八三三
94	ニュー・カレドニア島(佛領)	八三三
95	ニュー・ギニア(濠委任)	八三五
96	ニュー・ジラント(英領)	八三九
97	ハワイ群島(米領)	八三九
98	フィジー群島(英領)	八四六
99	佛領太平洋諸島	八四九

100	米領サモア	八五〇
-----	-------	-----

第五篇 北アメリカ篇

101	アメリカ合衆國	八五三
102	アラスカ(米領)	八六一
103	英領西インド諸島	八六四
104	英領ホンデユラス	八七七
105	カナダ(英領)	八七九
106	キューバ	八八〇
107	キュラソオ(蘭領)	八八四
108	グアテマラ	八八六
109	コスタ・リカ	八八八
110	サルヴァドル	八九〇
111	サン・ピエール・ミクロン群島(佛領)	八九二
112	ドミニカ	八九四
113	ニカラグア	八九六
114	ニューファウンドランド・ラブラドル(英領)	八九八
115	ハイチ	九〇〇

116	パナマ	九〇一
117	パナマ運河地帯(米領)	九〇四
118	プエルトリコ島(米領)	九〇六
119	佛領西インド諸島	九〇八
120	ヴァージン群島	九〇九
121	ベルムダ群島(英領)	九一〇
122	ホンデユラス	九一二
123	メキシコ	九一四

第六篇 南アメリカ篇

124	アルゼンティン	一〇〇一
125	ヴェネズエラ	一〇〇一
126	ウルグアイ	一〇〇六
127	英領ギアナ	一〇一九
128	エクアドル	一〇一一
129	コロンビア	一〇三三
130	チリ	一〇三六
131	パラグアイ	一〇三九

132	フォークランド諸島(英領)	一〇三三
133	佛領ギアナ	一〇三五
134	ブラジル	一〇三七
135	ペルー	一〇四四
136	ボリヴィア	一〇四七
137	蘭領ギアナ	一〇五〇

第七篇 ヨーロッパ篇

138	アイスランド	一〇五二
139	アルバニア	一〇五五
140	アンドラ	一〇五七
141	イギリス	一〇五八
142	イタリア	一〇五九
143	伊領エーゲ海諸島	一〇六一
144	ヴァティカン市國(法皇領)	一〇六一
145	エール	一〇六一
146	エストニア(獨占領地)	一〇六〇
147	オランダ(獨占領地)	一〇六八

序 篇 世界政治の展望

165	164	163	162	161	160	159	158	157	156	155	154	153	152	151	150	149	148
フランス	フィンランド	ハンガリー	ノルウェー(獨占領地)	ドイツ	デンマーク(獨占領地)	ソヴェート聯邦	セルビア(獨占領地)	スロヴァキア	スペイン	スエーデン	スイス	ジブラルタル(英領)	サン・マリノ	クロアチア	グリーンランド(米占領地)	ギリシア	北アイルランド(英領)
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
四六	四二	四六	四〇	三七	三三	五六	三五	三五	四〇	三九	三五	三四	三三	三三	三三	三六	三四

176	175	174	173	172	171	170	169	168	167	166
ルーマニア	ルクセンブルグ(獨占領地)	リーヒテンシュタイン	リスアニア(獨占領地)	ラトヴィア(獨占領地)	モンテネグロ	モナコ	マルタ島(英領)	ポルトガル	ベルギー(獨占領地)	ブルガリア
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
四八七	四八五	四八三	四八一	四七九	四七八	四七七	四七六	四七一	四六五	四五九

附 録

各種單位換算表	.....	四九七
國名地名項目索引	.....	卷末



# 序篇 世界政治の展望

## 第一章 戦局の發展

### 一 序論

本書の取扱ふべき期間、昭和一七年すなはち西紀一九四二年の夏から本年夏に至る一ケ年の間に、世界戦局には極めて重大な變化が起つた。一九四二年の夏までは、戦争の主導權は、ヨーロッパ戦線に於いても、アジアの戦線に於いても特に著しく、樞軸側の掌中に握られてゐた。樞軸軍は自ら選んだ戰場で自ら欲する時期に攻撃を展開し、概ね所期の如き戦果を獲得した。しかし、一九四二年の夏には樞軸軍の攻撃力はさしあたりその限界點に達し、その後には攻撃ではなくて防禦が、敵勢力の驅逐ではなくて占領地の建設が、樞軸國の當面の課題となつた。

元來戦争は、樞軸國の尤大な戦争準備の蓄積と反樞軸諸國（ソ聯を除く）の著しい準備不足ないし無準備とをもつて、開始せられた。樞軸國が電撃的に巨大な戦果を収め得た最大の理由は、かゝる準備の上での懸隔に存したのである。しかし、この懸隔も、反樞軸國を一舉に壓倒するには足りなかつた。イギリスは辛くも海上

## 序篇 世界政治の展望

### 第一章 戦局の發展

#### 一 序論

#### 二 ヨーロッパの戦争

#### 1 東部戦線

#### 2 地中海戦線

#### 3 歐洲爆撃戦

#### 4 通商破壊戦

#### 三 大東亞戦争

#### 四 結 び

### 第二章 政局の發展

#### 一 序論

#### 二 フランスの分裂

#### 三 イタリアの屈服

#### 四 英・米・ソ對立の發展

#### 五 日本の政治攻勢

### 第三章 崩壊しつつある英帝國

一	一
二	二
二	二
八	八
二	二
三	三
四	四
一五	一五
一九	一九
二三	二三
二五	二五
三〇	三〇
三六	三六
四六	四六
五六	五六



支配権を維持して自らの崩壊を支へた。アメリカは緒戦で大打撃を蒙つたが、最安全國家としてのその戦略的地位が助けとなつた。かくてイギリスとアメリカとはその擁する無制限ともいふべき潜在戦力を現實化する時間の餘裕を與へられた。一九四二年の夏には、現實化された反樞軸國の戦力が、前線に登場して樞軸軍と相見えるに至つた。樞軸國は電撃戦による戦争の終結を断念し、長期戦態勢を整へるために、急速に占領地域を建設し、緒戦の消耗を補給する必要に迫られた。四二年夏から秋にかけて、ドイツがソ聯に對する大規模な攻勢を展開したのも、長期戦のために兵站基地を確保することがその目的であつたので、世界戦略的には防禦作戦であつた。

かくて過去一年の間、戦争の主導権は一時的に樞軸國の手を離れ、戦争は、反樞軸國の攻勢、樞軸國の防禦を特徴として、發展した。

## 二 ヨーロッパの戦争

### 1. 東部戦線

東部戦線に於ける史上未曾有の大規模な戦闘の第二年目は、ドイツ軍の夏季攻勢をもつて、口火を切つた。ドイツ軍は北方レニングラード地區と中部モスクワ正面では、戦線を維持しただけで大規模な作戦には出でず、もつばら南部地區で、激烈無比の攻撃を展開した。ウクライナの食糧と、コーカサスの石油との確保が、いまや長期戦を覺悟したドイツの戦略目標となつたことが、攻撃の方向を南部戦線に限定せしめたのである。

四二年六月にクリミア半島を制壓し、七月下旬にはロストフを攻略したドイツ軍は、一は東北進してヴォルガの要衝スターリングラードに進撃し、一は南下してコーカサスに侵入した。ドイツ軍の進撃は、第一年度の進撃作戦にも増して目覚ましかつた。ドイツ軍は進撃するソ聯軍を所在に撃破しつつ、スターリングラードに殺到し、コーカサスの奥深く進入した。だが結局ドイツはその戦略目的を達成するには至らなかつた。ソ聯軍は兵力の損耗を回避するために、ドイツ軍の進撃につれて退却し、廣大なソ聯の領土をドイツ軍の蹂躪に委したが、スターリングラードでは頑強な防禦戦を展開した。九月下旬に早くもスターリングラードの周邊に殺到したドイツ軍は、それから一ヶ月餘の熾烈な攻撃にも拘らず、遂にスターリングラードを抜くことができなかつた。コーカサスに進撃したドイツ軍は比較的容易にマイコープ油田を手に入れたが、漸く頑強となつたソ聯軍の抵抗に阻まれて、ソ聯最大の油田バクーを衝くには至らなかつた。

夏季攻勢によるドイツの戦果は赫々たるものではあつたが、鍵鑰的要地スターリングラードとバクーとを攻略し得なかつたが故に、戦略的には成功と呼ぶことはできない。ドイツが長期戦を遂行するのに資源的な缺陷とせられるのは、特に食糧と石油とである。スターリングラードを確保すれば、ヨーロッパの穀倉、ソ聯の屠殺場たるウクライナの制壓は完全なものとなり、ドイツはもはや食糧問題に悩む必要はなかつたであらう。バクーを手に入れば、ソ聯産油の八割乃至九割がドイツの所有に歸し、ドイツの石油問題は忽ち解消したであらう。

のみならず、これら兩地の攻略がソ聯並に反樞軸諸國に及ぼす心理的影響は、殆んど測り知りがたいものが

あつたであらう。スターリングラードは、周知の如く、二十年前の國內戦時代にヨシフ・スターリンが偉功を樹てた街である。かつてツァリチン（女皇の街）と稱したこの都會がスターリンの名を負ふに至つたのは、彼の功業を記念するためであつた。この都會の失陥は、スターリン獨裁政權にとつて一大打撃であり、ソ聯人民の抗戦心理はために甚だしく萎靡せざるを得なかつたであらう。赤軍はスターリングラードを守り抜くことによつて、ソ聯民衆の戦意を昂揚せしめるとともに、「無敵のドイツ軍」といふ一般的信念を打破つたのである。バクーの占領は、石油の問題を別とするも、これに劣らぬ意義を持ち得たであらう。反樞軸諸國勢力の結節點は西アジアである。カスピ河に臨むこの石油の町は、西アジア制壓の重要據點となることが出来る。ドイツがこの都を占領すれば、ドイツ勢力は錐の如く西アジアに突き入り、かくて米英のドイツ包圍環は中斷せられ、ひいては英帝國の心臟印度の孤立の危険を生じたであらう。バクーにまで達し得なかつたために、ドイツは單に石油問題を解決し得なかつただけでなく、かやうな戰略上の優位を確立することもできなかつたのである。ドイツが四二年夏季攻勢で完全な成功を収め得なかつたことは、かくて世界全戦局の發展上、至大の意義を有した。ロシアの嚴寒が再び訪れた時、二頂點を缺いたドイツの戰略態勢が、側面からの攻撃に對して甚だしい脆弱性を藏してゐたことは、特に不幸なことであつた。

四二年一〇月末、スターリングラードの防戦の外は、これまで主として退避作戦をとつてゐた赤軍は、冬の訪れに力を得て、彼等の二度目の冬季攻勢を開始した。ソ聯軍の攻撃は、中南部全戦域に亘つてゐたが、特に南部に於いて熾烈であつた。ソ聯軍はスターリングラード周邊に集結したパウルス元帥麾下のドイツ第六軍の

包圍を第一の目標として、兩側面から大規模な攻撃を開始した。彼等の攻撃は夏のドイツ軍のそれに劣らず激烈で、この攻勢のためにソ聯が長い間準備してゐたことを示した。ドイツ將兵は至る處で猛烈に抵抗したが、長大な補給線が常にソ聯軍の攻撃に曝されてゐたために、戰略的に不利な地位に立たざるを得なかつた。四二一—四三年の冬は、前年度のやうな嚴寒ではなかつた。それゆゑ、ドイツ軍は前年度ほど「ロシアの自然の敵意」を受けることはなかつたが、「ロシアの人間の敵意」は前年度よりも遙に強力に組織されてゐた。四二年の一月の半ばには、スターリングラードの獨軍は、ソ聯軍の重圍に陥つた。四三年の一月末には、壯絶比類ない防衛戦にも拘らず、ドイツ第六軍は遂に赤軍に壓倒せられた。「スターリングラードの悲劇」は次の如き二月三日の獨軍司令部特別公表をもつて飾られた。

スターリングラード市防衛の戦闘は終つた。ドイツ第六軍はパウルス元帥の陣頭指揮の下に、ドイツ軍人の誓ひを守り、最後まで奮戦したが遂に優勢な敵軍に屈服した。更に獨空軍の高射砲一個師、ルーマニア軍二個師、並にクロアチア軍一個聯隊は眞の戦友精神を發揮し、最後の瞬間まで獨軍と運命を共にした。……獨軍の犠牲は決して無駄ではなかつた。歐洲の歴史的使命を擁護する砦として、ドイツ軍は赤軍六個軍團の攻撃に對し數週間に亘り交戦した。赤軍の重圍に陥りながら、惡戰苦闘、缺乏に堪へて更に數週間赤軍の有力な兵力を釘付けにした。第六軍の敢闘により、獨軍司令部は機宜の對策を講じ、東部戦線の全局を保全することができた。……

スターリングラードの敗北にも拘らず、司令部の機宜の措置により、ドイツ軍はたしかに東部戦線の崩壊を

免れることができたのみでなく、部分的には反撃を試みてそれに成功した。二月中旬に一旦撤収したハリコフを一月後に再び占領した如きは、その著しい例である。かくてソ聯情報局は、「三月三日をもつてソ聯の冬季攻勢が終了した」ことを発表しなければならなかつた。しかし、それまでに獨軍が喪失した地域は、決して尠少ではなかつた。二月の半ばには獨軍はロストフ及びウオロシロフグラードから撤収し、ドン河流域の大部分がソ聯の支配下に返つた。コーカサスでも獨軍はクバン河畔の橋頭堡を死守した外は、全地域から撤退した。かくしてドイツ軍は夏季攻勢で占領した地域の殆んど全部を失つた。中部戦線でもヴェルキエ・ルーキ、ルジョフ、ヴィヤジマその他でドイツ軍は相當の戦線短縮を餘儀なくされた。昨年度の冬の例外的な嚴寒のため、初めて「異常な危機」に遭遇したドイツ軍は、四二―三年の冬に再度の試練に堪へなければならなかつたのである。二月四日フランク經濟相の名をもつて國力總動員令が公布せられ、「總力戰の遂行に役立たないあらゆる商工業はもはや存続する権利を持たない」ことが宣言せられ、小賣商店一〇―一二萬軒が三月一五日まで閉鎖せられたのを見ても、ドイツがいかに重大な危機に當面してゐたか推察せられるのである。

四三年の四月から六月までの間は、東部戦線は概して平靜を保つてゐた。偵察的な戦闘は休みなしに行はれたが、獨ソ兩軍ともに來るべき夏の戦闘に備へて戦線の整備、武器の補給に多忙を極めた。夏が近づくとともに、東部戦線は再び世界の注視のまとなつた。就中二月以來國力の緊急總動員を果敢に遂行したドイツの第三次夏季攻勢がいかに巨大な威力を發揮するかは、軍事評論家等の論議の中心となつた。七月に入つて果然夏季攻勢は開始せられた。だが、それはドイツ軍の三度目の攻勢ではなくて、全世界の豫測とは反對に、ソ聯軍

の最初の夏季攻勢であつた。ビエルゴロド、クルスク方面に始まつたソ聯軍の攻撃は次第に南北に擴大し、遂に中南部戦線一帯に互る大攻勢となつた。冬季作戦で甚大な消耗を重ねてゐたにも拘らず、赤軍の攻撃は冬季のそれにも劣らぬ威力を發揮した。「ソ聯の抗戦力を豫測することはもはや不可能である」とアメリカ大統領が嘆じたのは、必ずしも誇張ではなかつた。ドイツ軍は二ヶ月餘の熾烈な防禦戦の間に、實に八〇〇軒の戦線にわたつて一五〇乃至三〇〇軒の後退を行はざるを得なかつた。それはドイツ軍が前年度に於ける如き「土地への執着」を清算し、柔軟な退避戦法を採用して専ら「ソ聯兵力の消耗」を企圖したためでもあつたが、またソ聯軍の壓力に押されたからでもあつた。九月下旬までにドイツ軍の失つた土地の中には、ビエルゴロド、クルスク、オリョール、ハリコフ、イジューム、スタリノ、タガンローグ、マリウポリ、ブリヤンスク、スモレンスク、クレメンチュグ、ノヴォロシースク等の重要都市が含まれてゐた。かくて戦線は次第に西に移動し、ソ聯軍は十月初旬にはドニエブル河の線に殺到し、ウクライナの首都キエフの争奪をめぐる、凄絶な攻防戦が展開されるに至つた。もしドイツがドニエブルの線で喰ひ止め得ないとすれば、その後方には自然の防禦線はないから、舊國境線附近までの後退を餘儀なくされるであらう。かくて戦局はドイツにとり重大な段階に突入したのである。

もちろんドイツ軍は尙ほソ聯の領土奥深くで戦つてゐるので、開戦第一年に獲得した地域の半ばは今日もドイツの手中にある。だが緒戦の大打撃にも拘らず、こゝまでドイツ軍を押し戻したソ聯の戦力は驚くに足るのである。ドイツの宣傳相が繰返し「ボルシェヴィーキの脅威」を叫んで全歐洲に警告してゐるのは、決して單

に宣傳と見らるべきではない。

## 2. 地中海戦線

地中海を繞る獨伊と英米との爭覇戦は、過ぐる一年の間に、極めて深刻な發展を遂げた。元來地中海の覇權を目ざして北アフリカに展開せられた戦争は、東部戦線に於ける獨ソの死闘に比すれば、甚だ矮小な作戦であつて、これに参加する兵員は、交戦双方を合しても十數箇師團に過ぎない。それにも拘らず、この作戦の結果は、全戦局に深大な影響を及ぼすのである。北阿の作戦が獨伊の勝利に歸し、地中海が樞軸の湖水となるやうになれば、樞軸支配下の歐洲要塞は飛躍的に堅強を加へ、これに對する有効な攻撃は殆んど不可能となるであらう。蓋し海上からする外に途のない英米の攻撃に對して、歐洲要塞の持つ脆弱點は、たゞ地中海岸にのみ存するのだからである。殊にスエズ運河が樞軸の掌中に歸すれば、英帝國を連結する路線は悉く危険にさらされ、英帝國は事實に於いて崩壊せざるを得ないであらう。逆に北アフリカ作戦が反樞軸側の勝利となり、地中海の制海權が英米海軍に歸すれば、英帝國の紐帶は頓に強靱となり、輸送問題その他英國の當面する諸困難は著しく緩和せられ、かくて樞軸國の勝利の希望は遠のくのみでなく、北阿大陸は歐洲進攻の長大なる基地と化するであらう。樞軸國は能ふ限りかゝる危険を避けなければならぬのである。ドイツが東部戦線に於ける尨大な軍事的負擔にも拘らず、その精銳の一部を割いてイタリアを援助し、北阿作戦に力を盡したのも、イギリスが「英本國の如くエジプトを防衛」(チャーチル)したのも、彼等が北阿作戦の意義を正當に評價したからに外ならない。

一九四二—三年は、北アフリカの戦場でも、樞軸軍に多幸な年ではなかつた。四三年の五月にいたつて、北アフリカ作戦は樞軸軍の敗北をもつて終了した。四二年七月、ロンメル元帥麾下のドイツ軍が英第八軍を撃破してリビヤからこれを驅逐し、長驅してエジプトに侵入した時には、勝利は樞軸の手に握られたかの如くであつた。ドイツ軍はエル・アラメインに到達し、いまやイギリスの東地中海に於ける最大の海軍根據地アレキサンドリアは指呼の間にあつた。だが、そこでドイツ軍は食ひとめられた。蜿蜒二千軒を超える長大な補給線は、樞軸軍の戦力を限定した。エル・アラメインに達した時、樞軸軍はその補給力の限界を超えてゐた。そしてイギリスの防禦力はすでに著しく強化されてゐた。英第八軍の強力な反撃を受けて、樞軸軍は後退作戦を遂行しなければならなかつた。後退する樞軸軍を急追しつつ、イギリス軍はリビヤに侵入した。要衝トブルク、ベンガジは相ついで英軍の手に歸し、キレナイカ地方一帯がその制壓するところとなつた。モントゴメリー麾下の英第八軍は進んでトリポリタニヤの平原に踏み入つた。ロンメル將軍は巧妙な作戦によつてしばしば英軍を危地に陥れたが、その進撃を阻止することはできなかつた。イギリスがエジプトに蓄積した尨大な武器彈藥は、東地中海に於ける英海軍の制海權掌握の結果、比較的支障なく、進撃する英軍を補給することができた。遂に南進イタリアの希望の花、トリポリも英軍の手に落ちた。

しかも英第八軍の西進に呼應して、米英軍が大舉佛領アルジェリアに上陸し、直ちに東進を開始したため、樞軸軍の地位は極めて重大となつた。獨伊兩國は急遽軍をチュニジアに派遣し、チュニス、ビゼルト等の要地を收めて堅陣を布いたが、東西より挾撃を受ける樞軸軍の不利は掩ふべくもなかつた。

米英軍の北阿上陸は、フランス政治情勢の悲劇的な展開を伴つて、遂行せられた。對獨屈服後のフランスは、ベタン主席の統率の下に、對獨協力を根本方針としてゐた。しかし國民の根深い反獨感情と反獨分子の活動のため、この方針はともすると動搖を示してゐた。親獨論者として知られるラヴァルの首相復歸もこの大勢を動かすことはできなかつた。フランスの反獨主義者の先頭には、ベタン主席の後継者と指名されてゐた提督ダランが立つてゐた。彼及び彼の追隨者は早くより米英と連絡し、竊に對獨廢起の機を窺つてゐた。このことが米英軍の北阿上陸に當つて明らかとなつた。アルジェー、オランその他の佛領諸港に上陸した米英軍は、たゞに抵抗を受けなかつたのみでなく、かへつてフランス駐屯軍の歡呼を浴びた。ダルランは直ちにアルジェーに現れ、その徒を糾合してこゝに傀儡政權を樹立した。佛駐屯軍は傀儡政權の指揮下に入り、米英軍と協力してチュニジアに於ける對樞軸戰闘に参加するに至つた。久しくツーロン軍港に碇泊してゐたフランス艦隊は、ダルランの命によつて、脱出を企てた。しかし、この企圖は成功しなかつた。ダルランの裏切りとともに、疾風の如くに行動を起したドイツ軍は、忽ちフランス非占領地全域を制壓し、特にツーロンの佛艦隊に嚴重な監視を加へてゐたからである。企圖の不成功を知つた佛艦隊は、悲劇的にも、ツーロン港に於いて自沈の舉に出た。世界第四位を稱へた佛艦隊、フランス國民が戦後の復活の頼りと考へてゐた佛艦隊の主力は、かくて、地中海の空を掩ふ爆音と硝煙のうちに、一日にして壊滅した。フランス艦隊を無傷のまま手に入れようとした米英の野望は粉碎せられたが、フランス國民の最後の杖もこれによつて失はれたのである。(ダカールにあつた佛艦隊、アレキサンドリアに抑留されてゐた佛艦隊は、後に反樞軸軍に合流した。)

ダルランは程なく暗殺せられたが、將軍ジローがこれに代り、彼等はド・ゴールの率ゐる「自由フランス」と聯携をはかり、アルジェーに創設せられた米人アイゼンハウアー司令部の傘下に、對樞軸抗戰に加擔するに至つた。かくてフランスは二つの陣營に分裂し、フランスの全植民地は、日本の勢力圏にある印度支那を除き、すべて反樞軸側に立つこととなつた。

チュニジアの攻防戰は約半年の間續いた。フォン・アーニムの率ゐる樞軸軍は、英第八軍に逐はれてチュニジアに入つたロンメル軍と合體し、山嶮に據つて西からの米軍、東からの英軍、南からの「戦ふフランス」軍を邀撃した。チュニジアはシシリー島と相對してシシリー水道を扼する地中海の要衝であつて、チュニス、ビゼルトの良軍港を擁する。この地域がいづれに歸屬するかは、地中海全戦局に極めて重大な影響をもたらす。それゆゑ獨伊軍の防衛は極めて頑強、熾烈であつた。それにも拘らず戰勢は時とともに樞軸軍に不利となつた。米英がアルジェーリア及びエジプトに集結した尨大な武器、就中四千臺と稱せられる航空機は次第に樞軸軍を壓倒した。特にシシリー水道の制海空權が反樞軸軍の掌握するところとなつた事實は決定的であつた。東部戦線でソ聯の冬季攻勢を支へねばならなかつたドイツは、この遠隔の戦線に十分な兵員と武器とを注ぎこむ餘裕を持たなかつた。イタリア本土はチュニジアの鼻の先にあつたが、イタリアの戦力は既に甚だ衰へてゐた。かくてチュニジアの要地は次々に反樞軸軍の手に落ち、五月初旬にはビゼルト、チュニス相次いで陥落した。五月一四日獨總統大本營は、「獨伊兩國軍アフリカ部隊の英雄的戰闘は茲に光榮ある最後を告げた。チュニス市近郊に於いて最後の抵抗を繼續してゐた部隊は、過去數日間互に、水も食糧もなく而も奮戰を續けたが、遂に

弾薬盡きて戦闘を停止するの已むなきに至つた。……樞軸軍部隊は敵軍の攻撃に屈服したのではなく、結局補給の缺乏に屈服したのである。……」と發表してチュニジア攻防戦の終了を發表し、アフリカ部隊が樞軸軍のために「時間を稼いだ」功績に對して賞讃の辭を贈つた。一九四〇年六月イタリアが參戰して以來、エジプト、キレナイカ、トリポリタニアの蜿蜒たる戦線にシーソー・ゲームを繰返してきた北アフリカ争奪戦は、こゝに反樞軸軍の勝利をもつて終止し、地中海の南邊は擧げて米英の支配に歸するに至つたのである。

チュニジアを制壓した後、反樞軸軍はシシリー作戦を展開し、それに成功した。續いて彼等はイタリア本土の南端に上陸し、こゝに歐洲大陸に橋頭堡を設定するに至つた。ムッソリーニ・ファシスト政權の崩壊を誘發し、遂にイタリアの無條件降伏を餘儀なくせしめたこれらの二作戦については、その軍事的、政治的影響の重大さのゆゑに、單にアフリカ作戦の延長としてではなく、戦局の新段階への突入の象徴として、項を改めて説述するのが適當であらう（第二章）。

### 3. 歐洲爆撃戦

西部戦線では、過ぐる一ケ年の間、海陸軍の大規模な戦闘は見られなかつた。英本國には三乃至四百萬と稱する英軍の外、有力な米軍、カナダ軍等が裝備を整へて待機してゐたが、彼等は行動を開始する機會を與へられなかつた。ドイツの大西洋岸防備は鐵壁の如く、ソ聯累次の第二戦線要求にも拘らず、米英軍は歐洲上陸を試みることはできなかつた。イギリスは奇襲（コマンド）部隊を編成し、時々ドイツ軍占領地に對し電光の如く來襲したが、忽ちドイツ軍に撃退された。四二年八月北佛チェップに二個師團上陸作戦を試みて失敗して

以後、多少とも大規模な上陸作戦は行はれず、コマンド部隊の活動は、ドイツ占領地の民衆の間に若干の精神的不安を醸成した以外には、効果はなかつた。かくて西部歐洲の陸海戦線は比較的平靜な一ケ年を過ぎたのである。

しかし、西部戦線の空ではさうではなかつた。四二年の後半以後、特に四三年に入つて後、米英軍は極めて大規模なヨーロッパ爆撃を開始した。これらの爆撃は、從來獨英兩國が互に遂行した空襲とは、量的に比較にならぬほど大規模であつたのみでなく、殆んど質的に異なるものであつた。従來の爆撃は主として敵の軍事施設を粉碎し、軍事工業を破壊する目的をもつて行はれた。米英が新に開始したヨーロッパ爆撃も、もちろん、同じ目的を持つてはゐたが、それはいつそう重要な目的を有してゐた。敵國人民の戦意を粉碎すること、これであつた。數百機、時には千機に達する大型爆撃機編隊がドイツの重要都市に投下する一回數千噸の高性能爆弾は、ドイツ銃後の戦意を一舉にして粉碎し、社會不安を激成し、内部崩壊を促進せしめるといふ重大な政治目的を有してゐたのである。従つて、この爆撃の目標は軍事關係の施設に限られず、かつては米英兩國が口を極めて非難した無差別爆撃となつた。時には米英爆撃機は一定の目標地域を劃定し、住宅であると軍事施設であるとを問はず、該地域内の一切の建造物を破壊し、軍人、非戦闘員、老幼男女の區別なく、一切の人間を爆殺するといふ暴舉に出でた。例へばハンブルグ市の如きは、方六軒に互る全地域を一日の爆撃で灰燼に歸せしめられ、數萬の死傷者を出した程である。ベルリンもまた重大な損害を蒙つた。佛の西北地方一帯、パル、サンナゼール、サン・ブルクタ、ベルギー、オランダの諸都市、ルール、ラインランド、ケルン、ミュンヘン、ロ

ツテルダム、キール、ウィルヘルムス・ハーフェン、ブレイメン、ノルウェー海岸、ギリシア、イタリアのミラノ、ジェノア、その他の諸都市が連続的に爆撃され、七月にはヴァチカンを擁するローマが爆撃を受けた。かゝる爆撃が如何に威力を發揮したかは、ドイツの宣傳相が幾度も「米英のテロ爆撃」を痛憤し、報復大爆撃の間近いことを告げ知らせつつ、國民の忍耐を要請したのでも察知せられる。ドイツ國民はよくこの試練に堪へた。しかし、イタリア國民はさうではなかつた。彼等は米英軍の連続大爆撃を喫して俄に戦意を失ひ、「何を犠牲にしても平和」を冀ふに至つた。遂にイタリアをして無條件屈服を選ばしめた直接の動機は、反樞軸軍の對伊大爆撃の威力に存したのである。

ドイツももちろん不斷に英本土に爆撃を加へた。しかし、何分にも東部戦線に於ける重大な負擔のため、ドイツは飛行機を西部戦線に集中することができなかつた。然るにイギリスは既にドイツに匹敵する大空軍を建設してゐたし、ラジオ・ロケーター等の整備によるイギリスの防空力の進歩には見るべきものがあつた。その上に飛躍的に上昇しつつある米航空工業がイギリスを支援した。かくて一九四〇年にドイツの壓倒的大勝の原因となつた制空権は四三年にはむしろ反樞軸側の手に落ちた。ドイツ空軍及び高射砲隊は大舉して來襲する敵空軍を逐へて奮闘し、毎回のやうに數十機撃墜の戦果を挙げたけれども、遂に反樞軸軍をして歐洲大空爆を断念せしめるに至らなかつた。

#### 4. 通商破壊戦

一九四三年一月一日のドイツ軍の發表によると、ドイツ海空軍が四二年中に撃沈した反樞軸諸國の商船は、

總噸數一〇、一八七千噸に達した。就中九月には一、〇一〇千噸、一〇月には七二〇千噸、十一月には一、〇三〇千噸、十二月には九八〇千噸と、ドイツ軍の戦果は昨年後半期に頓に増大してゐる。もつとも米國上院の軍需實績調査委員會は「損害は甚大ではあるが危機を招來する程ではない。一九四二年の後半には喪失船舶も減少してゐる」と述べてゐる。併し同委員會も「一九四二年内に撃沈された反樞軸國船は約一二百萬噸に上つてをり、同年内に米英兩國が建造した船舶の總噸數を遙に凌駕してゐる」ことを認めてゐるので、依然としてドイツの通商破壊戦が赫々たる戦果を挙げたことが分る。

英本土上陸が不可能となり、空爆による英國の屈服も望み少くなつて後、英國に致命傷を與へる唯一つの手段は、對英逆封鎖を強化し、その通商路を破壊することのみである。それゆゑドイツが潜水艦出身のデーニッツ提督を擧げて海軍總司令官とし、通商破壊戦に主力を注いだのは賢明な戦法に相違ない。しかしこの戦法も遂に「英國の危機を招來する」までには至らなかつた。米英加三國海軍代表は四三年三月ワシントンに會合して潜水艦對策を協議したが、その後ドイツ潜水艦の威力は若干減退した如くである。その原因としては、反樞軸軍の獨潜水艦基地並に造船所に對する空爆の激化、新護送制の採用、潜水艦探知装置の改善等が挙げられるであらう。

### 三 大東亞戦争

廣茫幾千萬方哩の大東亞の周邊に於いて、世界第一と稱せられる科學技術力、生産力に裏づけられつつ、津

浪の如くに押し寄せる敵の反攻を迎へ、アジアが巨巖の如き防衛力を發揮してゐるのが、大東亞戦争の現在の様相である。

敵の反攻は一九四二年夏に開始せられた。それまで約八ヶ月の間、敵は敗退に敗退を重ね、遠く太平洋の東半に驅逐せられたが、そこで立直つた。戦争勃發後狂氣の如く推進せられた米國の軍備擴張は、緒戦の打撃を少しづつ恢復し、四二年の夏には反攻を可能ならしめるところまで行きついたのである。米國はハワイ、サモア、フィジー、ニューヘブライズ諸島を連ねる太平洋戦略線を維持して、ニュー・ジラード、オーストラリアを保持し、八月にはソロモン群島ガダルカナル島に大舉上陸作戦を敢行し、續いてニュー・ギニアでも反攻作戦を開始した。爾來一年有餘、熾烈なる海陸空攻防戦は間斷なく展開せられ、現在までの間に、敵は凡そ三百哩に達する前進を成し遂げた。敵の速度は、一日當りにすれば、漸く半哩を超えるに過ぎず、そのために敵の拂つた犠牲は、敵自身の認めたゞけでも、極めて莫大であつた。日本が緒戦半歳の間に成就した迅雷の如き進撃に對比すれば、敵の反攻の進捗は遅々として半歩の如くであると云ひ得られよう。だが、そのゆゑにわれわれは晏如としてゐるわけにはゆかない。日本軍將兵は、海陸空の何れに屬するとを問はず、比類なき闘魂を發揮した。たとへ敵が局部的な進出を得ることがあつても、それは日本軍の最後の一兵までが倒れた後に辛くも得られた極めて犠牲多きものであつた。皇軍は累次のソロモン海戦、南太平洋海戦その他の海空戦に赫々たる戦果を収め、敵の艦艇、航空機に極めて重大な損害を與へた。それにも拘らず、敵が一年間にとにかくも三百哩の前進を遂げた事實は、決して輕視を許さぬのである。

敵は北方でも反攻を開始した。日本軍は四二年初夏アリューシャン群島に進攻し、その西端の二島アツ、キスカを占據し、こゝに北邊防護の根據地を作つた。米國はこれに對し先づ米本國、カナダ、アラスカを通ずる公路を建造し、セワード、コジャック、ダッチハーバーを連ねる輸送路を完成し、然る後ダッチハーバー軍港に海空軍を集中して我に挑戦し來つた。四二年冬以來アツ、キスカ兩島に對する敵の空爆は猛烈を極め、時に艦砲射撃を交へた。四三年五月一二日米軍は濃霧に乗じアツ島に上陸し來つた。山崎大佐の率ゐる我が守備部隊は寡兵よく奮闘して實に二旬に及んだが、敵は漸次増強し、我が補給路は遮斷されてゐた。戦勢は日々我に非となり、死傷續出し、彈藥、食糧も盡きた。五月二九日我が守備軍は最後の決意を固め、傷病者は自決し、全員一塊となつて壯烈な突撃を敢行し、こゝにアツ島守備隊二千數百名は一人も残さず玉碎するに至つた。

敵がアツ島を奪還して以來、キスカ島の運命が危ぶまれてゐたが、七月下旬日本はキスカ守備隊の無血撤収に成功した。敵制海空權下の孤島に於けるこの作戦の成功は、日本の戦争指導の卓越性を證するものであつて、アツ守備隊の戰鬥精神とともに、永く戦史を飾るに足る。

かくて敵はアリューシャン列島の尖端に進出し來り、その後航空機をもつて我が千島列島を攻撃し、漸く我が本土中樞部を襲ふ態勢を示しつつあるのである。

西方ビルマ戦線に於いても、四二年暮から敵は反攻を開始した。ビルマは米英と蒋介石軍とを連ねる要路に當り、敵が大陸に於いて大規模の作戦を起すためには、第一にビルマ・ルートの奪回が必要であつた。それゆ



を、四二年五月六月までにビルマから全く驅逐せられた英印軍は、將軍ウェーベルの指揮下に反攻を準備し、二月に入るや、ビルマ奪回を目ざしてアラカン地方に侵攻し來つたのである。しかし、この作戦は約一ヶ月の後見事に失敗した。アキヤブ前面に進出してゐた敵は我が迂迴作戦によつて背後より急襲を受けて惨敗し、算を亂して敗退した。

その後この方面に於ける戦闘は久しく空爆の交換に終始したが、英米クエベック會談に於いて太平洋反攻作戦が協議決定せられ、英將マウントバッテンを司令官に反樞軸東南アジア司令部が創設せられるに及んで、敵の反攻は漸く熾烈化の傾向を見せてゐる。北アフリカ、地中海の作戦に勝利した敵は、航空機、艦艇に多少ともに餘裕を生じたものの如く、これら餘剩兵力の東亞廻送は當然に豫期せられるのであつて、雨季明け後に反攻を開始するといふ彼等の宣言は、單に宣傳として無視することはできないのである。

支那戦線に於いても戦闘は不斷に行はれた。日本軍は絶えず掃蕩作戦を試みたり、蒋介石軍も機を窺つて出撃を繰返した。一八年春の大行作戦の如く、日本軍が大規模な作戦を展開したことも、一再に止まらない。それにも拘らず、過ぐる一年の間支那戦線は概して平靜状態を続け、兩軍の現在の對峙線は一年前のそれとさしたる變化を示してゐない。大東亞戦争が勃發し、支那の戦争がその一部となつて以來、支那戦線は第二義的な戦線と化し、この戰場に於ける運命は單にこの戰場の戦闘によつては決定せられず、大東亞戦争、更に大局的には第二次世界戦争の歸趨に係ることとなり、現在までのところ、支那は世界戦争の主戰場たる條件を持たなかつたために、支那の戦線に於いては重大な意義を有する戦闘は本來起り得なかつたのである。

だが、大東亞戦争緒戦に於ける日本軍の大勝にも拘らず、蒋介石軍が崩壊することなく、ともかくも日本軍と對峙して抗戦を繼續した事實は、消極的には、極めて重大な意義を有する。もしも蒋介石軍が崩壊しまたは驕然として抗戦を中止したとすれば、そして駐支日本軍數十百萬が他の戰場に轉進し得たとすれば、大東亞戦争は全く異つた發展を見せたであらうし、ヨーロッパの戦争も現在の如き状況にはならなかつたであらう。たとへ反樞軸諸國が完敗を喫するには至らなかつたとしても、彼等の勝利の希望は全く失はれたであらう。それゆゑ蒋介石軍は、たゞ抗日支那軍としての存在を續けることによつて、起り得べき反樞軸軍の敗北を支へたと云ひ得るであらう。支那戦線の過去一ケ年の意義はまさにこの點に存した。反樞軸軍の指導者が機會あることに蒋介石援助を呼號し、細々ながらも空輸による武器援助を繼續し、必死に支那に於ける抗日軍の崩壊を防止するに力めたのは、彼等がかゝる支那戦線の意義を正當に評價したからに外ならない。

#### 四、 結 び

以上の概観によつても明らかなやうに、一九四二年夏を境に、第二次世界戦争は新たな段階に突入し、樞軸軍は攻勢から防禦に、反樞軸軍は防禦から反攻に轉じた。樞軸軍が何時新たな攻勢に轉じ得るか、主としてドイツ及び日本が現に強力に敢行しつつある總力戰體制の進行に伴ひ、武器就中航空機をいかに大量に生産し得るかにかゝつてゐる。過去一年間が反樞軸軍反攻の年となり得たのは、反樞軸諸國の武器生産が樞軸國のそれを超過したからであつた。就中米國とソ聯とに於ける武器生産の躍進こそ、反樞軸軍反攻の支柱であつた。

前者に就いては、米國の戦争指導者が政策的に繰返し宣傳してゐるし、それに就いての解説も既に多過ぎるほど現れてゐる。本年鑑のアメリカ篇も當然このことに觸れてゐる。しかし、ソ聯邦政府が秘密政策を採つてゐると、日本の敵國でないソ聯に對する國民的關心が米國に對する程ではないのとのため、後者に就いては、一般に比較的に閑却されてゐる。しかし、ソ聯の抗戦力はアメリカのそれにも立優つて、ヨーロッパ戦争の決定的要因であり、従つてドイツとともに一つの戦争を戦つてゐる日本にも至大な關係があるのである。ソ聯抗戦力の研究は、われわれにとつても、常に重大な課題なのである。

周知の如く、ソ聯は一九四二年及び四三年のドイツ軍の夏季攻勢によつて、極めて巨大な打撃を受けた。その經濟力に受けた打撃のうち重要なものを拾つて見ると、ドンバス年産八千萬トンの石炭の喪失、クリヴォイ・ログ及びその周辺の年産一千萬トンの鉄鐵の喪失、チフヴィン、ドニエプロベトロフスクの年産四萬トンのアルミニウムの喪失、ハリコフ、ザポロージェ、スターリンググラードの工作機械・戦車工場の破壊、レニングラード兵器生産高の空爆被害による激減、ウクライナ及びクバン農業地帯の喪失、被占領地四千萬人口の喪失等がある。これらの喪失が開戦前のソ聯經濟力中に占める比重は、石炭については全ソ生産高の三分の二、鉄鐵は二分の一、アルミニウムは三分の二、工作機械は約二分の一、人的資源は五分の一強である。かかる巨大な損失は、チャーチルも評してゐる如く、他の國にとつては致命傷を意味したであらう。だがソ聯はこの損失に堪へ得たのみでなく、短期間に經濟の再編成を遂行し、武器生産力の再建増強に成功し、單にドイツ軍の進撃を阻止するのみでなく、四一—四二年の冬季攻勢、四二—四三年の第二次冬季攻勢、四三年の夏季攻

勢を相次いで展開し、廣汎な失地を恢復し、現在ドイツ軍をドニエプル河の線まで追返し得たのである。

ソ聯經濟のかゝる成功の原因はどこにあつたか。

ソ聯邦が廣大な領土を有し、尨大な未開發資源を擁してゐたことが、この成功の基礎であつたことは云ふまでもない。四千萬の人口を喪つたとはいへ、尨一億五千萬に達する巨大人口を有してゐたことも、もとより根本的な條件であつた。これらのものなしには、經濟再編成は最初からお話にならぬのである。だが、これらのものだけでは、獨軍の熾烈な攻撃の面前で、急速に巨大な經濟力を再建することは不可能である。ソ聯の經濟再建工作成功の決定的な要因は、ソ聯經濟體制の能率にこれを求めねばならない。

國家總力の戦争への集中の任務を負うた點では、ソ聯經濟も他國のそれと異なるところはなかつた。併しかゝる任務を果すに當つて、ソ聯經濟は他國のそれが味つたやうな矛盾と格闘するには及ばなかつた。従來諸國家では經濟活動はもつぱら利潤を目的として營まれ、國家目的はそこでは第二義的な意味を有するに止つた。戦争は經濟が國家目的に完全に從屬することを要求したが、このことは經濟活動のあらゆる部面で、矛盾と摩擦とを起さずにはゐなかつた。ソ聯では經濟活動は最初から國家目的に從屬し、これに奉仕する體制をもつてゐた。戦争が起つたために、ソ聯の國家目的は、社會主義建設から祖國防衛に變つたが、そのためにソ聯經濟體制は根本的な變革を経験するには及ばなかつた。ソ聯の經濟再編成はたゞ技術的な面だけで必要であつたに止まる。然るにその技術的な面では、ソ聯邦指導者は經濟諸力を計畫的に一つの目的に綜合結果することにかけ

ど以前に経験を持たぬいは、経済革命を遂行しなければならなかつたのに、ソ聯邦はそのやうな必要がなかつた。ソ聯邦が敵の攻撃の面前で、急速に、大した混乱を惹起することなくして、生産力の再建設に成功した最大の原因は、こゝにあつたのである。

ソ聯邦の軍需生産の現状に就いては、本年鑑ソ聯篇に検討を加へてあるが、要約的に云へば、開戦二年後の現在ソ聯邦はその喪失した経済力に代替する経済力を生みだすのに、概して成功してゐると認めることができよう。例へばマグネシウム・ゴルスク鑛山は一九四二年にはクリヴォイ・ログのそれを超える鐵鑛を生産したし、クズネツの炭田はドン・バスの喪失を補つてゐる。ゴルキー、チェリヤビンスク、オムスク等の航空機生産がかなり高度に達してゐることは、これらがウラル鑛山地帯からの年産三萬トンのアルミニウムを消費してゐるのでも明らかであらう。燃料については、一時マイコープ油田が獨軍の手に歸したが、コーカサス三千五百萬トンの石油は現在完全にソ聯の手中にあり、外にバシキール油田の産油高は一年六百萬トンを超える。ソ聯が最も惱まされてゐるのは、ウクライナの喪失による食糧難であるが、これに就いてはカザフスタン、キルギス地方の開発が注目されねばならない。一九四二年中にこの地方では約一千五百萬エーカーの土地が開墾せられたといふ。肥料は主としてウラルのベレズニキ、シベリヤのチェレムボオにある大規模な化學製品工場で大量的に生産され、農業機械化の發展とともに、食糧難を緩和してゐる。人的資源に關しては、巨大な占領地人口の喪失と一千萬を超える動員は、確に銃後労働力の不足を惹起してはゐるが、この國では女子が全く男子と同様な労働力とされて來たこと、占領地の壯年人口は獨軍の進出につれて撤退し、主として老朽・幼弱人口がドイ

ソ側の手に残つたこと、國民皆労働體制がもと樹立されてゐたこと等のため、ソ聯に於ける人的資源の枯渇は、未だ英國の如き程度には至つてゐない。

ソ聯の抗戦力は、かくて、今日もなほ悔るべからざる強靱性を藏してゐると認められるのである。

## 第二章 政局の發展

### 一 序 論

一九四二―三年の戦局が反樞軸諸國の反攻を特徴としたのに對應し、世界政局の同じ十年間に於ける發展も、反樞軸の政治攻勢をもつて特徴づけられる。一九四二年夏までの反樞軸諸國は、政治的にも主として防衛の立場にあつた。英ソ同盟、米ソ協定の成立や、西半球諸國の米傘下への編入企圖や、政治手段による英帝國の紐帶の強化等は、かゝる防衛體制樹立のための努力を意味した。四二年の夏以後に於いては、米英兩國は軍事的反攻とともに政治的攻勢をも展開し、爾來二つの反攻は互に絡みあつて發展した。あるところでは政治攻勢が軍事反攻の條件を準備したし、あるところでは軍事的成功が政治攻勢の可能性を開拓した。例へば米英兩國がアフリカ作戦を實行したのは、隠密のうちに行はれた對佛政治攻勢が成功してからであつたし、イタリアに對する軍事的勝利は對伊政治攻勢の成功を伴つた。

もちろん、反樞軸諸國の政治目的は同一ではなかつた。英國は英帝國の維持が最大の目的であつたし、米國は世界制覇を第一の目的としてゐたし、ソ聯にとつては、さしあたり祖國防衛が中心的な目的であつた。これらの目的は互に矛盾し摩擦する面を有し、この矛盾と摩擦とは、彼等が政治攻勢を展開するに當つて、常に英米ソの對立の進展として表現せられた。英米とソ聯との對立は基本的な深刻性を有するが、英米間のそれも決して深刻でないわけではなかつた。英米は彼等の利害の對立を克服すべき原則として先に大西洋憲章を協定してゐたが、それはソ聯と彼等との對立を調停する原則となり得なかつたのみでなく、彼等自身の對立を清算することもできなかつた。ポーランド亡命政権問題ではソ聯と米國とは眞向から對立し、イギリスはこの調停のためには大西洋憲章を犠牲に供することを辭しなかつた。北阿のフランス傀儡政権に關しては、英米の間に深刻な紛争が惹起されたし、英米とソ聯の間にも激しい政策の喰ひ違ひが見られた。だが、それにも拘らず、これらの矛盾と對立とは、三國の協力を爆殺するには至らなかつた。共通の敵と争ふために、彼等自身の争ひは、姑息な彌縫策を施しただけで、延期せられた。やがては爆發せざるを得ない英米ソ三國の對立關係が、爆發するに至らなかつたことそれは——一九四二、四三年の世界政局の發展に於ける重大な事實であつた。

アジアでは日本の大膽奔放な政治攻勢が展開せられた。對支新政策の推進や、南方諸民族の獨立許與等は、かゝる政治攻勢であつた。同時にそれらはまた東亞防衛に諸民族の總力を結集することを目的とする防禦體制樹立の努力でもあつた。由來、列強争覇の時代は後進民族興起の時期であり、そこでは後進民族の世界政治に於ける相對的な地位は俄に高められる。大東亞の諸民族もまたそのやうな相對的意義の増大を経験した。彼等

の動向が世界政局、戦局の發展に極めて重要な影響を及ぼすに至つた。日本の政治攻勢は、このことへの理解を基礎として、展開せられたのである。

印度に於いても、後進民族興起の條件は着々として成熟した。印度の民族運動はイギリスの酷烈な彈壓を受け、その指導者は大量的に牢獄の苦痛を味つてゐるが、それにも拘らず、印度民族運動勝利の條件は、日毎に生産されざるを得なかつた。印度が新進工業國として躍進を遂げ、印度の社會が否應なしに近代化の過程を歩んでゐること——それこそ印度の政治的獨立の土臺なのである。さしあたり、印度の民族運動が勝利することは、日本の印度に於ける武力行動の開始といふ條件なしには、考へがたいであらう。だが、第二次世界大戦を通じて、印度が宿望の獨立へ辿りつく可能性は、今日では著しく濃厚となつてゐるのである。

## 二 フランスの分裂

一九四〇年六月ドイツに屈服して後のフランスは、老元帥ベタン主席の統率の下に、ドイツとの協力によるフランスの再建を目標に新生したが、その進路は最初から不安定なジグ・ザグを豫想されてゐた。第一に長期に互る歴史的發展によつて養はれてきた國民の對獨敵對感情は、一朝にして拂拭することはできなかつた。政府は對獨協調が唯一の活路であることを認識してゐたが、國民は必ずしもさうではなかつた。米英の勝利を待望し、米英の勝利を待つて祖國再建の機會を捕へようとする國民感情はかなり濃厚に残存してゐた。ド・ゴールが「自由フランス」を組織し、英國の支持のもとに、對獨戦を継続したことは、たとへ軍事的には微々たる

威力を持つたに過ぎぬとはいへ、かゝる國民感情を刺戟するに役立つた。

第二に、敗戦フランスが極めて重大な經濟的痛害に當面したことも、對獨協調政策の推進を阻礙した。國土の北半はドイツ國の占領するところとなり、その域内の軍需工業がドイツの戰爭努力に協力し、ドイツ占領軍のために龐大な食糧供給義務を負ひ、その上壯年男子一八〇萬が捕虜としてドイツに留まつてゐるといふ條件の下では、經濟上の繁榮の望まれないことは當然であつた。一九四〇年の冬には、從來フランスの強味とせられた食糧問題さへ、異常に緊迫した。このことは、特に米國に乗する機會を與へた。米國は經濟的援助を好餌として、フランスの對獨協調を妨害した。

第三に、フランスは尙ほ廣大な海外植民地を所有してゐたが、敗戦フランスはこれを防衛する實力を持たなかつた。シリアでもマダガスカルでも、このことは證明せられた。樞軸諸國が自らの力でこれを防衛することができれば問題はなかつたであらう。不幸にしてフランスの植民地は、印度支那を除き、樞軸國の防衛圏外にあつた。かくしてフランスの植民地は、反樞軸勢力の地盤となる可能性を貯へてゐたのである。ドイツが努めて對佛宥和政策を採つたのは、かゝる可能性を顧慮したからに外ならぬ。特にフランス海軍がなほ相當の威力を保つて本國その他の軍港に待機してゐたこと、佛領北アフリカには二〇萬の駐屯軍があつたこと、これら陸海軍は久しい間ドイツを假敵として訓練せられた將兵から成つてゐたこと等を考へ合はせると、この可能性の意義は決して低く評價するわけにはゆかなかつた。

かくてフランスの對獨協力政策は不斷に動搖した。親獨政治家として知られるラヴァル首相の努力も、フラ

ンスを衷心からの親獨政策へ引入れることに成功しなかつた。ヴィシー政府の内部には反獨的、親米英的政治家が巢を造り、事ごとにラヴァル首相を牽制した。かやうな政治家の筆頭には、ベタン主席の後繼者と定められ、フランス陸海軍の指揮權を握つてゐたところの提督ダルランが立つてゐた。

フランスは樞軸勢力と反樞軸勢力との不安定な釣合の上に坐つてゐたのである。そしてこの釣合は一九四二年一月、英米軍が北阿のフランス植民地に上陸作戰を實行した時に、根底的に動搖した。ルーズヴェルトを司令官に、チャーチルが副官となつて——チャーチル自身がこの二人の立場をかう説明したのであるが——遂行されたこの上陸作戰には、ダルランと其の徒黨が通謀してゐた。北阿のフランス軍は上陸軍に抵抗しなかつたのみでなく、かへつてこれと合流した。アルジェーその他數ヶ所に上陸した英米軍は、殆んど戦闘を交へることなくしてアルジェリア一帯を占領した。ダルランは急遽北アフリカに現れ、その徒を糾合してアルジェーに新政權を組織し、ヴィシー政府を否認する宣言を發表した。ダルランは刺客の襲ふところとなつて斃れたが、ドイツの捕虜收容所を脱走して來た將軍ジローがダルランの地位を繼いで新政權の主席となつた。米英軍がチュニジア作戰を開始するや、彼等は一軍を出して獨伊軍攻撃に参加した。

ドイツは從來屈服後のフランスに對して宥和政策を採り、能ふ限りフランス人民の感情を刺戟することを避けた。ドイツは休戰條約の協定を遵守し、さうしようと思へばさうできたはずの佛艦隊の接收も差控へた。フランスの對獨休戰と同時に、イギリス艦隊が無法にもフランス艦隊を攻撃した態度と對比し、ドイツの對佛態度は甚だ紳士的であつたと云へよう。だが、ダルラン等の裏切りは、ドイツの宥和政策を不可能ならしめた。

ドイツ軍は疾風の如く行動を起し、忽ちフランス非占領地を制壓した。ツィロンにあつたフランス主力艦隊は、ダルランの命を受け、反樞軸軍と合流するため脱出を企てたが、その餘裕は與へられなかつた。ドイツ空陸軍の包圍の中で、フランス艦隊は相次いで自沈した。ドイツはまたイタリヤとともに佛領チュニジアに兵を進め、チュニス、ビゼルタの要港を手中に收め、地中海の要部を押へてその戦略態勢を強化した。ヒットラー總統はベタン主席に親書を送つて、ドイツのかゝる措置の已むべからざる所以を説述した。

ダルラン等の裏切りによるドイツの戦略上の損失は必ずしも小さくはなかつた。反樞軸軍はアルジェリアを占領することによつてリビアの獨伊軍を挾撃する態勢を整へたし、地中海航路に對する壓力を強化することもできた。ダカール、アレキサンドリアにあつた佛艦隊が——後者はすつと後になつてからはあつたが——英米の傘下に入り、彼等の海軍力を若干高めたことも看過できない。世界各地に散在し、なほヴィシー政府の指揮下にあつた諸植民地が、佛領印度支那を除き、相次いで北阿政權の支配下に入つたことも、反樞軸軍の戦略態勢を幾許か改善したであらう。だが、他方ではドイツは南佛一帯を占領して俄かに地中海に於けるその勢力を増大し、シシリイ水道を完全に掌握することによつて、英米の地中海勢力を東西に分斷することができた。ドイツの失つたところは小さくはなかつたが、得たところもまた少くはなかつたのである。

だが政治的見地から見れば、ダルラン一派の裏切りは、ドイツにとつて重大な損失であつた。それは第一にフランス政情の不安定を白日下に暴露した。政情の不安定は、その事實が明るみに出されることによつて、い

不安を増大し、ラヴァル首相の努力によつて、少しづつではあつたが、漸く親獨に傾きつつあつたフランスの民心は、再び反獨の軌道に立ち歸つた。

第二にドイツ占領地、中立諸國への影響も小さくなかつた。フランスはドイツに屈服したとはいへ、なほ尨大な植民地を保有し、その國力は遙に小國の上にあつた。その植民地の殆んど全部が反樞軸軍に加擔した事實は、決して小さな出来事ではなかつた。特にスペインはその地理的地位の關係上、極めて重大な影響を受けた。樞軸國の一員であり、従來は「非交戰國」の立場を取つてゐたこの國が、「嚴正中立」に復歸したのも、この影響によるものであつた。トルコが従來の「嚴正中立」から、反樞軸陣に好意的な「非交戰國」の立場に移つたのも、北阿政權出現の影響の一つであつたと云へよう。

北阿新政權の成立は、しかしまた、反樞軸陣内部の紛争をも惹起した。北阿政權成立以前にも、フランスは完全な統一を保つてはゐなかつた。對獨休戦に反對するフランス人はド・ゴールを中心に、反ヴィシー政權をロンドンに組織してゐた。ド・ゴール政權は二四、〇〇〇の陸軍、一、〇〇〇の航空機、二〇隻の艦艇、九六〇隻の商船を擁し、主として佛領赤道アフリカを根據に對獨抗戰を繼續してゐた。シリアが英軍の手に歸して後には、シリアにもド・ゴール派の總督カトルーが駐在してゐた。新政權はこのド・ゴール政權といかに調整さるべきであるか——この問題の解決は容易でなかつた。それは兩派の要人達の野心を調停することが困難であつたためではなかつた。英米ソ三國の對立がこの解決をいつそう困難にしたのである。北阿政權は主として米國の支持によつて成立した。然るに英國は従來ド・ゴール派を支持し、それとの間に契約關係を設定し

てゐた。英國はいかにアメリカに追隨しなければならぬ立場にあつたにせよ、ド・ゴール派を無視するわけにはゆかなかつた。もしさうすれば、數多い亡命政権の信頼を一舉に失ふことは必定だつたからである。英國は兩派を調停するために、ともするとド・ゴール派を平然と無視しようとする米國を説得しなければならなかつた。その上に、ダルラン一派の反ソ傾向を嫌惡するソ聯が介在してゐた。かくてジロー、ド・ゴール兩派の調停は難航を極めた。結局のところ、四三年六月に至り、ジロー、ド・ゴール兩人が交互にその委員長に就任することを條件に兩派の妥協成り、フランス解放委員會がアルジェーに成立し、ジローが委員長に就任、七月末には統帥權に關する諒解も成立して國防委員會が組織され、ド・ゴールがその議長に就任した。かくて問題は暫定的には解決されたが、情勢の發展とともに、それは何時再燃するかも知れない。蓋し問題は本質的に英米ソ三國の對立關係に起因し、それがさし當り解決されたのは、共同の大敵を持つこれらの三國が、現在のところ、協調を必要とするがために過ぎず、三國の對立關係が進展すれば、この問題もまた當然に再燃するはずなのである。英米兩國がクエベック會談の決定により、フランス解放委員會に對し條件附承認を行つたの對し、ソ聯が無條件承認を行つた事實は、暗示的と云ふべきである。

### 三 イタリアの屈服

一九四三年七月二五日のイタリアの政變、それに引續いて行はれたイタリアの無條件降伏は、この年度の歐洲政界に於ける最重要の事件であつた。前者は二十餘年に互つてイタリアを獨裁的に支配しただけでなく、歐

洲政局の重要要素であつたファシスト政権が一朝にして崩壊したことを意味し、後者は三國同盟の一角の崩壊と、世界戦局政局の再編制とを意味した。

ファシスト政権崩壊の原因を、もつばらそれに本質的な内部的脆弱性に求める見解は、たとへそれも一つの有力な原因であつたにせよ、必ずしも妥當ではない。ファシスト政権崩壊の最大の原因は戦争に於ける敗北の連続であつた。四〇年六月に參戰して以來、イタリアは殆んど勝利を得たことがなかつた。外見上イタリアが勝利したやうに見えた時でも、實際はイタリア軍と協力してゐたドイツ軍の勝利に過ぎなかつた。イタリアはドイツの協力を得るまではギリシア軍を壓倒することさへできなかつた。イタリア軍は東アフリカでイギリス軍と戦ひ、遂に廣大な植民地全土を敵に委ねた。リビア、エジプトでは、イタリア軍は三年に互つて英軍と角逐し、シー・ソー・ゲームを繰返した。しかし、遂にキレナイカもトリポリタニアも敵の手に渡つた。情勢は更に悪化し、四三年六月にはシシリーの對岸チュニジアに敵の大勢力が進出するに至つた。七月には敵はイタリア本土の一部であるシシリーに上陸し、反ファシスト政變の起つた二五日には、全島の大部分が敵の制壓するところとなつてゐた。海軍は尙ほ健在ではあつたが、それは地中海制壓の任務を果す代りに、自國軍港に退避して自らの安全を計るに汲々たる有様となつてゐた。加ふるにイタリアの各都市は敵の組織的な大空爆を受け、イタリア空軍はこれに對抗することができなかつた。かやうな戦局の發展に當面しては、いかなる政權も存続を保つことは覺えない。四〇年六月のフランスはその先例である。もちろん、かやうな非運を招來した責任の一部は、ファシスト政権の戦争指導がこれを負はねばならぬであらう。だが、責任のいつそう大なる部分

はイタリアの国力そのものにあつた。一千萬トンの石炭をドイツに仰がねばならず、全く石油資源を持たず、鋼鐵生産は二百五十萬トン（一九三七年）にしか達せず、見るべき重工業を持たず、食糧の自給さへできてゐなかつたイタリアの国力そのものにあつた。イタリアが日獨と伍して、近代的大戦争を営むことが本来無理であつたのであり、ファシスト政府の責任を問ふべきであるとするれば、イタリアの国力に相應しない偉大な任務をイタリアに負はしめた點に、これを問ふべきであらう。だがこの點でもファシスト政権に對して酷であつてはならない。何故なら二十年代以來イタリアが歐洲政界に雄飛し得たのは、イタリアの国力の反映といふよりは、むしろ英獨對立の間隙を巧妙に利用したファシスト政権首班の機會主義的天才に基づくものであり、英獨對立が爆發點に達した後では、獨伊同盟の信義に基いて參戰する外には途はなかつたのだからである。

いづれにせよ、七月二五日にファシスト黨はその生涯に於ける最大の危機を迎へた。已に宰相ムッソリーニは北伊に赴いてドイツの總統と會談してゐたが、一八日反樞軸空軍ローム爆發の報に急據ローマに歸り、二四日ファシスト大評議會を召集した。ムッソリーニはイタリア半島南半を抛棄するも斷じて抗戦を繼續する決意を固めてゐたと云はれる。然るに彼が留守にしてゐた數日の間に、陰謀は深く進展してゐた。ムッソリーニは彼獨裁的権力が突然有名無實になつてゐることを發見しなければならなかつた。ファシスト評議會は彼の意見に聽従しなかつたのみでなく、政權・軍權を皇帝に返還することを彼に要求した。グランヂによつて提出せられたこの要求には、彼の愛婿チアノ伯までが賛成した。ムッソリーニを支持するものは極めて少數であつた。二五日の朝の三時まで續いたこの評議會によつて、グランヂ提案は、賛成一九、反對七の大差で、採擇せ

られた。

二五日にムッソリーニは皇帝エマヌエレ三世に面謁したが、二〇年前に彼に首相の印綬を授けたこの老皇帝は、冷然として彼の後任としてピエトロ・バドリオ元帥が既に選ばれてゐることを宣告した。イタリアの輝けるドウチエは萬感を胸中に宮殿を退出したが、彼は無事にその居室に歸ることはできなかつた。彼は宮殿の玄關で新政權の警吏に拉致せられ、爾來イタリア各地の刑務所に轉々と護送せられ、反樞軸軍に引渡される日を待たなければならなかつた。

その日以後、ファシスト黨とその指導者は、あらゆる悪名を浴せられた。黨は解散せられ、領袖は續々と逮捕せられた。政治・經濟の各分野でファシストが營々として築き上げた偉大な成果は、一朝にして拭ひ去られた。ファシストの信用を傷けるために、黨指導者の財産調べが行はれ、「不正な所得」の沒收が大げさに宣傳せられた。バドリオ内閣のかゝる措置が戦争の慘禍に意氣沮喪し、冷靜な判断を失つて騒ぎ立てる民衆に對する迎合政策であつたことは、二六日にバドリオが發布した戒嚴令が「今は示威運動等に耽る秋ではない」と述べてゐるのも分る。だが、イタリア國民は誤つてゐた。彼等は平和を希つて騒ぎたつたのであるが、その結果かへつていつそう酷烈な戦争を招くことになるのを、彼等は思慮することができなかつた。

ファシスト政權没落以後、バドリオ内閣の戦争に對する態度は、全世界の注視を集めた。新内閣は反樞軸軍に對し降伏を行ふであらうといふのが、一般の豫測であつた。バドリオは「戦争は繼續されてゐる」と發表した。イタリア政變は國力を結集して抗戦を繼續するための立憲的な手続きに過ぎないといふ宣傳も行はれた。



だが、世界はこれを信用せず、バドリオ内閣が隠密のうちに待つてゐるに違ひない反樞軸國との交渉に神経を尖らせた。バドリオの最初の仕事は、ローマの無防備都市宣言を米英に承認させることであつた。彼にとつては、イタリアの勝利よりも、「イタリア文化の寶庫」の方が大切であることが、これによつて明らかにせられた。果然九月八日に至つて、バドリオはイタリアが無條件降伏を行つたことを發表した。

バドリオの裏切りは、イタリア史上にも類例のない不信行爲であつた。彼は單に三國同盟の誓約に背いて、戦線を離脱したのみではなかつた。彼は單に従來の盟邦を裏切つただけではなくて、その敵に通じたのであつた。彼はイタリア軍隊に對し、米英軍に對する無抵抗を命ずると同時に、「その他の攻撃に對する抵抗」を命じてゐるのである。四〇年六月にフランスはイギリスとの同盟に背いてドイツと休戦した。しかし、フランスは單にドイツに屈服したのであつて、英國の敵となつたのではなかつた。フランスは交戦國たることを止めて中立の立場を採つたのであり、今までの敵の陣營に参加したのではなかつた。フランスの指導者はその軍隊をして中立義務を遵守させるために、あらゆる努力を拂つたのである。バドリオの降伏はさうではなかつた。彼は單に降伏しただけでなく、できるだけ有利な降伏條件を獲得するために、ドイツ軍に打撃を與へる畫策をたてたのである。降伏の交渉はリスボン及びイタリア戦線で、八月初旬以來行はれてゐた。バドリオ内閣はこの事實を秘匿するために、ドイツ及び日本の外交官を幾度となく瞞着した。休戦協定は既に九月三日には調印されてゐた。しかしそのことは嚴重に秘密にされ、イタリア軍は抗戦繼續の擬態を示し、軍司令部の發表は、南部イタリアに上陸した米英軍に對し、イタリア軍が獨軍とともに勇敢に抗戦してゐると告げてゐた。これら

べては反樞軸軍と通謀し、イタリアにあるドイツ軍の遮断作戦展開を目的とするバドリオの狡計であつた。九月八日に至つて彼がイタリアの降伏を發表したのは、いまや彼の眞意がドイツ側の知るところとなつたためであつた。

ドイツはファシスト政権退場以來、イタリアの降伏を豫測し、あらゆる準備を整へてゐた。降伏が發表されると同時にドイツ軍は即刻行動を起し、北イタリア各地を占領し、ローマのイタリア軍を攻撃してこれを降伏せしめ、ナポリ、サレルノにも兵を進め、カラブリアにあるドイツ軍の退路を確保した。バルカンでも、ドイツ軍はクロアチア軍等と協力して、イタリア軍の武装解除を行ひ、または協力を約するイタリア軍をその傘下に編入した。かくて米英軍をイタリア本土に於いて邀撃するドイツの態勢は數日を経ずして整備せられ、こゝにイタリア半島は南北に分断せられ、イタリアは民衆の幻想的希望とは反對に、苛烈な戦國の舞臺となる運命を擔つたのである。

ムッソリーニの所在に就いては、ドイツはかねて詳細な情報を有してゐた如くである。九月中旬、ドイツの一空軍大尉は落下傘部隊を指揮してアペニン山中に降下し、こゝに監禁されてゐたムッソリーニを救出することに成功した。ムッソリーニはヒットラー總統と會見した後、ファシスト黨員を糾合し、北イタリアに新政権を組織し、サヴォイア王家の否認、共和イタリアの創始を告げる宣言を發表し、斷乎として抗戦繼續を號令した。新政権は速刻日獨その他の樞軸國の承認を得た。

ムッソリーニは新政権がどれほどの威力を持ち得るか、今後の發展に見る外ない。しかし、ムッソリーニ氏

救出がドイツの威信を高めるのに大いに役立つことは、疑問の餘地がない。第一に、ヒットラー總統はかねてからムッソリーニに推服し、屢々二人の友情を稱へてゐたが、それが言葉の上だけではなかつたことが、この事件によつて、明白にせられた。第二に、倉卒混亂の時期にドイツが果敢敏速な行動に出で得たことは、ドイツがなほ言ひ知れぬ底力を保有してゐることの證據であつた。このことがドイツ國民並に諸國民の心理に及ぼす影響は重大である。第三に、ムッソリーニ救出によつて、バドリオはその休戦協定の重大な一項を履行することが不可能となり、休戦協定は事實上蹂躪せられた。バドリオ内閣はそれによつて大打撃を蒙らずにはゐないのである。

バドリオの降伏と同時に、日本もかねての手筈に従つて、共榮圏内のイタリア權益を接收し、イタリア艦船を手中に收めた。九月一五日には、バドリオの裏切によつて三國同盟條約は毫も動搖するものではない旨の、日獨共同聲明が發せられた。

イタリアの脱落は、世界戦局の發展にいかなる意義を持つであらうか。樞軸軍に不利な條件としては、次の三項が考へられる。

1. 反樞軸軍がいまや歐洲大陸に橋頭堡を確保し、イタリアを基地としてドイツ並にその占領地に進攻し得る態勢を整へたこと。
2. 地中海が反樞軸軍の湖水と化し、彼等の輸送線が著しく短縮せられ、従つて船舶に餘裕を生じたこと。
3. 三萬五千トン戦艦二隻を含むイタリア艦艇約百隻を手に入れた結果、米英が艦隊の一部を東亞に廻航す

る餘裕を得たこと。

これらの條件が現戦局に及ぼす影響は、もちろん、過小に評價すべきでない。しかし、これに對し、樞軸側に有利な影響も、幾つとなく考へられるのである。即ちイタリアの脱落によつて、ドイツの負擔は著しく軽減せられた。たゞイタリアを守るためだけに軍を遠隔の地に派遣して無用な消耗を行ふ必要は、いまや存在しないのである。一千萬トンの石炭をはじめ従來ドイツがイタリアに供給してゐた物資は、今後はもつばらドイツ戦力の増強に振向けることができ、飢餓に瀕してゐるイタリア國民に對する食糧供給の義務も、いまや反樞軸軍の負ふところとなつた。バルカンに於いては、従來ドイツはイタリアの領土的野心に制せられ、公正な民族政策を施行することを妨げられたが、イタリアの脱落によつて、ドイツは大膽奔放にその政策を推進する自由を恢復した。ドイツが早くもアルバニアの獨立を許與し、クロアチア領土の擴張を承認した如きは、その現れである。

いづれにせよイタリアは三國同盟の弱き一環であり、その戦力は、チャーチルが述べてゐるやうに、ドイツの一〇％に過ぎない。この弱い環が取り去られたことは、樞軸側戦力にさしたる影響を及ぼし得ないと見なければならぬ。従來英國人はイタリアの存在をもつて、樞軸側の弱點と看做してゐた。「鎖の強さはその強い環によつてではなく、その最も弱い環によつて決定せられる」と稱して、彼等は自ら慰めてゐたのである。この最も弱い環が取去られた現在では、彼等の頼みとするところは減少したのである。イタリアの脱落は、かくて、軍事的には大なる意義を持たないのである。

しかし、イタリア脱落の諸國民の心理に及ぼす影響は、決して輕視してはならない。周知の如く、三〇年代以來のヨーロッパ政治の中心的問題は、ファシズムか、人民戦線か、英米金權資本主義かであつた。人民戦線は既に疾く潰え去つた。いまやイタリア・ファシズムが金權資本主義の攻撃の前に、退場を餘儀なくされたのである。もちろん、イタリア・ファシズムの創始者は殘存勢力を率ゐて再起を企つてゐる。しかし、一九四三年の夏にイタリア・ファシズムが一敗を喫した事實に變りはない。このことは國際政治の發展の上で、極めて重大な心理的影響を持たすにはゐないと考へられる。イタリア脱落の意義は、その軍事的な面ではなくて、政治的・心理的の面にこれを求むべきであらう。樞軸側が細心に警戒し、賢明に對處しなければならぬのは、この點である。

#### 四 英米ソ對立の發展

米國大統領ルーズヴェルトは四三年二月二日リンカーン記念日の放送演説の中で次のやうに述べてゐる。

「若しナチスが宣傳の力で英米支那の政府及び民衆をソ聯に敵對せしめるか、ソ聯をして他の反樞軸國に敵對せしめ得ると眞面目に信じてゐるならば、實に正真正銘の狂人に相違ない。」

だが彼の特使としてモスコに派遣された元駐ソ大使ジョーゼフ・デーヴィスの見解は、少々違つてゐる。彼は週間誌ライフの記者との對談の中で「ソヴェートは独自の政策を採ることを躊躇する國ではない。もし兩餘の反樞軸國が戰爭終了時に際し反ソ的態度を採るならば、ソヴェートは保身のために、武力をも行使しかね

ないであらう」と述べてゐる。彼の考へによると、ナチスの宣傳は英米とソ聯とを喧嘩させる威力はないかも知れないが、米英の態度如何で、ソ聯は米英に敵對することを躊躇しないのである。同じ對談で、彼はかうも述べてゐる。「ソヴェート政府をして米英の態度に恐怖を抱かれないことを肝要である。バルト諸國、ベッサラビア、ポーランドの一部に對するソ聯の主張は、必ずしも大西洋憲章或は英ソ條約に抵觸するものではない。最も賢明な方法は、ソヴェートと接壤する諸國をしてソヴェートへの合併を自決せしめることだ。大體これらの問題は米英兩國に何等の關係もなく、又その安全に影響することでもない。」

全く相反するこの二つの見解の何れが正しいのであるか。四二―三年の世界政治に於ける幾つかの重要事件を検討しただけでも、正しいのは大統領の方ではなくて、彼の特使の方であることが明瞭になる。なるほど今までのところ、米英とソ聯との關係は敵對といふところまではゆかなかつた。だが、周知の通り、米英とソ聯との間には超えがたい溝が最初から存在してゐるので、それは何時公然たる敵對關係に發展するかも分らないのである。もちろん、彼等の共通の敵ドイツが崩壊するまでは、又はドイツの壓力が相當に強い間は、英米の對ソ關係は爆發點には達しないであらう。しかし、彼等の共通の敵が存在しなくなるか、又はその壓力が著しく減殺されるかすれば、彼等の協力關係はどうも維持されることはできないであらう。何故なら彼等は共通の敵を持つてゐるけれども、共通の目的を持つてはゐないからである。四二―三年の諸事件の發展はこのことを明白に豫測させるのである。

アメリカの戰爭目的が世界制覇にあることは、無数の證據によつて證明せられてゐる。本年鑑の昨年度版も

このことを明らかにしてゐる（「アメリカの世界政策」）。イギリスの戦争目的が英帝國の維持、できればその擴張にあることも、今では英國の指導者自身があからさまに承認してゐるところである。これに對し、ソ聯はもつぱら「祖國防衛」が戦争の目的であると宣傳してゐる。「共產主義を他國へ押しつける意思は毛頭持つてゐない。」ソ聯の指導者は、機會ある毎に、かう述べてゐる。だが、ソ聯の祖國防衛は直ちに世界赤化に連なつてゐる。このソ聯の「祖國の防衛」は、資本主義に圍繞されてゐる間は、決して完全に安全といふわけにはゆかない。ソ聯の祖國防衛は、資本主義の絶滅が行はれた場合に、始めて完成せられるのである。従つてソ聯の戦争目的は單にドイツを破ることだけではない。ソ聯はその接壤地帯から資本主義勢力を驅逐しなければならぬ。バルト諸國やポーランドやベッサラビアの領有をソ聯が主張するのは、これがためである。ところで接壤地帯の防衛のためには、接壤地帯の接壤地帯から資本主義勢力が除かれねばならぬ。かくしてソ聯の祖國防衛は無限の地域に擴大せられ、遂に世界の赤化に至るまでは底止するところがない。もちろん、ソ聯はその實力に相應した「安全保障」を確保することで、さしあたりは満足するであらう。しかし、新たな安全保障を獲得する度に、ソ聯の實力はそれだけ増進し、従つて、新たな實力に相應した新たな「安全保障」が要求されるのである。一九二七年以來、ソ聯が世界革命を拋棄したことは事實であるが、世界革命がソ聯體制の本質的な要求であることには變りはないのである。

三國三様の戦争目的が互に衝突しないのであつたら問題は無い。しかし事實はこの三つの目的は根本的に衝突する。米國が世界制覇を遂げるためには、英帝國の存続は許しがたいし、ソ聯の世界赤化を押し止めなければ

ならない。英國がその世界帝國を維持しようとするれば、米國の野心を抑へ、ソ聯の進出を防ぐ必要がある。同様に米英の進出を阻止することなしには、ソ聯の世界政策を實現する舞臺はないのである。もちろん、樞軸國の勝利の重大な原因として、これら三國の對立抗争に望みをかけるのは危険である。しかし、それが國際政治の發展を方向づける重大要因であることは疑ひがない。

一九四二―三年に米英ソ三國の紛争の種となつた事件は數箇に止まらない。それらはそれぞれ特異の意義を有してゐたけれども、いづれの場合にも、これに對する三國の態度の中には、彼等の戦争目的の衝突が明瞭に反映されてゐたのである。

第二戦線問題は、この一年間に於いても、依然として解答を得なかつた反樞軸陣營最大の問題であつた。スターリンは四三年二月二三日赤軍創設二五年記念日に布告を發し、「獨軍と闘ふこと二〇ヶ月、その間歐洲に第二戦線の結成を見ず、赤軍は終始戦争の重壓を一手に引受けてゐる」と述べた。かゝる主張はソ聯の一貫して改めないところで、昨春秋にもスターリンは極めて露骨な言葉で第二戦線の展開を要求し、本年六月の獨ソ開戦二周年に際してはソ聯情報局が同じ要求を掲げた。米英兩國は北阿作戦を行ひ、チュニジア作戦を行ひ、進んでシシリー作戦、伊本土作戦を展開した。しかし、それら凡ては、ソ聯の見解によると、第二戦線ではなかつた。「東部戦線のドイツ軍六〇個師團をひきつけるに足る規模の西歐洲に於ける上陸作戦」のみを、第二戦線と認める旨、ソ聯は公然主張した。これに對し、米英の輿論は露骨に不快の情を表現したが、米英の指導者はソ聯に媚態を見せることに力めてきた。對ソ武器援助や、歐洲爆撃、地中海作戦が、事實上、ソ聯援助で

あることは云ふまでもない。しかし、それらをソ聯が過去二年餘の間に拂つた巨大な犠牲に比べれば、物の數ではない。しかもソ聯の犠牲は米英の敵ドイツを弱化するために支拂はれたのである。ソ聯は米英に對する貸方であり、彼等が強硬に第二戦線を要求するのは無理な註文とはいへない。

ところで、現在までのところ、米英は第二戦線を展開しなかつた。それは出来ないからしなかつたのではない。もちろん危険は大きいであらう。だが、英本土に待機してゐる英米カナダ軍の尅大な兵力と彼等の有する艦艇船舶の量を考へると、第二戦線はやらうと思へばできたと、できるのである。しかし米英は敢へてやらなかつた。彼等は言葉の上でソ聯を援助しつつ、作戦はもつばら自國の都合に基いて遂行したし、遂行してゐるのである。

戦後の指導権は、どの國がどれだけ勝利に貢献したかに比例して、配分せられるのではない。勝利の時期に保有してゐる餘力が指導権の配分を決定するのである。勝利の爲に仕拂つた犠牲が大であればあるほど、その國の餘力は小とならざるを得ない。ソ聯も米英もこのことを十分に心得てゐる。かくてソ聯と米英とは戦後の國力の相對的優越性を目ざして鬭争してゐる。第二戦線問題はその鬭争の一焦點なのである。

米英はやがて第二戦線を展開するかも知れないし、恐らく是が非でも展開しなければならなくなるであらう。だがそれはソ聯の主張の合理性を認めたからではなくて、彼等自身の利益のためであるに違ひない。戰略的優越性の重要な要素の一つは土地である。歐洲に確乎たる支配圏を確保することなしには、米英のソ聯に對する優越性を樹立することはできない。かくて米英は第二戦線展開により西部歐洲を席卷する必要を痛感する

に至るであらう。かゝる時期はソ聯の抗戦が成功すればするほど早められるのである。

ポーランド問題の紛糾も、米英とソ聯との對立關係を照し出だす興味ある事件であつた。この問題の重點はシコルスキー亡命政権とソ聯との關係にあるのではない。もしさうであつたら、かやうな問題は國際政治上重要な意義を持つことはできない。戦争勃發前の國境恢復といふポーランド亡命政権の主張をソ聯が拒否して、それで事件はおしまひになるのである。亡命政権が不満であらうとなからうと、事件はそこで解決してもはや發展はしないのである。然るに亡命政権が反樞軸國の一であり、米英がこれを支援してゐるため、事件は左様に簡單に解決するわけにはゆかない。シコルスキー政権は大西洋憲章を引合に出すことによつて、米英兩國を事件に捲き込むことができた。戦争勃發後の國境變更を承認しないことが大西洋憲章の立て前であり、従つて一九三九年九月に行はれたドイツとソ聯によるポーランド分割は大西洋憲章と抵觸するからである。

四三年四月にスモレンスク東方カチン森に於けるポーランド將校大量虐殺事件がドイツによつて發表されるに及んで、ソ波紛争は劇的な發展を遂げた。シコルスキー政権は萬國赤十字社に對し事件の調査を依頼すると同時に、その旨世界に發表した。このことはソ聯政府を赫怒せしめ、四月二六日モロトフ外務人民委員は駐モスクワポーランド大使ロメールを招致し、ソ波斷交通牒を手交した。該通牒は「ソヴェート政府に對する敵對宣傳が同時に且つ同じ精神でドイツ並にポーランド兩國の新聞によつて開始された事實に徴すれば、獨波兩國が接觸を保ち、今回の宣傳工作遂行に就いて意見一致してゐることが明瞭である」と述べ、かゝるポーランド政府の宣傳の目的は「ソヴェート・ウクライナ、白露並にソヴェート・リトアニア各國の犠牲に於いて領土的

譲歩を獲得する」にあると断じてゐる。通牒中にソヴェート・リトアニア、ソヴェート・ウクライナ等の語の見えるのは注目すべき點である。ソ聯はバルト三國、ポーランド東半部等は當然ソ聯領に屬すべきであるといふ立場を採つてゐるのである。

元來ソ聯が英獨開戦の機会に乗じてバルト三國、ポーランド東半部等を占領したのは、ソ聯の安全のために、その國境周邊から資本主義の前進基地を除去せんがためであつた。然るに英米諸國がヴェルサイユ條約でバルト三國やポーランドを創設した目的は、これらの諸國をしてドイツ及びソ聯の脅威に對する防塞たらしめることにあつた。従つてソ聯の行動はヴェルサイユの精神と全く背反するのである。かくて英米はポーランド問題に關しては、ソ聯と利害對立し、シコルスキー政権を支持すべき立場にあるのである。シコルスキーが對ソ紛争に當り英米の支持を頼みとしたのは當然であつた。だが、彼は誤つてゐた。英米はポーランド政権を支持する代りに、かへつてこれに壓力を加へ、對ソ攻撃を停止せしめた。英米兩國は反極軸軍抗戦の主柱たるソ聯に大西洋憲章を強ひる力はなかつた。亡命ポーランド政権は萬國赤十字社に對する調査申込みを撤回し、反ソ宣傳を停止しなければならなかつたのである。

ソ波紛争の解決は、英米の立場から見れば、單に延期されてゐるに過ぎない。シコルスキー政権もやがてソ聯と強硬に交渉する時が来るのを期待してゐるであらう。だが、ソ聯は来るべき外交的の交渉などを待つてはゐない。ソ聯は着々と事實上解決策を押し進めてゐるのである。即ちウクライナ並に白露の人民が「夫々の國家内に於て結合せんとする歴史的權利」を行使し、ソ聯との合併を自決する如き情勢の馴致がそれである。既

にモスクワには愛國ポーランド聯盟が組織せられ、その機關紙「自由ポーランド」は「英國及び米國にある一部の帝國主義的なポーランド人が戦前ポーランド領であつた西ウクライナ及び西白露の復讐を企圖する主張」を排撃しつつあり、またソ聯の支援の下に共產主義ポーランド軍が編成せられて、赤軍の一翼となつてゐる如きは、ソ聯がその計畫を相當に實現してゐることを示す。

駐英ソ聯大使マイスキーは、ロンドンで演説して「我々の將來は現在の戦争の最中に作られつつある」ことを強調して、英米の戦後經營論に一矢を報いたが、實際ソ聯邦は營々として戦争の最中に將來を築いてゐるのである。

カナダにあるウクライナ委員会が行つてゐるウクライナ獨立運動に對しても、ソ聯は同じ作戦で對處してゐる。肝腎のウクライナの住民は獨立を望まず、ソ聯への編入を希望してゐるので、カナダにあるウクライナ委員会はウクライナ人民を代表してゐない——とソ聯は主張してゐるのである。

ロンドンにあるポーランド亡命政権、カナダにあるウクライナ委員会は、いづれにしろ、現住民を代表すると稱せられる別のポーランド政権、別のウクライナ委員会がソ聯領域内に成立するのを、やがて見なければならぬであらう。この方式こそ大西洋憲章を破壊するソ聯の戦術である。そして、今のところ、英米はこれに對する有力な戦術を持つてゐないのである。

英米とソ聯との對立は、その他數多くの問題、數多くの地域で、表現せられた。たとへばバルカン地方にはかなり有力なバルチザン部隊があつてドイツに抗戦してゐるが、それにも親英米派と親ソ派とがあつて、相

争つてゐる。イラク、イラン等西南アジアに於いて、交錯する三國の勢力が鎗を削つてゐることも、周知の如くである。反ヴィシー・フランスは北阿政權成立以來二派に分れ、ド・ゴール派とジロー派との對立となつたが、米國が後者を支持するのに對し、ソ聯はジロー派をもつて反ソ政權であるとし、ド・ゴール派に好意を寄せ、英國は米ソ調停の難事業に當らなければならなかつた。ド・ゴール派とジロー派との統一によつてフランス解放委員會が成立してからも、米英ソの對立は依然繼續した。クエベック會談に基づき米英が同委員會を條件附で承認したのに對し、ソ聯は無條件承認を行ひ、同委員會懐柔を策したのである。

米英とソ聯との對立がいかに根深いものであるかは、米英の指導者が屢々對ソ協調の必要を力説することによつても、明らかであらう。彼等が對ソ協調を説くのは、ソ聯を信頼せず、ソ聯に恐怖してゐるからである。さうでなければソ聯と同盟關係にある彼等が對ソ協調を力説すべき理由はない。四三年三月米副大統領ウォレスはウェズレー大學に於ける演説で「一九四三年乃至四四年に於ける我々のやり方によつて、第三次世界大戰の種が蒔かれるかどうかきまるであらう。我々がソヴェート政府を裏切る場合には恐らく第三次大戰が持上るであらう」と論じたのであるが、これこそ彼等の對ソ恐怖を端的に表現したものと云ふべきであらう。

米英の側でもソ聯の側でも、三國の提携維持を目ざす努力は、不斷に行はれてきた。むしろそのことこそ、過ぐる一年間に於ける反樞軸陣營に於ける最大の政治目標であつた。チャーチルやイーデンやルーズヴェルト等の演説で、對ソ協調を力説しない場合は稀であつたし、イーデンが四三年春、米國を訪問した主要な使命は、米ソ關係の調整にあつたと云はれる。米英は幾度となく會談を開催したが、その度にソ聯に招請狀を送つた

し、會談の結果はもらさずソ聯に通告せられた。四三年四月末に第三インタナショナルが「最早國際情勢に相應し得なくなつた」ことを理由に解散せられたのも、對米英協調の障礙を除くことを主目的とするソ聯側の努力として取上ぐべきであらう。かやうな米英及びソ聯の努力は、最近に至つて、若干の成果を挙げた如くである。九月下旬に「聯合國間軍事政治委員會」(地中海委員會)がアルジェに成立してソ聯がこれに参加するに至つたことや、一〇月中旬以降米英ソ三國外相會議がモスクワで開かれてゐるのは、その證據と見られよう。更にルーズヴェルト、チャーチル、スターリン三頭會談も計畫されてゐる。その成否はまだ不明であるが、反樞軸陣營が眞剣にその提携の強化を企ててゐることは疑ひがない。そしてこのことは、世界戰局が重大段階に突入し、彼等の對立關係の爆發點が近づいてゐることの反映でもある。

いづれにせよ、反樞軸三國の協調が何時まで続くかは、現代世界に於ける最大問題の一たるを失はぬのである。

附記 米英兩國の對立もまた、國際政治の發展に於ける重要な要因であるが、紙數の關係上こゝでは省略せざるを得ない。たゞ要約的に云へば、戰爭遂行の爲に最も緊密に提携してゐる米英兩國は、しかし同時に、戦後の支配權をめざして、不斷に鬭争した。特にかつて英國の世界支配の支柱であつた廣大な植民地、商船の優越、對外投資の優越を維持しようとする英國の努力は深刻でもあれば、悲劇的でもあつた。何故なら勝利の見込は英國の側にはなかつたからである。この鬭争を通じて、英國はますます米國に附隨してのみ、生存を保ち得る窮地に陥つたのである。

## 五 日本 の 政治 攻勢

緒戦半歳の間に、日本は廣茫幾千萬方哩の大東亞全域から米英蘭勢力を驅逐し、無盡藏の南方資源を掌握した。過去一年間に於いては反攻し來る米英軍を大東亞の周邊に邀へ撃ち、激戦死闘、日本はよく全東亞を確保してきた。しかし、戦争はこれからである。たゞに軍事的抗争がさうであるばかりでなく、米英に對する政治的、經濟的、文化的な本格的な闘争は、これからののである。日本の戦争目的——アジアの解放は、米英軍事勢力のアジア撤退だけでは達成せられない。それはアジア解放の前提條件に過ぎない。米英の政治的、經濟的並に文化的勢力が根こそぎアジアから驅逐されねばならない。このことは米英軍事勢力破砕に幾倍する大事業である。

周知の如く、かつてのアジアはその地域の大部分が米英に隸屬し、何等政治的統一を有しなかつた。經濟的にもアジアは米英經濟に從屬し、その一翼に編入せられ、アジアとしての一體性を有しなかつた。文化的にもアジアは米英の侵蝕を受け、古き輝しき遺産を擁するにも拘らず、アジアとしての獨自性を保つてはゐなかつた。むしろ、文化史的にはアジアは成立してゐなかつた。かゝる状態が徹底的に拂拭されるのでなくては、アジアの解放も空語に過ぎない。かくて米英軍事勢力を驅逐した日本は、第一に米英隸屬から解放せられて、いはばばらばらに分裂した諸民族を糾合して、アジアの政治的統一を建設し、第二に米英經濟から切斷せられて一時的混亂に陥つた諸地域の經濟を有機的一體として再編成し、第三に、更に根本的に、アジア諸地域に残存

する米英文化の殘滓を拂拭し、アジア文化の獨自性を恢復しなければならぬ。一口に云へば、日本は政治的、經濟的、文化的に「一なるアジア」の建設でふ重大任務を負うたのである。「一なるアジア」が成立するためには、アジア諸民族がその民族的自由を恢復することが前提とならなければならない。自由を有しない民族は互に結合して一となることはできない。即ち「一なるアジア」が成立つためには、先づ米英帝國主義の抑壓から諸民族がその獨立を恢復しなければならぬのである。大東亞戦争の第二年は、東亞諸民族の相次ぐ政治的自由の恢復をもつて特徴づけられつつ進行した。

支那に於いては、一九四三年初頭以來、日本の對支新政策が果敢に遂行せられた。一般に新政策と呼ばれてゐるとはいへ、その根本精神は、從來の對支政策と同様に、南京政權を支援し、その強力なる發展を助長し、支那の自主、平等を確保せしめることを眼目としてゐた。それが新政策と呼ばれる所以は、從來の日本が時とすると示したところの右顧左眄を徹底的に清算し、一向にその目的に直往したところに存した。日本の新政策の結果、南京政權は劃期的に強化化され、支那の自主平等は還ましく増進した。年代記風に記述すれば、

一月九日南京政府は對米英宣戰を布告し、「全力を盡して友邦日本と協力し、英米の暴力を一掃し、以て中國の復興、東亞の解放を計るべき」決意を明らかにし、文字通り日本と同生共死の立場に突入した。同日日華共同宣言が發表せられ、租界還付、治外法權撤廢協定が調印せられた。

二月には從來日本軍管理下にあつた敵產千餘件は國民政府に移管された。

同月下旬にはフランス政府は、日本に倣ひ、「佛國及び中國間の友好關係を強化するため」フランスの中國に於ける



法權特權を撤廢し、上海・天津・漢口・廣東・鼓浪嶼等の租界、北京公使館區域等を中國に還付するに決し、その旨國民政府に通告した。

三月には租界還付細目協定の調印を見、同月三〇日南京政府還都記念日に、北京公使館區域、各地の日本租界は中國に返還せられた。佛・伊・西諸國も日本に倣つてその租界を中國に返還した。

六月には上海共同租界還付協定の調印を見、七月上海租界回收完了して米英百年の侵略據點はこゝに永久に消滅するに至つた。

同月治外法權撤廢の第一歩として、日本は在支日本人に對する課稅權を國民政府に返還し、中支日本軍はその管理下にある中國籍の未返還工場二四を中國側に返還した。

かやうな事態の發展は、重慶政權にとつては痛烈な打撃であつた。彼等の抗戰建國の理論は、南京政權の隆々たる勢威の前に、一路凋落を辿らざるを得なかつた。蓋し重慶は和平亡國を唱へ、たゞ對日抗戰のみが中國の衰亡を防止し得ると論じ來つたのに、事實は和平の途に進んだ南京政府が着々として國權の恢復、中國の國際的地位の向上に成功したからである。重慶軍に屬する將兵が相次いで大量的に國民政府に歸順するに至つたのは、これがためであつた。重慶の指導的階級の間にも著しい動搖が現れ、抗戰建國理論に對する彼等の疑惑は漸く濃厚となつた。米英兩國がかゝる情勢にいたく焦慮し、いまでは有名無實となつたところの彼等の租界を重慶に還付し、治外法權撤廢の交渉を開始したのは、重慶の戰線離脫防止を目的とする策略であつた。

それにも拘らず重慶政權がなほ餘喘を保ち、南京政府が未だ必ずしもこれを壓倒するに至らないのは、苛烈

な戰爭下に於いて免かれがたい經濟的な困難の克服が容易でないのと、世界戰局の前途に對する日和見主義が中國民衆の間に殘存してゐるためである。

特に前者は、投機者流の買占め（いはゆる囤積居奇）に基づくインフレーションの發展の結果、中支に於いて甚だしく、インフレーションとの鬭争を南京政府の最大の任務たらしめ、政府は囤積の禁止、綿布買上等によつてこれに對處してゐるが、未だ十分にその效を收めるには至つてゐない。

ビルマ及びフィリッピンの獨立も、日本の政治攻勢の顯著な例である。先に本年初頭日本の首相は年内にビルマに獨立を許與する方針を聲明し、六月の臨時議會ではフィリッピンに對する同様の方針が宣言せられた。パー・モウに率ゐられるビルマ人、ラウレル、ヴァルガス等の指導するフィリッピン人は、日本首相の聲明に呼應し、強力に獨立準備運動を展開した。彼等の活動は着々と成果を挙げ、日本首相の公約は極めて短時日の間に履行せられた。即ち八月一日ビルマ方面日本軍最高指揮官は軍政撤廢の布告を發し、同時にビルマ獨立宣言書が發表せられ、新たに制定せられた國家構成基本法に基づき、パー・モウを國家主席とする獨立國ビルマが成立した。日本は直に同國を承認し、同日日本とビルマとの間に同盟條約が締結せられ、新生ビルマは敢然米英に宣戰した。蓋し「ビルマを征服せんと全力を傾けてゐる敵に對してビルマを防衛することは刻下喫緊の任務」であり、「ビルマが今後生き永らへるためにはこれらの敵を再起し得ぬまでに破碎しなければならぬ」からである。

新生ビルマは滿洲國、中華民國、ドイツ其他樞軸諸國によつて、忽ち承認せられた。

一方フィリピンに於いては獨立準備委員會が組織せられ、九月には新憲法の草案成り、準備委員會委員長ラウレル等は日本を訪問して日本首相等との協議を遂げ、一〇月一四日フィリピン共和國の獨立が宣言せられた。フィリピンが米國の支配に歸してから半世紀弱、スペイン人の抑壓下に入つた時から數へれば實に四世紀を経て、こゝに「フィリピン人のフィリピン」は成就されたのである。

ビルマ及びフィリピンの獨立が日本の軍事力によるものであること言ふを俟たない。しかし、それはビルマ及びフィリピンの各民族社會の歴史的課題であり、日本の軍事力はこの課題解決のための一つの槓桿となつたに過ぎない。獨立の内容はそれぞれの民族社會の内部から汲みとられたのであつて、日本はこれに何等干渉を加へなかつた。このことはビルマの國家構成基本法及びフィリピンの新憲法を検討すれば明瞭である。それらの性格は日本的、東洋的である以上に米英的であり、個人の自由の原則はその骨格の一つとなつてゐる。だがビルマ及びフィリピンの社會では個人の自由はなほ進歩的な原則であつて、米英に於ける自由主義の如く腐朽せるものでも、反動化したものでもない。日本はこの事實を率直に認識し、ビルマ及びフィリピンがその社會の發展段階に適應した憲法を選ぶに委せ、かくすることによつて、「萬邦をしてその所を得しめる」といふ日本の理想の具體的な内容が、各民族社會の歴史的課題の正常な解決の支援助成に外ならぬことを、事實によつて證明したのである。

日本が舊蘭印諸民族に參政權を賦與し、彼等の軍政への參加を許容獎勵する措置を採つたのも、日本の政治攻勢の一環と考へらるべきであらう。これらの民族はその團結も未だ鞏固でなく、民族意識も必らずしも深厚

でない。加ふるに文化も未だ幼稚であつて、自ら治める程度には至つてゐない。しかしその原因は、能ふ限り彼等を低い發達段階に停滯せしめることを目的とする外國人政府の政策にあつたのである。日本の新たな方策は、原住民の文化的、政治的水準を引上げ、その力量を増大せしめ、よつて東亞に於けるその地位を高からしめることを目標とする點で、オランダ人の政策とは全く反對なのである。原住民の福祉の増進、進歩の助長を目的とするかゝる政策が道義政策と呼ばれるのは當然であるが、同時にそれは日本の生存と發展のための政策でもある。日本の自存と繁榮とは、アジア諸民族の繁榮と進歩となくしては存立しないのであり、日本の利益とアジアのそれとは解き放すことができぬやうに結びついてゐるのである。

ビルマやフィリピンに於ける輝かしい現状に比し、インド民族は英帝國主義との凄惨な闘争を遂行し、未だ勝利を収めないである。一九三九年九月、英獨開戦と同時にインド民族は對英闘争に驟起し、爾來滿四ヶ年に亘り英印間の闘争は繼續された。この對英闘争の主導力となつたのはインド國民會議派であつたが、その他の諸派も、多かれ少かれ、闘争に加はつた。併しイギリスは幾世紀に亘るインド支配によつて鍛へられた強靱さと老獪さとをまだ失つてはゐなかつた。イギリスは或る時は宥和政策を採つてインドの願望に迎合しつつ、或る時は彈壓政策を採つて民族運動の指導者に大彈壓を加へつつ、インドの人的物的資源を彼等の戦争努力の一要素として組織することに成功した。國民會議派は四二年三月イギリスの對印特使クリップスの妥協案を一蹴し、五月にはイギリス勢力のインドからの撤退を要求するに至つたが、イギリスはこれに對して強硬態度を採り、四二年八月初旬、ガンヂー、ネール以下國民會議派の指導者を一齊に逮捕した。インド國民は罷業や妨

害行爲や官公署焼打——それらはイギリス白書の發表によれば多くは組織的計畫的であつた——等起してイギリスに抗議したが、イギリスはかへつて人民の大量處刑をもつて應酬した。四三年二月にはマハトマ・ガンジーは獄中に於いて断食を開始した。高齢の彼の生命を殆んど奪はうとしたこの断食による抗議も、未曾有の危機と闘争するために足の爪先まで武装した英帝國主義を動かすには足りなかつた。イギリスはますます弾壓を強化してインド人の妨害を排除しつつ、インドをアジアに於ける反樞軸軍の基地且つ兵器廠たらしめるために全力を盡した。かくてインド三億數千萬の人民は今日もイギリス帝國主義の鐵鎖に繋がれてゐるのである。

英國がインドの熾烈な抗争に當面しながらよくインドを保持し得てゐる最大の理由は、インド民族統一戦線の排除であつた。國民會議派は一致して對英抗争に起ち上つたが、その他の諸派は必ずしもさうではなかつた。例へば回教徒聯盟の如きは、公然英國に與することはなかつたとはいへ、しばしば會議派の努力を無力ならしめるために活動した。土侯の多くは公然英帝國主義の陣營に馳せ參じた。イギリスの戦争政策のお蔭で肥大を重ねつつあるインドの軍需工業家ももちろん英國の側に立つた。かくして、國民會議派はインド國民の間でますます、信望を獲得したにも拘らず、支那に於ける如き民族統一戦線はインドには成立せず、統一戦線なくして打破られるほど、英帝國主義はまだ衰落してはゐなかつたのである。

日本のインドに對する政策は、四二年の初頭日本の首相によつて宣明せられた如く、インド人の宿望に深厚な同情を寄せ、これが達成にあらゆる協力を與へるといふにある。しかし、さしあたり、日本はこの政策を強力に推し進める機會に恵まれなかつた。インド獨立運動がイギリス帝國主義の虜となつてゐる現状では、日本

がこれと聯携を樹立することは不可能であつたし、インド獨立運動を英帝國主義の手から解放するために武力を行使するには、まだ日本の準備が不足であつた。かくて日本はインドの東境に布陣し、東亞在住インド人の組織するインド獨立聯盟に支持を送りつつも、概して云へば英帝國主義の酷烈なるインド人弾壓を見送らねばならなかつたのである。

一九四三年初夏、國民會議派の有力な指導者スバス・チャンドラ・ボースが東京に出現するに及んで、日本はインドに對する政治攻勢を展開する新たな機會を得た。ボースは國民會議派前衛ブロックの總帥で、英官憲の追及を逃れてドイツに亡命し、しばしばラジオを通じて故國の同志を激勵してゐたが、苦心慘憤して東洋に至ることに成功し、六月中旬東京に現れ、インド民族運動と日本との提携を策したのである。かねてビハリ・ボースを會長とするインド獨立聯盟を支援してゐた日本は、もちろんボースの援助要請を受諾し、かくて日本とインド獨立運動との關係は飛躍的に深化した。七月初旬にはスバス・ボースは昭南に現れ、ビハリ・ボースに代つてインド獨立聯盟會長に就任した。新會長の統率の下に同聯盟東亞代表者大會が昭南で開催され、ボースは席上演説を試みて、臨時國民政府を組織し、國民軍を編成し、日本の支持の下に、堂々祖國に進軍する旨を宣言した。十月下旬には臨時政府はビルマ國內に成立しボースが主席となつた。

チャンドラ・ボースとインド國內の彼の同志との間にいかに緊密な連絡があるかは、今のところ疑問である。イギリスはその連絡を断つことに懸命になつてゐる如くである。國外に出でたボースが、かつての如く、インド國內の國民會議派に大なる影響力を持ち得るか否かも、容易に斷定することはできない。國民會議派内には

彼とは違つた國際的進路を歩まうとする分子も少くないからである。國民軍の編成はその後順調に進行してゐるものの如く、在外インド人の應募者は、昭南に於ける募集の第一日（七月一六日）だけで二千五百名を突破したと云ふ。國民軍の武装に關しては日本が絶大の支援を與へてゐることは云ふまでもない。何時國民軍が祖國進軍を開始し得るかは、今のところ豫斷することはできないけれども、ボースが來り加はつたために、日本のインドに對する政治攻勢がいちだんと威力を加へたことは疑ひの餘地がない。日本が準備を完了して對インド作戦を開始し、ボースの率ゐるインド國民軍がその一翼として祖國への進軍を開始するに至れば、インド國民のこれに呼應して騒起するものは決して少くないと思はれるのである。

### 第三章 崩壊するイギリス帝國

第二次世界戦争の前途は未だ容易に豫斷を許さない。しかし、戦場の運命の如何に拘らず、イギリス帝國の崩壊は既に決定的であると思はれる。

従來イギリスが世界に覇を唱へ得たのは、何よりもその海軍力のためであつた。だが今ではイギリスの海軍力は世界第一でないだけでなく、その植民地を防衛するにも足りない。現にイギリスはニュー・ジブラントやオーストラリアの防衛をアメリカ海軍に委ねてゐるのであり、イギリスが、かつての如く七洋に雄飛する海軍力を恢復することがあるとは考へられない。特に空軍の海軍に對する優越が立證された現在では、イギリスが

海軍力によつて再び世界に覇を唱へることは到底覺えないのである。

イギリスの國力の源泉は、廣大な植民地の占有にあつた。然るに第二次大戦を通じてイギリスの植民地は次々にアメリカの手に歸しつつある。カナダは戦前からロンドンよりも寧ろニュー・ヨークの支配を受けてゐたのであるが、現在では文字通りアメリカの一州と化してゐる。オーストラリアやニュー・ジブラントも同様であり、これらの植民地は政治的名目的にだけイギリスの領土であるに過ぎない。インドに於いては、アメリカの資本と技術とは日々イギリスのそれを締め出してゐるのである。かつてイギリスはこれらの植民地をその獨占市場（英帝國ブロック）に組織することによつて、世界恐慌の打撃から抜け出すことができた。現在のイギリスには、もはやそのやうな手段は残されてゐない。元來列強争覇の時期は後進民族興起の好機會であるが、このことは今次大戦に於いても嚴として立證されつつあり、全世界至るところで後進諸民族は日々その力量を増大してゐるのである。これらの民族の後進性を條件としてのみ繁榮を謳ふことのできた英帝國にとつて、このことが何を意味するかは明らかであらう。英帝國が諸民族搾取によつて肥大する可能性はますます狭められてゐるのである。殊にイギリスが世界制覇の據點と頼むインドに於ける近代化の推進と、それに即應する民族運動の飛躍的な發展とは、英帝國の致命傷となる勢を見せてゐる。現在までのところ、イギリスは尙ほインド三億數千萬の民族を鐵鎖に繋ぎ得てゐるとはいへ、大戦終了後にもイギリスがインドに對してかゝる相對的力量の優越を保持し得るとは、到底豫想することができない。更にエール共和國は大戦勃發以來嚴然として中立政策を採つて動かさず、南阿聯邦は本國とともに參戦したとはいへ、アングロ・サクソン以外の人民が多

數を占めてゐるこの聯邦の分離傾向は、戦争の深化とともに、強められてゐる。かくして、英帝國五億の人民、千三百萬方哩の領土は、第二次大戦を通じて、ますます英本國を離れつゝあるのである。

更に、從來英帝國の世界覇權の重要な支柱の一つであつた海運に於いても、イギリスの衰落の徴候は著しいものがある。周知の如く、戦前のイギリスは凡そ二百萬トンの商船を保有し、これらの商船は世界海上貿易の四割弱を擔當し、莫大な運賃収入を英本國に齎すとともに、英帝國の一體化を保つのに貢献してきた。對獨開戦後、ドイツ潜水艦の攻撃による大量の船舶喪失と、アメリカの猛烈な商船建造との結果、イギリス海運の地位は激落を重ねた。今日では海運に於ける覇權は夙にイギリスの手を離れてアメリカに歸してゐるのみではない。イギリス商船は國民食糧を本國に運ぶにさへ事缺く情況となつてゐる。最近英國船舶業者大會が「英國はその聯合國に對し、強力な英商船隊は、海・陸・空軍と同様、英國にとり必要なものである旨を發表することを恐れてはならない」と決議したのは、苦衷察すべきものがある。だが、いかに英國にとり必要であるにせよ、不幸にしてイギリスはもはや必要なものを持ち得る立場にはゐないのである。

かくてイギリスの龐大な領土を結合する紐帶となつた凡ゆるものが意義を失ひ、イギリス帝國はわれわれの眼前で崩壊しつつあるのである。このことは、イギリス人が全世界に放出して、世界の各地域をイギリスに結びつけたところの海外投資の現状を検討することによつて、いつそう明らかとなつてくる。「見えざる帝國」と稱せられたイギリスの海外投資は、現在ではもはや存在せず、イギリスは一轉して債務國になり下つてゐるのである。

戦前に於けるイギリスの長期海外投資は、一九三〇年現在で三、七二六百萬ポンドであつた。三〇年以後には國際經濟の不安定のためイギリスは海外投資を抑制してゐたので、戦争直前の長期海外投資は、この額と大差ないものと認められてゐる。この外にイギリスは相當の直接投資を持つて居り、短期投資もあり、統計には現はれない投資もかなりあるので、戦争直前のイギリス海外投資の總計は凡そ五〇億ポンドに達したものと推定せられてゐる。イギリス世界帝國の最大の支柱は、その海軍でも商船でもなくて、正しく英國が海外に放出したこの巨額のポンド資金であつたのである。

然るに戦争四年を経た現在では、情況は全く一變した。戦費調達のためにイギリスは海外投資を動員せざるを得なかつた。一九三九年八月下旬イギリスでは戦時國防條例が公布せられ、外國市場で換金され得る債券の取引の禁止、必要に應じその買上の強制が規定せられ、本條例に基づき一九四〇年以來イギリスは海外投資の賣拂ひを開始した。昨年四月の政府白書によれば、その賣拂高は四〇年七五九百萬ポンド、四一年七九八百萬ポンド、四二年五五〇百萬ポンド、合計二、一〇七百萬ポンドであり、その後の分を加へると二五億ポンドに達する。これらの外、戦争の直接の結果として無價値となり又はイギリスの敵國の手に歸した額も莫大である。マライ半島に投下された一〇八百萬ポンド、中部ヨーロッパ一帯の二五〇百萬ポンド、日本及び支那の二二一百萬ポンド等はその主なるものであるが、これにビルマ、タイ、インドネシア等への投資を加算すれば、總額五〇百萬ポンドを超えるかと推定せられる。この額にはこれら諸地域に對するイギリスの莫大な直接投資は全く算入されてゐない。直接投資の評価は極めて困難であるが、支那に於ける一九七百萬ポンド(リーマーの評価)

を筆頭に、總額約四億ポンドのイギリス直接投資が、戦争の結果敵の手に歸したと認められてゐる。

かくて開戦以來イギリスが賣却乃至喪失した對外投資は、證券投資、直接投資を合せ、三五億ポンドに達する。對外投資總額五〇億ポンドとすれば、尙ほ一五億ポンドの餘剰を擁する譯であるが、その一五億ポンドは賣らうとしても買手のない、或は二東三文に叩買ひされる如きポロ證券、ポロ會社が主であつて、たとへ全然無價値でないまでも、その實質價値は極めて低いのである。例へば、戦前にイギリスが所有してゐた米ドル資金は、金塊、證券、私人ドル勘定及び直接投資を合せ合計一、一〇五億ポンド、米弗に換算すれば約四億ドルであつたが、四二年末には總計三四〇百萬ポンド、米ドルで一三七千萬ドルに減少してゐる。併しこの殘額三四〇百萬ポンドのうち主要なものは直接投資であり、戦前二二〇百萬ポンドを算した直接投資は、戦争三年後にも僅々一割三分の減少を見たに過ぎない。直接投資の多くはこれを處分しようとするれば二東三文に叩かれるため、イギリスはこれが賣却を行はず、これを擔保にして借入れを行ふ方針を採つたのが、直接投資が割合に減少しなかつた原因である。従つてその名目價格は尙ほ相當であつても、その實質上の價値は甚だ低いのである。かくて、イギリスが今日なほ所有してゐると考へられる一五億ポンドの對外投資は極めて威力の乏しい投資であり、イギリスはもはや債權國とは呼びがたいのである。のみならず、苛烈な戦争の四ケ年は、イギリスに對する諸外國の債權を積重ねた。イギリスはいまや單に債權國でなくなつたのみでなく、債務國に轉落し、對外債務の重壓に叩いてゐるのである。

例へばイギリス本國とその自治領及び植民地との投資關係を見るに、カナダが本國に對して有する貸助金は

四三年夏現在で一五七百萬ポンドである。イギリスのカナダへの投資は、直接投資を除き、四二年末に四七〇百萬ポンドであつたから、イギリスはなほ三億ポンドに餘るカナダ投資を残してゐる勘定になる。だがそれゆゑにイギリスは依然としてカナダに對する貸方であると云ふわけにはゆかない。第一にカナダは一九四二年度に本國に對し一〇億ドル（二五〇百萬ポンド）の獻金を行つてゐる。第二に四三年以後のカナダの本國援助は武器貸與法の形式を採ることとなつたため、債權としては計上せられない。この二項目を勘定に入れば、イギリスはもはやカナダの債權國ではなく、少くとも近い將來にその債務國となる運命にあるのである。

オーストラリア及びニュー・ジールランドは巨額の對本國債務を負うてゐる點で自治領中特異の地位を占めてゐたが、この状態は今日でもさして變化はない。戦前のイギリスのオーストラリア投資四九〇百萬ポンド、ニュー・ジールランド投資一二〇百萬ポンドは、今日も大した變化なく残存してゐると認められる。この兩自治領の對本國貸助金は極めて少額であり、買戻償還も殆んどなかつた。蓋し日本軍進攻の危険に暴されてゐる兩自治領は、その國防強化のため全資力を傾けたのみで足りず、かへつて本國の援助を仰がなければならなかつたのである。従つてこの二國は、本國の把握力の最も強固な自治領と云ふことができる。それにも拘らず、アメリカのこの三國に對する莫大な援助に比すれば、英本國の把握力は現に相對的には著しく弱体化してゐるし、將來はますます弱化するものと考へられる。

エール共和國の對英貸助金は、大戦勃發一年後に六六百萬ポンド、二年後に八一百萬ポンド、現在では一二一百萬ポンドと累年著増を見せてゐる。他方イギリスの對エール投資は殆んど云ふに足りない。オーストラリ

ア、ニュー・ジブラントとは反対にエール共和国は本國に負ふところ極めて少く、逆に本國がこの小農業國に  
 べいなる負債を負うてゐるのである。エールが中立を嚴守して變らない一つの理由はこゝにあるのである。  
 戦前に於けるイギリスの南阿聯邦證券投資は約二六〇百萬ポンドであつたが、この額は現在では半分以下に  
 減少してゐると見積られる。従来もこの聯邦は經濟的獨立のために努力してゐたのであるが、開戦後一九四一  
 年末までに買戻償還、金塊購入等對本國支拂ひのために九〇百萬ポンドを費消し、その後の二年間も同様の方  
 針を採つてゐたので、イギリスの對南阿投資は、たとへ皆無とはなつてゐないにせよ、ますますそれに近づき  
 つつあるのである。

イギリス帝國の心臓であるインドに眼を轉すると、イギリスの地位は更に更に慘憺たるものとなつてゐる。  
 戦前のイギリスの對インド證券投資は、セイロン島をも含めて五四〇百萬ポンドであつた。これに對しインド  
 は開戦以來三五〇百萬ポンド——それはインド政府の鐵道公債及び年賦償還に集中された——の對英償還を行  
 つた。従つてインドの對英債務は僅々一九〇百萬ポンドに減少してゐるのであるが、一方ではインドは現在五  
 億ポンドの巨額に達する對英貸勘定を持つてゐるのである。差引インドは三億ポンド以上の對本國債權者たる  
 位置に立つてゐるのである。直接投資を控除しても、インドの純債權者たる地位は變らぬものと認められる。  
 數世紀に互つて蓄積した對インド債權が僅に三年で無に歸したとイギリス人が嘆息してゐるのは無理ではな  
 い。しかも、かゝる傾向は戰爭が長期化すれば長期化するほど、イギリスがインドの防衛を強化し、インド兵  
 を使用して反攻作戰を展開すればするほど、益々顯著とならざるを得ない。蓋し一切の輸入兵器、飛行基地整

備、インド外でインド兵を使用する場合の經費等は、協定によりすべてイギリスが負擔することとなつてゐる  
 からである。かゝる英本國の窮狀を、インド民族資本の急激な發展、雄渾なアメリカ資本のインド侵入の事實  
 と思ひ合はせるとき、イギリスのインド支配の基礎が日毎に蝕ばれてゐることは疑ひ得ないのである。

英帝國の一員ではないが、事實上イギリスの支配下に立つエジプトの對英貸勘定は凡そ七百萬ポンドであ  
 る。戦前のイギリスの對アフリカ投資は、英領を除き、總額三四百萬ポンドに過ぎなかつたのであるから、イ  
 ギリスはエジプトに對し、少くとも三七百萬ポンドの負債を負うてゐるのである。

以上各地域の對英貸勘定の合計は約一、〇二〇百萬ポンドに達する。その他の地域に於いても、例へば西ア  
 ジアや南米諸國に對しイギリスの債務が増加してゐることが指摘せられてゐるし、アジアやヨーロッパのドイ  
 ツ及び日本の占領地に對するイギリスの投資は完全に喪失されてゐるのである。イギリスがよつてもつて世界  
 支配の具とした對外投資は空無に近づき、逆にイギリスを支配する用具となるべき諸國の對英投資が激増して  
 ゐるのである。四三年四月一六日イギリス蔵相キングスレー・ウッドは下院に於ける財政演説で次の如くに報  
 告してゐる。

「英國は依然としてチュニジアからビルマに至る戰域の反樞軸國戰費の支辨を獨りで引受けてゐる。この結  
 果インド、エジプト、其他諸國から英國が借りてゐる金額は年々四億ポンドから五億ポンドの巨額に達する。  
 更に南米及び中立各國からの物資の購入、反樞軸諸國からの船舶備船等によつて政府の對外支拂は莫大な額に  
 上り、これがために一九四二年度に於ける英國の對外負債は六三〇百萬ポンド、一九四〇年以降の合計は二、

一八五百万ポンドとなつたが、一九四三年度に於いてもこの對外負債は六億ポンドに達しよう。戦前に於ける英國の對外債権は長期に亙る過去の蓄積によつて、約三〇億ポンドと見積られた。されば現状をもつてすれば英國は今や債権國から一轉して債務國に轉落せんとしてゐるのである。

最近過度の心勞の爲に死んだこの藏相の報告は、十分に正確とは見做しがたいが、イギリス財政の趨向を描くには十分である。イギリスは、武器貸與法に基づく、従つて直接にはイギリスの債務表に表れない、巨額の對米債務を別にしても、既に債権國ではなくて、純債務國となつてゐるのであり、この趨勢は、戦争の長期化とともに、ますます甚だしくなるのである。イギリスは最近の作戦では若干の勝利を収め、その戦略的地位は幾分か改善された。だが、そのためにイギリスの世界に於ける經濟的地位は決して改善されなかつたのみでなく、かへつて更に悪化してゐる。今後イギリスが幾許かの勝利を得ることがあるとしても、それとともにイギリスの經濟状態の一層の悪化は免れがたいのである。もちろんイギリスが敗北を喫する場合には、經濟的地位の悪化は更に甚だしいに違ひない。いづれにせよ、イギリスの世界經濟に於ける覇權は時とともにイギリスの手を離れつつあるのであり、このことは戦場の運命とは無關係に、不斷に進行しつつあるのである。

かくて、イギリス帝國の崩壊は既に現實の事實であり、必至の運命である。第二次世界戦争がいかなる結果をもつて終了するにせよ、その重大な結果の一つは、イギリス帝國の事實上の終焉であるであらう。このことは、もはや何ものをもつても變改することはできないのである。

第一篇 日本篇



第一篇 日本篇

1 日本	一
2 朝鮮	三三
3 臺灣	一六六
4 關東州	一九〇
5 南洋群島	一九七

日本

NIPPON, NIHON

(英—Japan)  
(漢—Japan)  
(佛—Japon)

I 歴史概観

日本列島への原始的移住はその一は主として朝鮮を通じての支那族、二は南方太平洋よりの海洋種族、三は北方蒙古よりのモンゴリア族等を数へ、先住民アイヌ族を驅逐して、出雲、大和、筑紫等にその中心地が形成された。やがて天孫民族はこれら諸族を統一融合して、こゝに漁獵・遊牧期より定着農業時代へと移り、氏族制へと發展する。天皇を中心とする祭政一致の社會體系は、これより万世一系の天皇の下に万古不易の國體を確立し、八紘一宇の大精神の顯現となつた。大化改新(二二〇六年(西曆六四六年))は氏族制度の崩壊と地縁社會の樹立、中央集權制度への轉移を意味し、唐の制度の模倣ではあつたが、その井田法は新しき理想を示すものであつた。更に奈良朝時代は外來文化たる儒教・佛教と古來の神道文化との發展の展開期であつた。國家的權力の保護下に奈良佛教の勢力は甚だしく大となり、その政治的統制の必要と對立のため一四三四年都を奈良より京都に遷し

(平安京)、藤原氏を中心とする貴族文化の端を發す。地方は國司郡司が中央政府より派遣され、莊園の發生は大化以來の公地公民の制を破り、墾田の制と共に地方武士の勃興を可能ならしめた。貴族文化の爛熟と莊園制の發展は地方武家の分離となり、やがて源平二氏の勃興は貴族政治の衰亡となり、鎌倉幕府成立により封建制の確立を見た。執權としての將軍制は中央集權を二分し、また已に日本化する佛教はその宗教改革を経て國民佛教へと發展した。一方海外との交通は元寇以後漸く盛んとなつたが、農民の疲弊は頻々たる徳政令となつて現れ、下克上の思想、更にキリスト教・鐵砲の移入と共に、舊封建制の崩壊を見るに至つた。織田・豊臣の國內統一を経て徳川三百年の鎖國政策は、儒教的文化統制の一方に町人文化の隆盛を見たが、商業的發展による武士階級への壓迫、國史、古典の研究による尊王思想運動は西歐勢力の攻勢と共に幕府の矛盾を暴露し、慶應三年(一八六七年)王政復古となつた。明治政府は近代經濟組織を採り、封建的土地所有は否定され、四民平等となり、西南戰爭(明治一〇年)を最後の封建的亂として近代經濟的的發展期に入る。政府は大規模の工業化、銀行資本化を行ひ、更に國會開設の運動、政黨の發達に従ひ、明治二二年(一八八九年)の憲法發布、翌年の國會開設、不平等條約の改訂と共に、明治二七年初朝鮮問題を中心とする日清戰爭起る。次いでロシア

の東方侵略は明治三五年の日英同盟に發展し三七・八年戰役の決定的勝利は數世紀に亙る白人侵略に對してアジア人の民族的自覺を齎した。斯くて一九一四年以來の第一次世界大戰により日本は世界政治經濟の中樞に入り、世界三大國の一を以て稱されるに至つたが、その後のヨーロッパ的勢力のアジア復讐による壓迫に對し、不法なる海軍力の制限に敢へて甘んじつゝも、東亞の盟主たるの實を以て報ひんとした。しかるに米英の魔手に踊らされた隣邦支那の不明は、はしなくも滿洲事變以後支那事變に至るアジアの悲劇を生むこととなつた。

滿洲事變は單に國內に於けるヨーロッパ的要素の終焉を意味するのみならず、世界史的轉換を劃するものであつた。米英の寡頭的世界支配を打倒することを知つた日本は獨伊と結んでその眞の世界史的使命に邁進することとなつたが、その經濟的利害に於て國內一部に残存した米英への依存的傾向も、皇紀二六〇一年一月八日の大東亞戰爭の勃發によつて完全に拂拭され、明朗日本は一意驍國の大理想の顯現に向つて進んだ。アジアをしてアングロ・サクソンの支配から解放せしめ眞の世界新秩序を建設せんとする努力は、ハワイ、マライに於ける皇軍の赫々たる大勝利によつて、日本をして盛々事變の完遂と大東亞共榮圈の建設といふ世界的使命を完成せしめんとしてゐるが、しかも何等諸戰の榮光に酔ふことなく、戰爭の苛烈さの彌勝れば勝るだけ上下一致聖戰の貫徹に努めてゐる。

天皇室

御名裕仁一神武天皇より一二四代の天皇。大正天皇第一皇子。明治三十四年四月二十九日御降誕。同年五月五日御命名、迪宮と稱し奉る。大正元年九月九日陸海軍少尉に御任官、大勳位に叙せらる。同三年一〇月三十一日中尉に、同五年一〇月三十一日大尉に御陞進。同年十一月三日立太子禮御舉行。同八年五月七日御成年式。同九年一〇月三十一日陸海軍少佐に御陞進。同一年三月三日海外御巡遊、九月三日横濱著御歸朝。同年十一月二十五日攝政御就任。同二年一〇月三十一日陸海軍中佐に御陞進。同三年一月二十六日御成婚。同四年一〇月三十一日陸海軍大佐に御陞進。同五年二月二十五日御踐祚。昭和三年一月一〇日御即位禮御舉行。

皇后

御名夏子一故久邇宮邦彦王第一女。明治三十六年三月六日御誕生。大正十一年九月勳一等に叙せらる。同十三年一月二十六日御入興、皇太子妃宣下。昭和元年一月二十五日皇后宣下。

皇太后

御名節子一故從一位大勳位公爵九條道孝第四女。明治一十七年六月二十五日御誕生。同三十五年五月一〇日御入興、皇太子妃宣下。大正元年七月三〇日皇后宣下。昭和元年一月二十五日皇太后宣下。

皇子

- 皇太子一明仁親王。御稱號繼宮。昭和八年一月二三日御誕生。
- 第二皇子一正仁親王。御稱號義宮。昭和十一年一月二八日御誕生。
- 第一皇女一成子内親王。御稱號照宮。大正一十四年一月二六日御誕生。
- 第三皇女一和子内親王。御稱號孝宮。昭和四年九月三〇日御誕生。
- 第四皇女一厚子内親王。御稱號順宮。昭和六年三月七日御誕生。
- 第五皇女一貴子内親王。御稱號清宮。昭和十四年三月二日御誕生。

皇族

(御當主に冠し奉れる。數字は御代數を示す)

- 秩父宮 元淳宮。大正十一年六月二五日御一家御創立。
- ① 雅仁親王 大正天皇第二皇子。明治三十五年六月二五日御誕生。昭和三年九月二八日御結婚。子爵松平保男爵。明治四十二年九月九日御誕生。元光宮。大正二年七月六日御一家御創立。舊有栖川宮家の御祭祀を司らせらる。
- 高松宮 大正天皇第三皇子。明治三十八年一月三日御誕生。昭和五年二月四日御結婚。故公爵徳川慶久第二女。明治四十四年一月二六日御誕生。元清宮。昭和十一年一月二二日御一家御創立。
- ① 崇仁親王 大正天皇第四皇子。大正四年一月二二日御誕生。昭和十六年一〇月二二日御結婚。子爵高木正得第二女。大正二年六月四日御誕生。東山天皇の皇子直仁親王より出で、享保三年閑院宮を稱せらる。
- 閑院宮 故邦家親王第一六子。慶應元年一月一〇日御誕生。明治二十四年一月一九日御結婚。故公爵三條實美第二女。明治
- 伏見宮 故博義王妃朝子。故公爵一條實輝第三女。明治三十五年六月二〇日御誕生。大正八年二月二三日御入興。
- 崇光天皇第一皇子榮仁親王を祖とす。榮仁親王初め有栖川宮と稱せられ、後貞行親王伏見宮を稱し給ふ。
- 故貞愛親王第一子。明治八年一〇月一六日御誕生。
- 故博義王第一子。昭和七年一月二六日御誕生。
- 故博義王第一女。昭和四年七月二八日御誕生。
- 故博義王第三女。昭和九年二月一日御誕生。
- 山階宮 伏見宮邦家親王第一子皇親王を祖とす。皇親王初め勸修寺宮を稱せられ、元治元年御復飾山階宮家を創立し給ふ。
- 故菊麿王第一子。明治三十一年二月一三日御誕生。大正十一年七月一九日故佐紀子女王と御結婚。
- 初め久邇宮朝彦王賀陽宮を稱し、明治八年久邇宮と改稱。依て第一子邦憲王明治二十五年一月賀陽宮を復させらる。一月賀陽宮を復させらる。故邦憲王第一子。明治三十三年五月三日御結婚。
- 故憲王第一子。大正十一年四月二二日御誕生。
- 恒憲王第二子。大正一十五年七月三日御誕生。
- 恒憲王第三子。昭和四年八月一七日御誕生。
- 恒憲王第四子。昭和六年七月二二日御誕生。
- 恒憲王第五子。昭和十一年一月二四日御誕生。
- 恒憲王第六子。昭和十七年八月五日御誕生。
- 恒憲王第一女。大正十二年七月二九日御誕生。
- 春仁王 載仁親王第二子。明治三十五年八月三日御誕生。大正一十五年七月一四日御結婚。故公爵一條實輝第四女。明治四十四年一月二六日御誕生。
- 伏見宮邦家親王第一七子依仁親王初め仁和寺宮を稱し、後小松宮彰仁親王の嗣となり明治三十六年二月東伏見宮を創立せらる。
- 故依仁親王妃周子。故公爵岩倉具定第一女。明治九年八月二九日御誕生。明治三十一年一月一〇日御入興。
- 東伏見宮 伏見宮邦家親王第一七子依仁親王初め仁和寺宮を稱し、後小松宮彰仁親王の嗣となり明治三十六年二月東伏見宮を創立せらる。
- 故依仁親王妃周子。故公爵岩倉具定第一女。明治九年八月二九日御誕生。明治三十一年一月一〇日御入興。
- ② 恒憲王 故公爵九條道實第五女。明治三十六年五月一六日御誕生。
- 恒憲王第一子。大正十一年四月二二日御誕生。
- 恒憲王第二子。大正一十五年七月三日御誕生。
- 恒憲王第三子。昭和四年八月一七日御誕生。
- 恒憲王第四子。昭和六年七月二二日御誕生。
- 恒憲王第五子。昭和十一年一月二四日御誕生。
- 恒憲王第六子。昭和十七年八月五日御誕生。
- 恒憲王第一女。大正十二年七月二九日御誕生。
- ③ 武彦王 故菊麿王第一子。明治三十一年二月一三日御誕生。大正十一年七月一九日故佐紀子女王と御結婚。
- 初め久邇宮朝彦王賀陽宮を稱し、明治八年久邇宮と改稱。依て第一子邦憲王明治二十五年一月賀陽宮を復させらる。一月賀陽宮を復させらる。故邦憲王第一子。明治三十三年五月三日御結婚。
- 故憲王第一子。大正十一年四月二二日御誕生。
- 恒憲王第二子。大正一十五年七月三日御誕生。
- 恒憲王第三子。昭和四年八月一七日御誕生。
- 恒憲王第四子。昭和六年七月二二日御誕生。
- 恒憲王第五子。昭和十一年一月二四日御誕生。
- 恒憲王第六子。昭和十七年八月五日御誕生。
- 恒憲王第一女。大正十二年七月二九日御誕生。
- ④ 健憲王 恒憲王第五子。昭和十一年一月二四日御誕生。
- 恒憲王第六子。昭和十七年八月五日御誕生。
- 恒憲王第一女。大正十二年七月二九日御誕生。
- ⑤ 美智子女王 恒憲王第一女。大正十二年七月二九日御誕生。

久遠宮

伏見宮邦家親王第四子朝彥親王を祖とす。邦家親王初め青蓮院門跡を御承繼せられ、後伏見宮家へ御復籍、明治八年五月久遠宮家を創立し給ふ。故邦彦王第一子。明治三十四年二月二日御誕生。大正一四年一月二六日御結婚。

① 朝彦王  
 故邦彦王第三女。明治四〇年五月一八日御誕生。  
 故公府島津忠義第七女。明治一二年一〇月一九日御誕生。明治三二年一二月一三日御入興。

邦昭王  
 朝彦王第一子。昭和四年三月二五日御誕生。

朝建王  
 朝彦王第二子。昭和一五年五月一日御誕生。

正子女王  
 朝彦王第一女。大正一五年一月二八日御誕生。

朝子子女王  
 朝彦王第二女。昭和二年一〇月二三日御誕生。

通子女王  
 朝彦王第三女。昭和八年九月四日御誕生。

英子女王  
 朝彦王第四女。昭和二年七月二一日御誕生。

典子女王  
 朝彦王第五女。昭和一六年九月一八日御誕生。

故多嘉王妃静子  
 故子爵水無瀬忠輔第一女。明治一七年九月二五日御誕生。明治四〇年三月九日御入興。

家彦王

故多嘉王第二子。大正九年三月一七日御誕生。

德彦王  
 故多嘉王第三子。大正一一年一月一九日御誕生。

梨本宮  
 伏見宮貞敬親王第七子守脩親王慶應四年御復籍。明治三年梨本宮を稱せらる。

② 守正王  
 故朝彦親王第四子。明治七年三月九日御誕生。明治三三年一月二八日御結婚。

妃伊都子  
 故侯爵島直大第二女。明治一五年二月二日御誕生。

朝香宮  
 明治三九年三月三日御一家御創立。

① 鳩彦王  
 故朝彦親王第八子。明治二〇年一〇月二日御誕生。明治四三年五月六日故允子内親王と御結婚。

孚彦王  
 鳩彦王第一子。大正元年一〇月八日御誕生。昭和一三年一月一六日御結婚。

妃千賀子  
 伯爵藤堂高親第五女。大正一〇年五月三日御誕生。

富久子女王  
 孚彦王第一女。昭和一六年一月二一日御誕生。

東久遠宮  
 明治三九年一月三日御一家御創立。

① 稔彦王  
 故朝彦親王第九子。明治二〇年一月二三日御誕生。大正四年五月一八日御結婚。

妃聰子内親王  
 明治天皇第九皇女。明治二

北白川宮

九年五月一日御誕生。

盛厚王  
 稔彦王第一子。大正五年五月六日御誕生。

俊彦王  
 稔彦王第四子。昭和四年三月二四日御誕生。

伏見宮邦家親王第一子智成親王を祖とす。智成親王初め聖護院宮、後照高宮を稱せられ、明治三年一月三〇日御一家御創立。

③ 道久王  
 故永久王第一子。昭和二年五月二日御誕生。

故成久王妃房子内親王  
 明治天皇第七皇女。明治三二年一月二八日御誕生。明治四二年四月二九日御入興。

故永久王妃祥子  
 男爵徳川義徳第二女。大正五年八月二六日御誕生。昭和一〇年四月二六日御入興。

肇子女王  
 故永久王第一女。昭和一四年一月一三日御誕生。

竹田宮  
 北白川宮能久親王第一子恒久王を祖とす。明治三九年三月三日御一家御創立。

② 恒徳王  
 故恒久王第一子。明治四二年三月四日御誕生。昭和九年五月二日御結婚。

妃光子  
 公爵三條公輝第二女。大正四年一月六日御誕生。

恒正王  
 恒徳王第一子。昭和一五年一月一一日御誕生。

昌徳宮

案子女王  
 恒徳王第一女。昭和一七年五月五日御誕生。

王公族

李王  
 故李太王第七子。明治三〇年一〇月二〇日御誕生。大正九年四月二八日御結婚。

妃方子女王  
 守正王第一女。明治三四年一月四日御誕生。

李玖  
 李王第二子。昭和六年一月二九日御誕生。

故李王妃尹氏  
 侯爵尹澤榮第一女。明治二七年九月一九日御誕生。

李鍵公  
 李王第一子。明治四二年一〇月二八日御誕生。昭和六年一〇月五日御結婚。

妃誠子  
 伯爵廣橋眞光家族。明治四四年一〇月六日御誕生。

李冲  
 李鍵公第一子。昭和七年八月一四日御誕生。

李沂  
 李鍵公第二子。昭和一〇年三月四日御誕生。

沃子  
 李鍵公第一女。昭和一三年一月一九日御誕生。

李瑛  
 故李太王第五子。明治一〇年三月三〇日御誕生。

妃金氏  
 故男爵金思澤第一女。明治一

李錫公

三年二月二日御誕生。

李錫公  
 李王第二子。大正元年一月一五日御誕生。昭和一〇年五月三日御結婚。

妃養珠  
 侯爵朴泳孫。大正三年一月一一日御誕生。

李清  
 李錫公第一子。昭和一一年四月二三日御誕生。

李涼  
 李錫公第二子。昭和一五年一月九日御誕生。

故李王公妃李氏  
 故李錫第一女。明治一六年七月一一日御誕生。

故李王公妃金氏  
 故金在鼎第一女。明治一一年七月一八日御誕生。

臣籍に降下せられた皇族

臣籍名	爵位	御父宮	御降下年月
小松輝久	侯	故能久親王	明治三七年
山階芳麿	侯	故菊麿王	大正九年
華頂博信	侯	故恭王	一五三
筑波藤麿	侯	故菊麿王	昭和三七
葛城茂麿	侯	同	三三
東伏見邦英	侯	故邦彦王	六四
伏見博英	侯	故恭王	二四
晋羽正彦	侯	故彦王	二四
栗田彰常	侯	故彦王	二四
宇治家彦	侯	故多嘉王	一七・一〇

皇室典範

皇室典範は明治二年二月一日憲法典...

- 第一章 皇位繼承
第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男...

第二章 踐祚即位

- 第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖...

第三章 皇太后

- 第三條 皇太后
第四條 皇太后ハ皇太子ノ攝政ニ任スルハ皇位...

- 大傳ヲ置キ保育ヲ掌ラシム
第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セザリ...

- 第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由...

- 第五十二條 皇族其ノ品位ヲ辱ムルノ所行ア...

天佑ヲ享有シタル我カ日本帝國皇家ノ成典ハ祖宗ノ洪範ヲ紹述シテ敢テ選フコトアルナシ而シテ人文ノ發展ハ寰宇ノ進運ニ隨ヒ...

ニ依ル 第八條 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ基ツキ...

その主管事務に關して警視總監及び地方長官に指令及び訓令を發し、華族及び朝鮮貴族を監督する。現在宮内省は大臣官房のほか左記の二職・八寮・二局のほか省外官府がある。

進獻、情報及び寫眞、御物の管理、その他の事務を掌る。警衛局——警衛、消防、衛生及び防空に關する事務を掌る。

義 (三) 帝國憲法に附屬する法律及び勅令 (四) 樞密院の官制及び事務規程の改正 (五) 帝國憲法第八條及び第七〇條の勅令 (六) 國際條約の締結 (七) 帝國憲法第一四條の戒嚴の宣告 (八) 教育に關する重要な勅令 (九) 行政各部の官制、その他の官規に關する重要な勅令 (一〇) 榮典及び恩赦の基礎に關する勅令

Table with columns for dates (昭和, 大正) and names of officials (伊藤博文, 大木喬任, 山縣有朋, etc.)

歴代樞密院議長

明治二一 伯 伊藤博文

〃二二 伯 大木喬任

政治論

A 總論

I 政治史

(イ) 明治維新以後における政治の發展

我國の政治は、その上神武天皇御自ら大伴物部の兵どもを率いて天下を平定し給ひ、權原に即位の御式を行はせられたるから、君民一體、實に悠久二千六百年、今日に至るのであるが、現代日本政治の出発點たる明治維新は七百年の久しきに亘つて一旦武家の手に歸した文武の大權を、天皇御躬つからの下に歸し奉り、後醍醐天皇の建武中興の御理想、肇國の大精神に立返らんとするものであつた。臣連の專權、藤原氏の榮華、鎌倉・室町・江戸三幕府の存在も、要するに過渡的な現象に過ぎず、我が政體は柄として萬世に明らかである。慶應三年(一八六七年)一〇月大政奉還のことは、二月九日「王政復古の大號令」は發布せられ、翌明治元年一月を以て太政官三職をおき、ついで三月、五ヶ條の御誓文が發せられた。これと同時に「億兆安撫國威宣布」の御宸諭が公にせられ、更に四月政體書が發せられ、「天下ノ權力總テ之ヲ太政官ニ歸ス。則政令ニ出ルノ患ナカラシム。太政官ノ權力ヲ分テ立法、行政、司法ノ三權トス。則偏重ノ患ナカラシムルナリ」とあつて、こゝに中央集權的三權分立による政體の基礎が明らかにせられた。次いで廢藩置縣(明治四年七月)、國家財政の安定を企圖する通貨ならびに地租の確立等、庶政の革新

と行政の整備により、政府は封建的機構の一掃に努めた。これより明治一〇年西南の役に至るまでは近代的一國建設期であり、以後明治二二年二月一日の憲法發布を経て、二三年一月の國會開設に至る間は國民國家としての基礎が確立された時代である。

次いで外における國勢の發展期として前大戦の終末に至る三〇年間が考へられ、同時にそれは内における政黨政治への進展として特色付けられるが、その後滿洲事變に至る間はゲルサイエ體制の確立によつて世界三大國の一として世界政治の舞臺へ登場した我國が東亞において米英の壓力を次第に感じて來る時代であり、このことは我國の持つ經濟的條件を明らかにせしめると共に世界資本主義の持つ深刻な動搖を裏書するものであつて、政權爭奪をこゝとする政黨の存在は、經濟的に思想的に極めて多難な我國を更に發展に導くものでは決してなかつた。

(ロ) 滿洲事變以後における國體

世界經濟恐慌の影響を受けた我國の不況は東亞における情勢と共に我が國內における混亂を招かずにはおこなかつた。かくて昭和六年の滿洲事變に續く五・一五事件は、全く政黨の政治指導力を喪失せしめるに至り、著しく勢力を得た軍部を背景とする官僚政治の時代を生じた。しかしながらその後齋藤内閣より岡田内閣に至る間、所謂「革新勢力」も具體的政策遂行の不得手と官僚的イデオロギーとの故に次第に勢力を喪ひ、かゝるをり勃發せる昭和一年の二・二六事件、これに續く支那事變の勃發は、わが國の政治形態を

全く國體一致的のものとしたのである。

2 戰時體制

滿洲事變以後、支那事變を経て第二次ヨーロッパ大戦から今日の大東亞戰爭に至る目まぐるしい國際情勢の變遷は、世界各國をしてその好むと好まざるに拘らず、國內體制の著しい變革を齎すに至つたが、我國においては已に二・二六事件等を直接契機とする革新勢力の擡頭、政治における軍部の決定的發言權などの形に現れる如く、あらゆる領域における國家的統制の強化を見ることとなつた。もとより支那事變の勃發に當つて、これが不擴大方針を維持せんとした努力も、その依つて來る所以の深く且つ廣き以上、到底これを阻止し得なかつたので、その國內政治の一面に現れた所謂革新派と現狀維持派の摩擦の如きも單なる過渡的なものに過ぎなかつたが、廣田内閣の倒潰、宇垣大將の大命拜辭から更に林内閣の僅々四ヶ月に過ぎざる存在は、新しき勢力の確立に向はんとする日本の苦悶であつたと見得よう。昭和二年六月の第一次近衛内閣の成立は、舉國一致體制の樹立及び事變の根本的解決を企圖した點に劃期的なものを持つと共に「臨時軍事費特別會計法」、「輸出入品等に関する臨時措置法」、「臨時資金調整法」、「軍需工業動員法の適用に関する法律」、「臨時船舶管理法」等によつて、戰時經濟の基礎的諸問題に對する今後の方向が規定せられた。また一三年春の第七三議會においては「國家總動員法」、「電力管理法」等の成立を見、長期戰に對する各種統制が一段と強化せられた。しかしこの内閣も、東亞新秩

序建設の基本方針の確立と國民組織化に先鞭をつけたのみで一四年一月總辭職を決定した其後平沼、阿部、米内各内閣を経て再び近衛内閣の成立を見、内外未曾有の變局に處するため強力なる舉國政治體制を確立すべくいはゆる「新體制」、すなはち日本經濟、政治の再編成を内容とする戰時體制の確立運動に邁進せんとし、その具體的現れとして新體制創立準備委員會が設立され、大政翼賛會の組織となり、舊政黨はこれに解消せしめられたが、その政治的性格は次第に稀薄となり、多分に「精勵」的色彩を帯びるに至つた。一方において經濟的には一五年末の經濟新體制確立案案以來、再編成は強力に遂行されてゐるかくて新體制なるものの内容は政治における新たな組織のヘゲモニーの下に於いてではなく、軍のヘゲモニーのもとに、官民がこれに協力するといふ形で押し進められてゐる。既に陸軍は一五年六月二五日の陸相訓話において「軍が各種政策遂行上の推進力たるは否むべからざる事實である」と述べ、かゝる形態の前進として第三次近衛内閣(一六年七月一八日成立)を引繼いだ東條内閣(同一〇月一八日成立)による「統帥と國政」との統一があらはれた。

に當らしめ、七月を以て政治、經濟、文教および人口等の全般に互る答申の決定を見るに至つた(尙ほ審議會は一七年一月大東亞省の創設と共にこれに移管された)。國內政治の領域にあつては義に翼賛議員同盟の成立によつて形式的な統一を終つた舊政黨に對し、これが實質的結合による強力議會への要望は、東條首相の各界代表者三三名の招請(二月二三日)を経て翼賛政治體制協議會の結成、次いで總選舉の施行を見た。又從來兎角の批判を免れ得なかつた大政翼賛會の改組、機能の規制、擴大、強化を行ふ一方、多年の要望たる官界新體制、いふところの行政簡素強化案は大東亞省の設置と共に官界における新構想を齎し、また中・高等學校の修業年限短縮と大東亞新秩序建設に相應じて「皇國使命の體得」を中心とする新教育道の樹立、學制の劃期的刷新を見ることとなつた。また各種法律も戰爭完遂の大目的に向つて戰時體制をとることとなり、戰時刑事特別法、言論・出版・集會、結社等臨時取締法、戰時行政特別法、國家總動員法の發動、戰時災害保護法等の施行を見た。

大日本帝國は建國以來萬世一系の皇統が連綿として君臨し給ふ「天皇政治」の國家である。而してその統治形體は帝國憲法第四條即ち「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ、此憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ」により、天皇の大權事項たる立法、行政、司法、統帥の分立四權に基いて構成せられてゐる。即ちそれぞれ政治機關は各自、天皇に對し責任を負ひ又、天皇の名においてその職務を執行するものである。然し乍らこれ等の分立四權のうちにおいても行政權を執行する内閣は憲法上議會に責任を負ふ義務を有せず、天皇が重臣の奉答により組閣を命ずるのを慣例としてゐる。従つて内閣は議會の解散、責任支出緊急勅令等によつて立法權に比して極めて大なる權限を有し、最近における政黨の没落、議會の無力化と共に益々その權限を擴大せしめつゝある。而も檢察官が司法行政官にして裁判官としての身分上の保證を受けず、従つて檢察事に對する指揮權が司法大臣に屬し、また内務大臣が警察權を有してゐるがため、行政府の權能は歐米の民主主義國家に比して極めて大である。然し斯くの如く我國の行政府は大なる權限を有するとしても、統帥權が參謀總長、軍令部總長、並びに陸海軍大臣の帷幄上奏による大權事項に屬するため、行政府の軍部統制力は極めて弱く、従つて我國における軍が政治上一大勢力を有するものもこれが主たる要因を成すものである。

3 統治機構

4 憲法

帝國憲法は周知の如く主としてプロシアの憲法を模範として起草され、明治二二年(西

曆一八八九年二月一日の紀元の佳節を期して發布せられたるものにして、七章七六ヶ條より成る。帝國憲法は所謂「欽定憲法」であつて、その第一條において「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と規定して國體の本義を明らかにしてゐる。而して帝國憲法の特質は次の四つの點に見ることが出来る。即ち、(一)純然たる欽定憲法であること。その制定の歴史に當つて國基の大本に則り、専ら 天皇の大權に依り制定せられ、臣民の翼賛の途を開き給うたものである。(二)その改正には特に鄭重な立法手續を必要とする所謂「硬性憲法」であること。即ち、憲法の改正は一般立法と同様に、天皇が帝國議會の協賛を以て行はせらるるのであるが、但し勅令によつてのみ議案が提出せられ、兩院の議員總數の三分の二以上出席し、且つ出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。また攝政を置く間は憲法の改正は許さず、從つて彈力性に乏しく硬性憲法と稱せられる所以である。(三)その規定せる内容は極めて簡潔であること。即ち、將來改正の必要を生じ得べき事項は出来るだけ憲法規定中より除去し、以つて憲法改正の機會の發生を防いでゐる。例へば帝國議會の組織の如きがそれである。(四)日本の世界に比類なき國體に基き、天皇御親政を治國の大綱となし、之に兩院の立憲制度を加味すること。従つて帝國議會の權限は他の立憲君主國に比し比較的狭小にして議院内閣制行はれず、その結果樞密院の如き 天皇の御諮詢機關が當然政治大なる權力を持つ

所以である。

5 首都

東京。太田道灌の築城以來江戸は次第に發達、これが徳川家康のこの地に幕府を開くに至つて近世的大都市となり、徳川一五世二六八年間銷國日本の政治・經濟・文化の中心として榮え、更に王政復古と共に江戸は東京として改稱、爾來今日に至る迄新興日本の首都として躍進に躍進を重ね、大正二年九月一日の大震災に遭へるも、却つて舊態を改める契機となり、官民一致の復興計畫により名實共に備はる近代的大都市として今日の壯觀を呈するに至つた。斯くて昭和七年一月一日に至り多年の懸案なる市域の大擴張行はれ、隣接五郡八ヶ町村を併合して所謂「大東京」を出現し、一躍地域において約七倍、人口において約二倍の五百三十餘萬に飛躍し、更に昭和一年一月千歳、碓氷村を併合、その結果、面積において世界第五位、人口においてはニューヨークに次ぐ世界第二位となり、昭和八年三月一日第八一議會を通過成立した東京都制案により七月一日より愈々東京都となつた(初代都長大達茂雄)。昭和十五年一月一日の國勢調査による人口は六、七七八、八〇四人にして、これを昭和一〇年一月一日現在の人口數五、八七五、六六七人に比較すれば九〇三、一三七人の増加で、五ヶ年間に於ける増加割合は一五・四%である。

B 行政

1 内閣制度

行政權は帝國憲法の規定により、天皇の大權事項に屬し、各省大臣が國務大臣として天皇を輔弼しその責任において所管權限を執行する。即ち、行政事項は總理大臣の下に各國務大臣を以つて構成せられる内閣によつて執行せられる。總理大臣はその首班として機務を委宣し旨を承けて行政各部の統一を保持する。各國務大臣は總理大臣と同じく、天皇の親任にかゝり、國務に就き連帶責任を帯びると共に、各省長官としての場合にはそれぞれ單獨に責任を有する。而して閣議に附せらるべき事項は、(一)法律案及び豫算・決算案、(二)外國條約及び重要なる國際案件、(三)官制又は規則及び法律施行に係る勅令、(四)諸省間主管權限の問題、(五)天皇より下附せられ、又は帝國議會より送致された人民の請願、(六)豫算外の支出、(七)勅任官及び地方長官の任命及び進退等々とする。各省主管の事務とは是等高等行政に關係し、事態の重大なるものはすべて閣議に附議される。事の軍機命令に依り奏上するものは、天皇の旨に依り之を内閣に下附せらるるのを除く外、陸軍大臣海軍大臣より内閣總理大臣に報告せしめらるる各省大臣にあらざるものも特旨に依り國務大臣として内閣員に列せしめられることが出来るが、その人員は昭和十五年二月五日の改正にて三名以内と定められた。

【内閣所屬部局】 行政官廳としての内閣には官房並びに恩給、統計、印刷の三局が設置され、書記官長並びに各局長が置かれ、總理大臣の命を受けて局務を掌理する。この外陸

時所屬に東北局また直隸する外局に法制局、實働局、企畫院、情報局、總力戰研究所等があり、また内閣顧問制度が設けられ、大政翼賛會に關する事項は内閣官房において掌る。尚ほ從來内閣に直屬した對滿事務局及び興亞院は、昭和七年一月一日大東亞省の新設と共にその中に統合されることとなつた。また内閣參議制度は廢止された。

内閣官房 内閣官房の長は内閣書記官長にして、書記官長の職務は總理大臣を佐け、機密文書を管掌し、内閣の庶務を統理、課員を監督し、判任官以下の進退を專行する。

恩給局 恩給を受ける權利の裁定、恩給に關する具申の裁決、恩給の支給及び負擔に關する事項を掌る。

統計局 行政各部統計の統一、統計に關する圖書の刊行等を掌る。

印刷局 官報、職員録、法令全書、その他の刊行物の編輯、印刷、發賣、印紙、切手紙幣、諸證券等の製造を掌る。

東北局 臨時施設にして、昭和一〇年新設の東北振興事務局を改組擴充せるものにして、總理大臣の管理に屬し、(一)東北地方の振興方策の調査及びその實行の統一保持に關する事務、(二)東北興業及び東北振興電力の兩株式會社の業務監督を掌る。

法制局 内閣に直隸し、總理大臣の命に依り法律命令案を起草し、これが制定、廢止改正につき意見を具申し、各省大臣より閣議に提出する法律命令案を審査し、意見を具申し、又は修正を加へて内閣に上申するの任に

當る。

賞勳局 内閣に直隸し、勳位、勳章及び年金、記章、褒賞、その他の賞件に關する事務を掌る。

企畫院 支那事變の擴大發展と共に資源局と企畫院を併合して企畫院が創設せられ、昭和十二年一月二〇日、樞密院定例會議の承認を経て企畫院官制の發布を見た。即ち同院は内閣總理大臣の管理に屬し、(一)平戰時における綜合戰力、擴充運用に關する立案(二)閣議提出の重要案件大綱の審査及び上申、(三)右豫算統制に關する具申、(四)前各號に必要な調査、(五)國家總動員計畫の樹立及び遂行上の調整、(六)平戰時における國政の統一と策等々に當る。而して同院の總裁は親任とし、勅任の次長及び各部長を置く。(成立事情に就いて詳しくは「世界年鑑」昭和十四年版、四五頁參照)。

情報局 昭和十五年二月五日、内閣情報部より情報局に昇格せるもので、親任の情報局總裁の下に專任情報官五人を置き、別に學識經驗あるものより一五名の參與(勅任待遇)を任命し得る規定である。その掌る事務は(一)國策遂行の基礎たる事項に關する情報蒐集、報道及び啓蒙宣傳、(二)新聞紙その他出版物に關する國家總動員法第二〇條に規定する處分、(三)放送事項に關する指導取締、(四)映畫、蓄音機、レコード、演劇及び演藝の國策遂行の基礎たる事項に關する啓蒙宣傳上必要な指導取締にある。

尚ほ大東亞戰爭下その使命の愈々重且つ大なるによつて一八年四月一日以降強化再編成

を見るに至つた。すなはち新たに總裁直屬の審議室を設け、情報宣傳に關する基本的事項の企劃、調整に當らしめると共に、大本營ならびに關係各廳との連絡を確保せんとするものであつて單に五部制から四部制へ、各課名稱の變更に止まらず、(一)國內輿論の指導戰意の熾烈、昂揚化を圖り、(二)對敵宣傳を活潑ならしめ、敵國戰意の喪失をはかり、(三)大東亞諸國、諸地域に對する思想戰策を強化し帝國の眞意を理解せしめんとするに出でるものである。

總力戰研究所 昭和十五年九月三〇日、國家總力戰に關する基本的調査研究並びに官吏、その他の者の總力戰に關する教育訓練を掌るために設置せられたもので、總理大臣の管理に屬する。

技術院 昭和十七年二月一日から開かれたもので、總理大臣に直屬し、總裁(親任)次長各一名、專任參技官五〇名等より成り、科學技術に關する國家總力を綜合發揮するとともに科學技術の刷新向上を圖るを主目的とする。特に航空技術の重視は、和田小六次長の任命と共に注目される。尙商工省所管の特許局並びに逓信省所管の中央航空研究所は何れも四月一日から技術院の下に移管された。

内閣顧問制度 從來の内閣參議制度に代つて昭和十八年三月一八日施行されたもので大東亞戰爭に際し重要軍需物資の生産擴充その他戰時經濟の運営に關する首相の諮詢機關であり、同時にその運用を中心として同僚首相の諮詢機關たる戰時經濟協議會が設けられた。七顧問(特に親任官をもつて待遇され

る)の何れもが産業、經濟界をそれ、代表する民間人であることは、この制度の粗びを端的に物語る。尙ほ從來内閣の補助機關として、舉國一致體制的形式的表現と見られた内閣參議制度は、これによつて全く廢止された。

## 2 現内閣

昭和十六年七月一五日成立せる第三次近衛内閣は、組閣以來重大なる國際政局に對處し帝國の所信斷行のため閣内一致最善の努力を拂つて來たが、その後における對米英關係の悪化と共に幾何もなくして國策遂行の方面に關し、閣内に意見の不一致を生ずるに至り遂に一〇月一六日總辭職を決定した。かくて同年八月一日を以て成立せる東條内閣はその後一年半、數次の改組強化を経て今日に至つてある。現東條内閣の顔觸れは次の如くである。

内閣總理大臣兼陸軍大臣	東條 英機
陸軍大臣	重光 葵
外務大臣	安藤 利吉
內務大臣	賀屋 興宣
大藏大臣	島田 繁太郎
海軍大臣	岡村 通景
司法大臣	岩村 通季
文部大臣	岡部 長景
農林大臣	山崎 達之輔
工商大臣	岸 信介
逓信大臣	寺島 信介
鐵道大臣	八田 嘉明
厚生大臣	小泉 親彦
大東亞大臣	青木 一男
國務大臣	麻生 唯男

國務大臣兼企画院總裁 鈴木 貞二  
情報局長 天 野 直  
内閣書記官長 星 野 一  
法制局長官 森 山 銳

## C 立法

### 1 議會制度

帝國憲法は第五條において「天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ」と規定して、立法權の所在を明かにしてある。天皇は法律を裁可し、その公布及び執行を命じ、且つ帝國議會を召集し、その開會、閉會及び衆議院の解散を命ずる。要するに我國の議會は帝政ドイツの議會制度によつたもので、英國流の議會政治は行はれず、内閣は君主に對してのみ責任を負ふのである。我國の議會制度の特質は(一)議會の機能の比較的狭小であること、(二)議會内閣制に非ざること、(三)財政上の緊急處分、豫算不成立の際における前年度豫算の踏襲制の如く財政上の機能も極めて狭隘であること等々を擧げることが出来る。然し大正より昭和にかけて一時政黨が著しく權力を握つて或る種の議會政治の時代を劃したことがあつたが、その後非常時局の波は政黨の腐敗と共にその權力を無力として、今日におけるが如き政黨の存在を許さざる時代にまで發展せしめて來たのである。

【帝國議會の構成】帝國議會は帝國憲法第三章及び議院法によつて構成され、貴族院と衆議院の二院より成る。帝國議會は毎年一月に召集せられ、會期を三ヶ月として、必要がある場合には勅令を以つて延期される。これ

が所謂「通常議會」と呼ばれるものである。このほか臨時緊急の場合には「臨時議會」が召集せられる。また衆議院解散後五ヶ月以内に召集せらるべき議會を「特別議會」といふ。なほ政府は十五日以内の限りに何時にても議院の停會を命ずることが出来る。また解散は衆議院のみに命ぜられるもので、衆議院解散を命ぜられたる場合は貴族院は同時に停會となる。

【議事方法】帝國議會の議事方法は會議を本會議及び委員會の二つに分つ。委員會は議案審査を主たる目的とするもので、すべての案件は本會議の議決をもつて確定する。

本會議—各院において議事を開き、議決をなすには總議員の三分の一以上(帝國憲法改正の場合には三分の二以上)の出席を必要とする。議院の議事は出席議員の過半数(憲法改正の場合には三分の二以上)をもつて決し、可否同数のときには議長を決するところによる。各院の會議は公開を原則とするも、政府の要求又は各院の議決により秘密會となすを得。

委員會—兩院とも全院委員會、常任委員會及び特別委員會の三種が設けられる。而して各委員會は議案の審査を終る時は、報告書を作成し、委員長よりこれを議長に提出する。

兩院の交渉—貴族院及び衆議院は各自獨立して活動し、兩者が一致して帝國議會の活動となる。豫算案は必ず先に衆議院に提出さるべきで、その他の議案提出は便宜による。従つて(一)兩院共に可決したと

きはその議案は成立し、何れか一院これを否決したときは、その議案は廢棄となる。(二)A院がB院から移された議案を修正可決したときは更にB院に回附し、B院がA院の修正に同意したときはその議案は成立する。(三)B院これに同意しないときは兩院協議會を要求することが出来る。兩院から各一〇名以下同数の委員を選挙して會同せしめ、委員の協議案成立するときはB院先づこれを議してA院に移すものとする。協議案に對しては修正の動議をなすを得ざる規定である。

【議員の權利】帝國議會の議員は議院において成せる意見及び表決に就いて院外でその責に任せず、且つ現行犯又は内亂外患に關する犯罪を除くの外、會期中その院の許諾なく逮捕せられることはない。また議員は身分により議員たるもの、及び官吏にして議員たるものを除いて歳費を受ける權利を有する。即ち一般議員は年額三千圓にして、その他國有鐵道の無賃乗車券を受ける權利を有する。

【豫算先議權】貴族院及び衆議院は各々殆んど對等の權限において活動し、貴族院の權限は他の列強に比し概して大である。たゞ衆議院は豫算案の先議權を有してある。

【貴族院】貴族院の定むるところにより皇族、華族及び勅任の議員を以つて組織される。

皇族議員—皇族の男子にして成年に達すれば當然一貴族院議員たる資格を取得し、終身議席に列せらる。

華族議員—公侯爵議員と伯子男爵とに分

No. 1 貴族院議員の構成  
(各年6月末現在)

選出別	昭和15年	昭和16年	昭和17年
議員員員	18	16	17
族族族族	17	18	18
公公公公	37	37	37
侯侯侯侯	18	18	18
伯伯伯伯	65	66	66
男男男男	66	64	66
勅勅勅勅	120	125	123
士士士士	4	4	4
額額額額	64	64	64
計	410	412	413

けらる。即ち公侯爵議員は公侯爵を有するもので満三〇歳に達せる時には當然終身貴族院議員たる資格を取得する。伯子男爵議員は伯子男を有するものにして満三〇歳に達せる場合、その同爵者により選挙せられ、當選したものは七ヶ年の任期を以て貴族院議員となるその定員は伯爵議員一八名、子爵議員六六名男爵議員六六名である。

勅任議員—勅選議員、學士院議員及び多額議員の三者より成る。即ち勅選議員は満三〇歳以上の男子にして、國家に勲功又は學識あるものうちより勅任せられ、その總數は一二五名を超過することを不得、その任期は終身とする。學士院議員は満三〇歳以上の男子たる帝國學士院會員の互選により四名選出

され、その任期は七ヶ年とする。多額納稅議員は満三〇歳以上の男子にして、北海道及び各府縣において土地或は商工業に付き多額の直接國稅を納めるもの一〇〇名のうちより一名、又は二〇〇名のうちより二名の互選によつて選出せられ、勅任せられたものである。その任期は七ヶ年にして、議員の總數は六六名以内とし、その北海道及び各府縣における定員は通例としては選挙毎に人口に應じ勅令を以て定めらる。

貴族院議員の義務—貴族院議員の選挙に應じたものは侍從職、式部職、皇太后宮職、皇后職、東宮職、主馬寮、帝室會計審査局員、皇族家職等の宮内官を兼ねることを得ず。

【衆議院】衆議員選挙法の定むるところによれば一都一府四三縣から普通選挙法により選出された四六六名の議員をもつて組織せらる。

選挙制度—選挙區は中選挙區制が採用せられ、府縣を基礎として、之を議員定數二名乃至五名の選挙區に分つ。選挙權は二五歳以上の帝國臣民たる男子に、被選挙權は三〇歳以上の帝國臣民たる男子に附與せらる。但し禁治産者及び準禁治産者、貧困による公私の受刑者、破産者、一定の住居なきもの、特定の受刑者、華族の戸主、現役軍人等は選挙權又は被選挙權を有せず、また特定の官吏には被選挙權は與へられない。議員の任期は四ヶ年である。一選挙區にて二名以上の缺員を生ぜざる以外には補缺選挙は行はれない。

衆議院議員の義務—衆議員議員は國務大臣、内閣書記官長、法制局長官、各省政務次



官及び参事官、總理大臣及び各省大臣秘書官を除くほかの官吏及び待遇官吏を兼ねることを得ず、また北海道會議員及び都府縣會議員を兼ねるを得ない。

2 現議會

貴族院の現多額議員(六六名)の選挙は昭和四年九月一〇日に執行せられたものであり(改選期日昭和二年)、また現衆議院は昭和七年四月三〇日の選挙によつて選出せられたものである。昭和七年一月二六日現在における兩院の正副議長並びに各會派別所屬議員数は次の如くである。

【貴族院】

議長	長 伯爵 松平 頼壽
副議長	長 侯爵 佐々木 行忠
皇族議員	一七方
研究會	一六〇名
火曜會	四五名
公正會	六八名
交友俱樂部	三一名
同和會	三一名
同成會	二六名
無所屬	二七名
他	七名
計	四二二名

【衆議院】

議長	岡田 忠彦
副議長	内ヶ崎 作三郎
黨費政治會	四五五名
其他	一一一名
計	四六六名

D 司法制度

1 司法制度

我國においては憲法第五七條の「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之レヲ行フ」の規定と第五八條の裁判官の地位保障の規定に従ひ、天皇の大權事項たる司法權獨立の大原則が確立されてゐる。然し乍ら總論においても觸れて置いたが如く、公訴權の行使を掌る檢察官が司法行政官にして裁判官としての身分上の保證を受けず、従つて檢察官の對する指揮權が司法大臣に屬し、換言すれば公訴權が行政府の制肘を受ける結果、司法權獨立の原則は少くとも我國においては絶對的ではないことは注目される。なほ司法權を行使する機關は裁判所であつて、裁判所は天皇の委任に基いて大權を代行するものである。

2 裁判所

通常裁判所及び軍法會議、特許局審判官、領事官等の特別裁判所より成る。その他の裁判所と同一性質の機關としては行政裁判所並びに憲法により規定されたる、特殊裁判機關(少年審判所、捕獲審檢所、海員審判所、外地裁判所、等々)が設けられてゐる。

【通常裁判所】通常裁判所は裁判所構成法により構成され、一般の民事刑事の裁判を執行する。この裁判所構成法規定の現行裁判所は區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院の四種より成る。民事事とも普通三審制で、訴訟或は犯罪の輕重に依り、第一審を區裁判所、第二審を地方裁判所、第三審を大審院とする

か、第一審を地方裁判所、第二審を控訴院、第三審を大審院とするかが決定さる。裁判所構成法第五〇條規定の特別犯は大審院の審理のみを以て終る場合がある。しかして裁判所の所在地は大審院が首都東京に控訴院が東京大阪、名古屋、廣島、長崎、宮城、札幌の七都市に置かれ、その他地方裁判所が全國に五一(支部八七)、區裁判所は二八二(同出張所一、五七二)を數へる。

【特別裁判所】特別裁判所は帝國憲法第五七條の原則に對する例外を爲すものにして、憲法第六〇條「特別裁判所ノ管轄ニ屬スル」の條に基いて大權を代行するものである。

【少年審判所】一八歳未満の少年少女にして刑罰法令に觸るゝ行為をなし、又はその處れある者を保護するために設けられたもので東京と大阪との二ヶ所に少年審判所が設けられてゐる。即ち少年審判所は少年審判官、少年保護司および書記を以つて組織され、司法大臣の監督に屬し、その審判は審判官が單獨で行ふ。審判の結果、刑事訴訟の必要ありと認められたものは之を管轄裁判所の檢察官に送る。少年審判所で行ふ保護處分は訓戒、觀察、委託、引渡等である。なほこの少年審判所より送致されたもの及び民法第八八二條の規定により懲戒に附されたものを收容するところに矯正院が設けられてゐる。現在においては東京には多摩少年院、大阪には浪速少年院および愛知には瀬戸少年院の三院がある。

ベキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム」の規定に根據を有するものである。しかして特別裁判所は特殊の民事又は刑事の裁判を行ふもので、現行法においては特別裁判所と認められてゐるものには軍法會議があり、その他特許局審判官、領事官等も特別裁判所として裁判權を行使し得ることとなつてゐる。

【軍法會議】前掲の帝國憲法第六〇條に基ける特別裁判所にして、陸軍軍法會議と海軍軍法會議とより成つてゐる。即ち、兩者とも軍に屬する特別の刑事裁判所にして、前者は大正一〇年法律第八五號の陸軍軍法會議法により、後者は大正一〇年法律第九一號の海軍軍法會議法により、その組織、權限、及び訴訟手續が規定さる。軍法會議は陸海軍とも多くの種類があるが、そのうち常設のものは、陸軍では高等軍法會議及び師團軍法會議、海軍では高等軍法會議、東京軍法會議、鎮守府軍法會議および要港部軍法會議にして、その他は必要により特設せられる。軍法會議には長官があり、例へば陸軍高等軍法會議は陸軍大臣を以つて長官とし、また師團軍法會議は師團長を以て長官とする。而してこの長官は軍法會議の行政上の長官たるのみならず、搜查及び公訴を指揮し、また個々の事件につき裁判官を定める權限を有する。

【特許局審判官】商工大臣の管轄に屬する特許局の一部を成す審判部に屬するもので、發明、實用新案、意匠および商標に關する抗告審判及び審判を掌る。

【行政裁判所】行政裁判所制度は憲法第六一條によりその基礎を定められ、次いで制定公布を見た明治三三年法律第四八號の行政裁判法によつてその組織、權限、並びに裁判手續が定められた。即ち憲法第六一條にて「行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スベキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラズ」と規定し以つて行政裁判を司法裁判より分離し、行政訴訟を審理する爲めに憲法の規定を以つて以上の普通裁判所及び特別裁判所の他に行政裁判所を設置し、而してその構成は法律を以つて定むべきことの原則を定めてゐる。

【特殊裁判機關】以上の憲法により定められたる普通裁判所、特別裁判所および行政裁判所に屬せざる特殊の裁判機關としては少年審判所、捕獲審檢所、海員審判所等があり、これ等は何れも一種の行政機關ともいふべきものにして、憲法上の所謂「裁判所」ではない。

と高等海員審判所とに分れてゐる。
「外地裁判所」以上のほか樺太を除く各外
地はそれぞれ特別の裁判機關を有し、これを
憲法上の裁判所と區別するために「法院」と
稱せられてゐる（詳しくは各外地の「司法」
の項参照。）

3 犯罪

支那事變以來一般社會の重大時局に對する
認識の深まるに連れて、犯罪は絶對數におい
て著しい減少を示して來たことは、別表の有
罪犯人統計においても見られるところである
が、この間最近の物資不足からんでの經濟
事犯の激増と國際關係の切迫と共に、防諜運
反の漸増が特に注目せられる。これに對して
司法當局においても經濟事犯の取扱ひに就い

ては防犯に力を注ぐと共にその惡質犯を嚴罰
に處して戰時における經濟界安定を期するた
め、國家總動員法の罰則を強化し、また防諜
に就いては國防保安法を設けて防諜の一層の
完璧を期せんと努力しつゝある。
大東亞戰爭の勃發に伴ひ、この分野にも幾
多の戰時對策が講ぜられ、一七年三月二日
を以て「裁判所構成法戰時特例」「戰時刑事
特別法」（大東亞戰爭中においてのみ適用さ
れるもの、勃發直後に施行された「戰時犯罪
處罰の特例に關する法律」を更に擴充規定し
たもので、新に七種の犯罪を規定するととも
に手續上の改革を行ひ、二審制の採用を特色
とする）、「戰時民事特別法」等が施行され
た。

E 地方行政

1 地方行政組織

我國の地方行政組織は地方官制の
定むるところにより行はれる。即ち
明治四年七月の廢藩置縣よつて數百
年來の封建的の地方制度はこゝに打破
せられ、始めて今日に見られるが如
き地方制度の基礎が確立せられたの
であつた。最初全國は三府七二縣に
分けられ、更に府縣は郡に分けられ
てゐた。その後明治二一年に至つて
縣の分合が行はれて現行の三府四三
縣の行政區劃が決定されたのである
斯くて明治二三年五月に府縣制及び
郡制が發布せられ爾來、府縣・郡・
市町村の三段階の地方自治制度が執

No. 2 最近の有罪犯人數

Table with columns: Year (昭和), Total (有罪總數), Criminal Law (刑法犯), Special Law (特別法犯). Rows show data from 3 years to 15 years.

備考：一 刑事統計年報による。

行せられて來た。然るに大正一〇年四月、原
内閣の手によつて郡制廢止法案が可決され、
同一二年四月より實施せられるに至り爾來郡
は單なる地理的區劃を意味するに過ぎなくな
つたが、支那事變以來激増した事務の徹底を
計るため府縣町村の中間機關を置くこととな
り、昭和一七年七月より全國の郡數五一八を
四二七ヶ所の地方事務所所に統合し（尙ほ全國
三五の支廳は漸次廢止する意向で、一七年一
二月以降先づ七支廳を廢止して地方事務所と
した）、これと共に選舉區制も八五選舉區の
自然消滅と一方人口動態に應ずる大阪他二八
道府縣の定員増加を見ることとなつた。なほ
北海道は明治三四年の法令によつて府縣と同
様の地方自治體となり、沖繩縣は明治四二年
より府縣法の適用を受けてゐる。其後府縣制
は數次の改正が行はれ大正一五年、昭和四年
及び昭和一〇年の大改正を経て、昭和一八年三
月第一一議會を通過成立、同六月一日を以て
施行された市制町村制改正によつて劃期的な
一步を進めることとなつた。右は東京におけ
る都制案と共に議會において多くの論議の中
心となつたものであるが、市町村會中心主義
から市町村長中心主義への移行を意味し、市
町村會の議決事項を制限、列舉主義に改める
他、市町村長に助役の選任權および市町村內
各團體に對する指示權を認め、これと同時に
市町村長の選任法を改正し、市長の場合には内
務大臣が市會をして候補者を推薦せしめ、そ
の者につき勅裁を経て候補者を選任すること
となつてゐる。こゝに我國における地方行政組
織の發達を明治二三年度を基準として府縣の

經費を比較して見れば、昭和一五年度に至る
五〇年度間において、教育費約一〇五倍に、
土木費は約一四倍に、産業費は約四八〇倍に、
社會事業費は約一五五倍に、警察費は約二二
倍に夫々増加して、總額においては約三〇〇倍
の激増を見てゐる。尙ほ昭和一三年四月一七
日には自治制發布五〇周年記念式典が、天皇
陛下の御親臨の下に宮城前廣場において舉行
せられた。

2 道都府縣

日本の上級地方行政區劃は一道一都二府四
三縣に分たれ、それぞれ官選の知事（北海道
東京は長官）が置かれ、内務大臣の指揮監督
の下に地方行政を執行する（尙ほ昭和一八年
四月一日より樺太が内地に編入された）。而
して道都府縣には普通選舉によつて選出され
る道府縣會が議決機關として設置せられて
ゐるも、發案權を有せず、又知事は道都府縣
會の否決に拘らず原案を執行し得る廣大な權
限を有する。従つて現行の府縣は地方自治體
としてよりは寧ろ國家の地方行政區劃として
重要な地位を占めてゐる。特に北海道には支
廳が設けられ、中間的の地方官廳を成す。現行
の地方官制は昭和一〇年一月一八日の改革を
經て一七年一月一日の大東亞省の發足、い
ふところの行政簡素化に伴つて改正、實施せ
られたもので、（一）總務部と學務部とを廢
止して新に内政部を置く、（二）豫算、會計
人事および統計に關する事務は知事官房の所
管とし、官房長を置き、これを主管せしむ、
（三）一〇縣の經濟部を廢止し、その事務を
内政部に移管、（四）三縣の土木部を廢止、

3 市町村

道府縣は更に市町村に分れ、市町村會議
員は豫算を伴ふ發案權を有せず、一切の議決
は知事の認可を要し、且つまた一切の市町村
行政は知事の監督下にあるも、市町村は府縣
に比し大なる自治權を有する。昭和一七年七
月一日現在における全國市町村數は市一九五
町一、七七二、村八、八五八であり、樺太に
おいては昭和一六年末において一市五町を有
した。

F 外地行政

我國の外地行政は、日清戰爭の結果臺灣が
明治二八年四月我國の領有に歸するや、同年
内閣總理大臣の監督下に臺灣事務局を設置し
臺灣及び澎湖列島に關する文武諸般の事務を
管理せしめたに始まる。以後年代的に變遷を
記せば、
（一）二九年三月一拓殖務省設置（南部局
と北部局）、（二）三〇年八月三十一日同省の
廢止（北海道は内務省管轄に、臺灣は臺灣事
務局の復活）、（三）三二年臺灣事務局廢止
（内務省へ移管）、（四）四三年六月内閣の下
に拓殖局を設置（關東州に就いても外交關係
以外の事項を統理）、（五）大正二年六月拓殖
局廢止（關東州は外務省政務局の下に、他は
内務省地方局拓殖課に）、（六）六年七月、拓殖
局復活、滿鐵に關する事務加はる、（七）九年
滿鐵に關する事務は關東廳に、（八）一一年
四月南洋諸島の事務も海軍省より拓殖局に、

G 政黨

1 概観

自由民權運動を母體として發足せる我國の
政黨は自由黨、改進黨の二黨併立のうちに發
達し、前者は政友會として、後者は國民黨、
同志會、憲政會、民政黨に發展して、歐洲大
戰後、政黨政治時代の出現を見るに至つた。
然し、第一次世界大戰後における不況時代を
通じての世界的な社會思想の瀰漫と共に我國
においても無黨政黨の據頭を見ると同時に、
既成政黨の墮落と共に愛國主義的革新政黨運
動の據頭を見るに至つた。而も斯かる困難な
る時局に際して既成政黨はその量的大勢力に
も拘らず何等適切妥當な打開策を講じ得ず、
我國の政治は内外ともに全く行詰り、昭和に
入つてはその矛盾は何等かの解決策を必須と
した。
斯かる我國政治の危局は昭和五・六年の農
業恐慌に拍車をかけられ、農村問題を中心と
する我國の國內改革は、昭和六年の滿洲事變
勃發後における滔々たる革新の氣運と共に焦
眉の急を告げしにも拘らず、政黨を主流とす
る既成政治勢力はこれに對する何等の適切な
對策を取り得ず、遂にこれが翌七年の五・一
五事件における犬養首相の暗殺に發展するに

至り、こゝに我國の政黨はいたずらに膨大な議會的勢力を擁するのみにて、全く政治の指導力を喪失した。その後政黨は齋藤内閣より岡田内閣へと所謂非常時舉國一致内閣に參加して餘喘を保ち、次第々々にその勢力の恢復に奮闘するに至り、昭和一年の總選舉における期待をかけられし革新勢力の不振と、社大黨の著しい進出に革新勢力の弱まり行くかと思はれたが、總選舉後數日を經るに二・二六事件勃發するに至つて、我が國の政黨運動は完全にその存在の意義を喪失するに至つた。

爾來、政黨は全く憲政常道論さへ口にする氣力を失ひ、たゞ時の政權と結びついて作食的地位を保つに汲々として來た。殊に昭和二年における支那事變の勃發と共に、我國の政治推進力は軍部と官僚に委ねられ、こゝに新しい政治力として軍部・官僚の持つ指導性と従來の政黨が依據せる國民的地盤とを結合せる國民再組織を目指す所謂新體制運動が次第に擡頭し、昭和五年に至つて米内内閣時代における我國の對英米外交をめぐる國際情勢の緊迫化と共に國內政局も異常に逼迫を告げるに至り、元來新體制運動の中心的人物であつた近衛公も遂に六月下旬樞密院議長を辭して、強力なる舉國政治體制確立のための歴史的聲明を發するに至つた。この聲明は既成政黨の陣營に大きい波紋を興へ、七月六日の社會大衆黨の解散を筆頭に、米内内閣辭職し同一日には政友會久原派が、同二七日には國民同盟が、同三〇日には中島派がそれごとく解黨した。町田總裁の下に舊勢力として比較

的安定を保つてゐた民政黨も、先づ永井柳太郎一派の四〇名が七月二五日に脱退したが、その後における情勢は町田總裁以下黨首頭部をして舊態依然たるものを維持するを許さず遂に八月一日に解黨するに至つた。斯くて我國の政黨は自由・改進黨以來約六〇年の幕を閉ぢて、大政翼賛運動に道を譲ることとなつた。

2 衆議院各派

以上の如く昭和一五年夏の政、民兩黨解黨以來、衆議院議員俱樂部の結成（一五年一月）翼賛議員同盟の創立（一六年九月）から翼賛政治會の成立に至る經過は、舊勢力をも合はせ含むことによつて形式的統一を企圖することの結果と、その眞の同志的結合との矛盾を現すものに外ならず、その點管ての新體制運動が龍頭蛇尾に終つた觀を深くさせる。昭和一七年四月、大東亞戰爭下において行はれた劃期的總選舉に於て翼賛協議會の推薦者は議員總數四六六名中の三八一名（八一%）を占めるに至り、更に翼賛政治會の成立

に當つては同交會、東方會等何れも解散これに加はり、實に四五五名をその傘下に納め得たのである。素よりこの總選舉に初めて議員となつたものの團體である清新俱樂部、或は三十日會等の如き俱樂部的存在は、何等かの意味でかゝる體制が眞に同志的結合にまで昇華し得るか否かを暗示するものであり、第一議會における戰時刑事特別法を通過する議會内の空氣、またその後における一部議員の翼賛政治會脱退は一層強力なる一億政治力の結集のための方法を要望するものである。因に第七七臨時議會前の各派勢力は、翼賛議員同盟三三四、同交會三七、興亞議員同盟二六、議員俱樂部一一、同人俱樂部八、無所屬一七、計四三三であり、第七九議會召集日においては、翼賛議員同盟三一、同交會三七、第一控室三六、興亞議員同盟二七、議院俱樂部一四、無所屬六、計四三一であつた。

3 貴族院各派

昭和一五年の六月から八月にかけての既成政黨の解黨も、貴族院各會派には何等形式的な影響を興へてゐない。即ち貴族院の各會派の存在は政黨關係と全然異り、大體同爵者を中心とするもので、多少は舊政黨色彩のある會派もあるが、而も同一會派のうちにも政民兩派に屬してゐたものを含むことが尠くないのである。嘗て藩閥時代には貴族院は我國の政界に極めて勢力を持つ存在であつたが、原内閣に始めて政黨の全盛時代と共に著しく權力を失墜するに至つた。然るに最近における政黨の没落は貴族院の勢力を再び擡頭せしめるに至り、貴族院各會派もこれがため政黨解

No. 3 貴族院議員數各派別

Table with 10 columns (73-80) and 4 rows (皇研火公交同無, 族會會會部會會屬, 究確正俱和成所, 計). Total counts are 409, 413, 415, 412, 411, 410, 410, 412.

備考：一各議會開會當日の現勢。

消の今日においても依然として一政治勢力を形成してゐる有様である。諸會派の中火曜會は公、侯爵議員、研究會は子、伯爵議員、公正會は男爵議員を夫々中心とするもので、交友俱樂部は舊政友系、同和會は民政系が強い。

H 外交

前大戰後、更に著しく高まつた我が國際的地位に拘らず、我が外交の基調は依然國際協調主義の名の下に英米勢力への追隨に終り、名を美しきに響るワシントン會議（大正一一年）の際の露骨な日本壓迫に對しても、たゞ忍従をこゝとするに過ぎず、かゝる情勢は其

後の世界經濟恐慌の擴大と相俟つてこれ等勢力圈内における排日、排日貨の傾向を助長せしめたが、隣邦支那においても大戰後再び東亞への侵略を企圖した米英は支那の歡心を買ふことによつて、その畏怖する日本の進出を防止せんとし、こゝに友邦の排外運動は専ら日本に向つて集中せられ、遂に一九三一年の滿洲事變となつて爆發するに至つた。

斯くて我國外交は好むと好まざるにと拘らず未曾有の轉換を餘なくせられ、こゝに内田外相の所謂「焦土外交」となり、三三年三月に至つて國際聯盟を脱退して自立的外交に邁進することとなつた。しかも其後の廣田、有田、佐藤外相の尚ほ國際協調主義への執心も、三七年七月七日に勃發せる支那事變によつて徒に外相の更迭と對英米關係調整工作に腐心するのみで、何等かの新しい構想を以て世界史の轉換期にふさはしい外交の根本的轉換を計ることが出来ず、僅かに防共協定の締結に一の礎石をおいたに過ぎなかつた。

而もこの間既に歐洲には英獨戰爭（三九年九月）勃發して、亞歐の二大戰爭は期せずして世界の新舊秩序の戦として名實共に結ばれて居り、更に四〇年六月佛國の敗戦を見るに至り、かくて近衛第二次内閣に松岡外相が起用せられるに及んで、名實共に我國外交國策は一八〇度の大轉換を遂げることとなつた。即ち、四〇年九月二六日における日獨伊三國同盟成立に際して、畏くも大詔を渙發せられて我國の進むべき道を示させ給ふたのであつた。

松岡外相はこの外交大轉換に處置して外交陣營の未曾有の一大刷新を斷行して、不動の

No. 4 駐外日本大公使

Table with 6 columns (駐割國, 大使氏名, 駐割國, 公使氏名, 駐割國, 公使氏名). Lists ambassadors to various countries like Spain, Denmark, etc.

備考：一昭和一八年四月現在。

閣策遂行に邁進することゝなつた。斯くて松岡外相は四〇年一月には滿洲事變以來の懸案たりし日支基本條約の締結に成功して日滿支三國が一致協力して東亞新秩序の建設に邁進することゝなり、越えて四年に入つて三月にはタイ・佛印の國境紛争の調停に成功、更に三月から四月にかけ我國外相として最初の歐洲旅行を試み三國同盟の責任者として獨伊首腦と直接重要懇談を遂げると同時に歸路モスコにて日ソ中立條約の締結に成功し、北方安全の保證を確保して我國の一層の南進を可能ならしめたのであつた。

然しその後における獨ソ開戦は國際情勢を激變せしめ、この機に乗じてフイリッピン、蘭印、マライ、ビルマをつらねる英・米・支・蘭の所謂A・B・C・D陣の對日包圍工作が宣傳せられる等、我國の對外的地歩に著しく不利となるが如き感があつた。「變轉極まりなき世界の情勢に善處して益々國策の遂行を活潑ならしめんがため」と稱して第二次近衛内閣は總辭職を決定した。しかし三國同盟に見る我が國策の大綱は、「陸海軍大臣の共同要請」に見られる如く「既に聖斷を仰ぎたる所にして内閣更迭するといへども右國策は微動だもすべきものにあらず」とある通り、外交の擔當者の如何に拘らず我國外交の進むべき大道は既に決してゐたのであつた。斯くて日米交渉に豫期の成功を納め得ず一〇月には第三次近衛内閣を組織して東條内閣成立し、東郷外相が外交の擔當者となるに及んでも同様であつた。一月に至つて來栖大使の米國派遣も驕慢なる米國の態度によつて空しくなつた。

1 概観

我國の國土は世界最大の大陸たるアジアの東端に位し、且つ世界最大の海洋たる太平洋の西北端にあり、その二大陸の接觸面におけるあらゆる政治的、經濟的、社會的、文化的交錯の要點に位置してゐる。こゝに我國の自然地理的特殊性と人文地理的特殊性を見る事が出来る。即ち、朝鮮から滿洲に延びる我國の大陸生命線を防衛しなければならぬと同時に、海洋方面においては南は赤道に近い我が南洋群島より北は千島北端に至る數千裡に亘る大洋の守りに任じなければならぬのである。斯くて我國の國防は陸海兩方面に強大なる兵力を備へなければならず、彼の英國の如き海陸陸軍の軍備や、獨ソの如き陸軍海軍の軍備とその國防政策に於て全く性質を異にし、陸海兩方面に不偏なる軍備を充實して、以つて歐米勢力の侵入に抗してアジアの防衛に赫々たる功績を残して來たのである。

I 軍備

而も我國のこの廣義の國防鐵則は、天皇の統帥大權において最も明かにされてゐる。即ち諸外國におけるが如く、軍が政府の統制下に屬せず、憲法第一一條に「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」と明示されてゐる如く、天皇は大元帥として親ら之を統帥し給ふのである。大元帥陛下の統帥の下に、皇基を恢弘し國威を宣揚することが建軍の本義であつて、我國體の萬邦無比なるが如く、我國の國防の本義も諸外國と根本的に相異なる所以である。

なほ帝國憲法第一一條の統帥大權は、軍の行動と一般政務とを分けて軍の行動を國務大臣の責任外に置くものであるが、憲法第一二條の陸海軍編制大權と區別されなければならぬ。即ち統帥大權は前述の如く政府の制時を許さざるに反し、陸海軍編成大權は外交・財政等あらゆる國家の總力を考察して決定せらるべきものにして、純然たる國務に屬し陸海軍の一方的決定によるものではない。然し

軍の編成を定むるは勿論軍自身が最も有力な發言權を有するは當然であり、國防計畫の立案は主として帷幄の機關たる參謀總長及び軍令部長の職務となつてゐる。

2 陸軍

我國陸軍の歴史は明治四年四月、鹿兒島、高知、山口の三藩より數大隊の兵を徵集して親兵とし、別に東京、大阪、熊本、仙臺の四鎮を設け置したに始まる。次いで翌五年には兵制を古に復して國民皆兵の制を實施して、古い封建時代の制度を一掃して皇軍の基礎を確立し、明治六年には名古屋、廣島の二鎮を増設し、更に明治十七年に至つて從來の親兵を近衛師團、六鎮を（特に東京に二ヶ師團）を師團に夫々改編して、今日の師團制度を確

立した。その後日清戰爭後に六ヶ師團、日露戰爭後に六ヶ師團をそれぞれ増設、更に大正四年には朝鮮に二ヶ師團を増設、計二ヶ師團、常備兵力二九萬といふ大陸軍國に發展した。然るに歐洲大戰後、世界的に平和主義的風潮強し、我國にも戰後の經濟的不況と共に軍備縮小の論起り、遂に宇垣陸相時代に大正一一年と一四年の兩度に互り師團兵力の縮小並びに四ヶ師團の廢止が斷行せられた結果、常備兵力は一七ヶ師團、二三萬に減少するに至つた。然しその後幾許もなくして支那の排日運動は次第に破局的發展を爲しつゝ、遂に昭和六年の滿洲事變の勃發するに及んで、我國の内外情勢は一變して、軍部は日本政治の推進力として軍備の充實強化を計つて來たが更に昭和一二年の支那事變の勃發はこの傾向

に拍車をかけ、上下一致して高度國防國家の確立に邁進し、遂に昭和一六年一二月の大東亞戰爭勃發と共に米英打倒の新政態に即應すべく、名實共に國防體制の確立と軍備充實に努めつゝある現在である。

No. 5 大東亞戰爭綜合戰果【I. 陸軍】

Table with columns for military equipment: 交兵力, 遺棄死體, 俘虜, 砲, 其他武器, 飛車, 自動車, 鐵道車輛, 飛機, 擊破, 虜獲, 艦船(擊沈又は大破). Rows for 前方及方リューン方面 and 支那方面.

Table titled 'No. 6 同我方の損害' showing losses: 戰死, 傷亡, 飛行機, 艦船.

備考：一 昭和十七年十二月七日午後四時大本營發表によるもので、支那方面に於ては交戦回数約二萬五千回に達してゐる。尙ほ飛行機・船舶に關するものは十一月末日迄、其の他は十月末日迄に判明せるものである。

綜合戰果【II. 海軍】

Table showing naval combat results categorized by ship type (e.g., battleships, cruisers, submarines) and damage status (sunk, captured, etc.).

して積極的擴充政策に出で、大正九年には戦艦八隻、巡洋艦八隻を基本とせる所謂「八八艦隊」の建設案が議會を通過して、英米海軍に對抗し得る強大な海上勢力を保持せんとするに至つた。然るに大正十一年のワシントン條約により英・米・日の主力艦比率が、五・五・三に定められた結果、右計畫を放棄して「六四艦隊」の編成に止めたが、この量的縮小は反つて質的向上を促すこととなり、猛烈なる訓練と科學力の錬磨により我國海軍力の内容は反つて充實されることとなつた。更に昭和五年のロンドン軍縮會議の結果、ワシントン會議の比率主義は補助艦にまで擴大せられたが、翌六年の滿洲事變の勃發を契機とせる國際情勢の激變に對處して我國海軍は條約に拘束され乍らもよく隱忍自重して着々その實力を充實すると共に、昭和九年に至つてワシントン條約の滿期と共にその廢棄を斷行自主的海軍計畫に邁進し、無條約下に獨自の海軍國防體制の確立を圖り、遂に大東亞戰爭勃發後における輝かしい戰果を獲得した基礎を築いて來たのであつた。

4 戰爭の經過

大東亞戰爭勃發以來一年半、既に陸に海に米英の基地は粉碎され、我が大東亞共榮圏の態勢全く整ふに至つたが、本年を期して反攻を豪語した敵は漸次その誇る物的勢力に藉りて我が最前線基地への侵襲を企圖し、戰は奇烈なる局面をアリューシャンにシロモ群島に轉回するに至り、我が一億同胞のあらゆるものを捧げての戦力の増強を必至としてゐるが、今や皇軍の赫々たる戰勝の下雄渾なる戰

No. 7 大東亞戰爭

Table showing Japanese naval combat results categorized by ship type (e.g., battleships, cruisers, submarines) and damage status (sunk, captured, etc.).

略態勢の跡を戰爭開始以來一年の年代記に借りれば次の如くである。昭和十六年二月八日、宣戰の大詔發せらる。ハワイ海戰、マライ上陸。シンガポトル、フィリピン猛襲。

同 一〇日、マライ沖海戰、英東洋艦隊全滅。同 一一日、獨伊對米宣戰布告、日獨伊三國同盟強化新協定なる。同 二二日、日泰同盟條約成立。

同 二三日、ウエーキ島占領。同 二五日、香港島を攻略。同 一七一年一月二日、マニラを完全占領。同 一八日、日獨伊軍事協定調印。同 二五日、泰國對米・英宣戰布告。同 二四日、ジャワ沖海戰。同 九日、シンガポール島上陸。同 一五日、シンガポール陥落。同 二〇日、バリ島沖海戰。同 二四日、帝國潜水艦カリフォルニア砲撃。三月一日、スラバヤ沖、バタビヤ沖海戰。同 五日、ジャワ首都バタビヤ占領。同 八日、ビルマ首都ラングーン占領。同 九日、ジャワ島完全占領。同 二二日、モルッカ諸島西部、ニュー・ギニア北半を占領。四月一日、バタアン半島完全占領。五月七日、コレヒドール島を完全占領。同 八日、珊瑚海海戰。同 三一日、帝國海軍特殊潛航艇、マダガスカル島及びシドニーを襲撃。六月七日、キスカ島奇襲占領。同 八日、アッツ島奇襲占領。同 二〇日、帝國潜水艦オレゴン州西岸砲撃。八月一日、第一次ソロモン海戰。同 二四日、第二次ソロモン海戰。九月九日、日本水上機オレゴン州を初空襲。二月二六日、南太平洋海戰。二月二四日、第三次ソロモン海戰。

同 三〇日、ルンガ沖夜戦。更に昭和一八年を迎へて、一月九日、中華民國、米英に宣戦布告。同 二九日、レンネル島沖海戦。四月七日、フロリダ島沖海戦。一方支那方面に於ける詳細について、昭和十七年七月七日、支那事變五周年に際し、大本營發表による綜合戦果は次の如くである。

たる損害、遺棄死體四九〇、俘虜四三八、撃沈艦船二、拿捕艦船五二五。(ロ) 鹵獲兵器その他、銃砲一、〇四九、銃砲彈及び同彈藥一三〇、二二五、手榴彈三〇六、處分機雷五七、檢索船九、三三二。

七年中の支那派遣軍綜合戦果また敵の遺棄死體二六萬、俘虜一二四、四〇八名に上り、正に四三個師を潰滅せしめたもので、飛行機撃破一〇九機、鹵獲品また莫大な數に上つてゐる。前年度と比し著しい點は敵兵力の絶對數の減少、抗戰意志の低下、重兵器の缺乏を物語つてゐる點である。しかも大東亞戦争下支那方面の作戦の重要性は一八年二月中の戦果一交戦回數二、〇九三、交戦兵力二六七、三一九、敵戦死一三、八八三、俘虜および歸順八、六三一を數へ、我が出動機雷二、三〇〇に及ぶ事實によつても知り得る。

J 政治の動勢

1 概観

昭和一四年から一五年にかけての我國の内政治情勢は我國をめぐる急迫せる國際情勢にも拘らず、平沼内閣(一四年一月成立)、阿部内閣(一四年八月成立)、米内内閣(一五年一月成立)のいづれも重大なる非常時局を擔當すべき戦時内閣として政治力を結集し得ずして短命に終り、一五年七月に至つて再度近衛公を内閣首班として重大時局を擔當せしめるに至つた。斯くて成立せる第二次近衛内閣は外には三國同盟を締結し従來兎角明確を缺いた我が對外方向を決定し、内には大政翼賛會を結成して、無政黨時代における新しき政治體制の樹立を企圖すると共に大本營連絡會議並びに政府統帥部連絡懇談會を活用して政戰兩略の一致に努め、以つて強靱なる政治力の下に高度國防國家體制の確立に邁進したのである。

かくて第七六議會において總額一八億に上る豫算及び國防保安法以下八七件に上る政府提出法案は、未曾有の速度を以て全部審議を終り、非常時議會の實を内外に明かにしたのである。一方議會における討議に顧み大政翼賛會の改組を見、首腦部人事また一新するに至り、一方大日本與亞同盟の誕生(一六年七月六日)、第一回中央協力會議の開催(六月一六―二〇日)は内外に對する強力な統一を要請するものであつた。

2 東條内閣の成立

已に大政翼賛會の改組に現れた政治情勢の變化は、第二次近衛内閣に三度び改選の機を與へると共に更に一六年七月に至つて内閣の總辭職を促し、大命は三度び近衛公に下るに至つたが、この近衛・平沼樞軸の強化を特徴とする第三次近衛内閣も、對米交渉の歩みから、國內情勢また困難を極めるに至つて一〇月一六日遂に「國策遂行の方途に關し遂に意見の一致を見ること能はざるに立ち至つた」の理由として、全閣僚の辭表を閣下に奉呈し、七月一八日成立以來滿三ヶ月の短命にて、こゝに第三次近衛内閣は桂冠退陣するに至つた。

海軍大臣 海軍大將嶋田繁太郎 (前横濱長官) 司法大臣 岩村 通彦(留任) 文部大臣 橋田 邦彦(留任) 農林大臣 井野 碩哉(留任) 商工大臣 岸 信介 (元商工次官) 逓信大臣兼鐵道大臣 寺島 健 (前浦賀ドック社長) 厚生大臣 陸軍軍醫中將 小泉 親彦(留任) 國務大臣兼企畫院總裁 陸軍中將 鈴木 貞一(留任) 情報局總裁 谷 正之 (元外務次官) 内閣書記官長 星野 直樹 (元企畫院總裁) 法制局長官 森山 銳一 (前法制局參事官)

い、強力な實踐力に缺けてみた時とて、現地の新社會運動に經驗のある安藤中將を起用せることは最初の東條人事として多大の好感を以つて迎へられた。殊に安藤中將はその就任にあつて首相の國務大臣奏請を辭退し、自ら事務總長を兼任して翼賛運動の實踐に突進したことは將來の翼賛運動の展開を示すものとして期待せられた。

3 大東亞戰爭の勃發

二月八日米英擊滅の宣戰の大詔は下り、我國の歴史、否、世界の歴史に永遠に銘記せらるべき大東亞戰爭はこゝに遂に勃發した。昭和二年七月の支那事變勃發以來四ヶ年平に互る國を擧げての戰時下に第一次近衛、平沼、阿部、米内、第二次近衛、第三次近衛、東條と頻々たる内閣の更迭を見ることは殆んど内外にその例を見ざる程であり、戰時下において稍もすれば明確なる進路を見失はんとして来た不透明な政情も大東亞戰爭に於ける赫々たる戰果を以て始めて暗雲を一掃して名實共に舉國一致、内治に外交に米英打倒必勝の決戰態勢は着々整備せられたのである。即ち外においては一日には三國樞軸の盟約益

益固く對米英共同戰遂行、世界新秩序建設協力に關する協定が成立し、一二日には日・佛印内に軍事協定が結ばれ、二日には日・泰攻守同盟も調印となり、東亞の、いな世界の新秩序は我が陸海軍の戰果の擴大と共に一步一步その礎石が築かれて行つた。内においても、通常議會を前にして召集せられた一六、一七兩日の第七八臨時議會において、政府ならびに軍當局の毅然たる決意が表明せられ、同時に總額二八億圓といふ軍事追加豫算、その他の緊急法律案が僅か二日にして可決せられ、或は翼賛會を中心とする大詔奉戴の國民運動が全國に澎湃として起り、一億國民の對米英戰爭を最後の勝利まで戦ひ抜かんとする決意はいよいよ強靱に盛上り、新しい勝利の昭和十七年を迎へることゝなつた。

4 大東亞戰爭と議會

第七九議會

昭和十六年二月五日より開會された開戰直後の第七八臨時議會は政府提出にかゝる豫算案三件、法律案八件を成立せしめると共に、衆議院は「大東亞戰爭目的貫徹決議案」を上提、緒戦の大勝におこらず、如何なる困苦欠乏にも堪え、舉國鐵火の一丸となつて最後まで戦ひ抜かんとする態度を明かにしたが、次いで大東亞戰爭下初の通常議會たる第七九議會において、先づ東條首相は大東亞戰爭指導要項を外に闡明（「世界年鑑」昭和十七年版、序篇参照）、議會又國務大臣演説に對する質疑は兩院とも各一名の代表者にとよめ、（兒玉秀雄伯、岡田忠彦）、一八〇億圓に上る臨時軍事費も僅か四日で成立せしめる等の熱

意を現し、政府提出にかゝる豫算案一件も兩院を通じて僅かに二〇日間を以て原案通り可決、成立せしめ、その他七三件に上る政府提出法律案は早くも二月十四日を以て審議を終了し、十五日より兩院とも自然休會に入つた。

大東亞戰爭下の總選舉

昭和二年の第二〇回總選舉によつて選出された衆議院議員は、一六年四月二十九日を以て任期満了となつてゐたが、時局の重大に鑑み第二次近衛内閣は議員任期一ヶ年延長の處置をとり、以て東條内閣に至つたのであるが大東亞戰爭の勃發は時局の急變を告げると共に戰爭の長期化が豫期されるに至り、新たな時代の開始に對し新たな民力の糾合に俟たんとする東條内閣の決意は、大東亞戰爭下敢へて總選舉施行の舉に出でることゝなつた。即ち「戰爭完遂のために、積極的に國民の協力を求めん」とする新しき選舉は湯澤次官の内相昇格と共に着々準備を進められ、一方各階層を網羅する眞の強力なる國家總力結合態勢を樹立するため、二月二三日首相官邸に、大政翼賛會、貴族兩院、財界、言論界の代表三三名を招致し、こゝに翼賛政治體制協議會を結成、阿部信行大將を會長に推し、協議會を母體とする候補者推薦に乗出すことゝなり各府縣の支部長を決定、支部の内申に對しこれを検討する井田警備部長等二二名の委員を會長より指名し、かくて四月九日全國一二二區の推薦候補者を決定し、三〇日の總選舉を迎へることゝなつた。

四月四日總選舉期日の公布後僅か四日にし

No. 8 各派別當選者數

Table with 3 columns: 推薦, 非推薦, 計. Rows include 同交同俱方誠派屬, 翼同興議東赤諸無, 計.

No. 9 新舊別當選者數

Table with 3 columns: 推薦, 非推薦, 計. Rows include 新前元, 計.

て立候補届出は普選施行以來の最高記録一、〇二六名に達し、一五日に至つて一、一〇七名を數へたが、實際に總選舉に臨んだ立候補總數は一、〇八〇名、うち協議會推薦者四六六名（定員に同じ）であつた。また推薦候補の中現議員二三五、元議員一八で、新人は二一三名を占めたのである。

四月三〇日の投票の結果は、棄權率一六・八%（前回は二六・七%、また最少記録は第一七回總選舉の一六・七%である）の好成績であり、翼協の推薦候補者の當選率は八一・七%であつた。たゞその際、翼協が候補者推薦に當つて最も確實な人々を選んだ傾向なきにしもあらざること（従つて新しき議會がその内容においても全く面目を一新するものと遂に成り得なかつた）、またいはゆる選舉干渉なるものが其後の議會において大河内輝耕子その他によつて問題とされた點に、尙ほ解決すべきものが暗示されたと見得る。

總選舉の結果翼協推薦候補者が壓倒的勝利を納め、國民があくまで政府を支持し、舉國

一致大東亞戰爭完遂に邁進せんとする決意を明かにするに至つて、かゝる國民の熱意凝結と清新議會の成立を機として眞に強力なる舉國的政治體制的確立を圖らんとする意見の澎湃たるにおよび、ここに東條首相は積極的にその推進を計らんとし、一七年五月七日各界の代表者七〇名を招致、懇談の結果、準備會および特別委員會が成立し、五月二〇日歴史的な翼賛政治會の創立總會は各界代表九五四名、（貴族院三三八名、衆議院四二五名、翼賛會關係五三名、言論界一〇名、團體關係七名、財界三三名、前翼協支部長四五名、その他四三名）の發起人の參集の下に大東亞會館に華々しく開催されるに至つた。

綱領

- 一、國體の本義に基き、舉國的政治力を結集し以て大東亞戰爭完遂に邁進せんことを期す
一、憲法の條章に格遵し翼賛議會確立を期す
一、大政翼賛會と緊密なる連繫を保ち、相協力して大政翼賛運動の徹底を期す
一、大東亞共榮圈を確立して、世界新秩序の建設を期す

の完遂に邁進せんとするものである。翼賛政治會の機構は總裁（一名）、顧問（七名）、總務（二九名、うち二三名常任）、評議員（一一一名）、を置き、事務局（四部）の他政務調査會等を置くことゝなつた。既に衆議院各派は選舉前に第一控室、選舉後與亞議員同盟、議員俱樂部何れも解散手続きを終り、全員翼協の推薦洩れとなつた同交會も五月一日解散、また舊議會勢力の主流たる翼賛議員同盟も五月九日解散、その他各派内部の俱樂部的存在も解散、更に最後まで靜觀を續けた東方會も五月二三日翼賛政治會に參加、既述の如く特殊事情ある八名を除いた四五八名が一齊にその下に入るることゝなつた。

第八〇臨時議會

昭和十七年五月二五日、會期二日を以て召集せられた第八〇臨時議會は、大戦下の總選舉によつて清新潑刺味を加へた顔觸れによつて、船舶建造に關する關係法案二案および、一、昭和十七年度歳入歳出總豫算追加第一號一件、豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する件追加第一號の二件を夫々原案通り可決、二十九日閉院式が舉行された。歴史的なこの議會

は我が舉國一致體制の牢固たる現實を内外に明かにした點に劃期的なものを持つてゐた。

第八一議會

昭和十八年度總預算案、大東亞戰爭第三年目を迎へるに當つての戰時體制の確立を目指して、重要法案の山積を豫想せられた第八一議會を迎へんとするに當り、翼賛政治界内部特に清新俱樂部および中堅派を中心とする活潑な動きは横次の會合と翼政首脳部との談合に見られ、翼政の政治力強化のため、一、翼政翼賛會の一體化、二、翼政會における責任の所在の明確化を圖るため翼政本部の機構改革を要請するに至つた。かくて議會開會を前にして二月二三日翼政代議士會において、議會筆頭總務制を採用、議案審査部を擴充して會とし、また代議士會を置き、適材適所主義による各員の總動員體制を整へることとなつた。

一方政府の對議會策としては、一、重要議案閣議先議主義をとり、戰爭遂行、戦力増強に直接關係なき施策は極力整理し、豫算總額も極度に切詰めて一般會計總豫算額を百億以下に食止め得、二、特に官吏定員の壓縮に努力、三、選挙法改正案の提出を見合はせて議會との摩擦を避けたのである。年内諸議事を終つて一八年一月二日再開の筈であつた議會は東條首相の病氣により一週間休會、二八日より審議に移り四〇日後の三月八日、衆議院は一二の豫算案、八九の政府提出全法案を東京都制案の一部修正を除き提案通り可決、九日より休會に入つた(貴族院は一〇日)。かくて二七〇億の臨時軍事費を含む歳出額

計四七四億に上る我國財政史上未曾有の一八年度各豫算を始め、戰時特許法案等の成立を見たのであるが(經濟立法に關しては經濟の方向の確立こそ、最大の成果と見られる。戰時下政府權力の擴大は世界的現象であるが、かゝる動向の基調については東條首相は、一億同胞の盛上る力を全幅的に活用せんことを述べ、戰時行政特別法について、政府の戰時行政遂行の態度は強權の發動によらず、國民の自覺と忠誠心に信頼し、内閣制度、行政機構の急激な改革は採らず、必然的な經濟統制の強化に當つても國家管理その他の根本的變革は避け、國民の創意工夫を活用せんことを強調した。決戦外交については肇國の精神を基調とする劃期的の政策が進展しつゝあることが明かにせられたが、首相のビルマ、フィリッピン、の獨立に關する重大聲明は、占領下の諸地、諸民族に至大の影響を與へ、對華政策については重慶政權の斷乎討滅を期するのと共と國府參戰を機とする我が政策の劃期的の轉換により治外法權の撤廢、租界の還付を始め、政治、經濟、文化の各領域に對し強力な支援を行ひ、もつて國民政府の政治力強化を助けつゝ、日華一體となつて大東亞戰爭完遂に邁進せんとする決意を明かにしたのである。

劃期的な「國內政治力の結集」以來、最初の通常議會たる第八一議會において、翼政會の規模のみ大であつて統制力を欠く感みは既に議會前より豫想せられたところであり、戰爭完遂の大事については素より何等異論あ

るものではないが、個々の問題については完全な一致を見出すことは困難であつた。また戦力増強を中心とする諸立法について、殊に内務、司法、商工、農林の各省關係法案には行政執行府の權限強化、戰時言論の取締りを期する國內組織法的なものも多く、民意の暢達を目的とする議會において、戰時刑事特別法中改正法、都制案、市制中改正法、町村制中改正法、日本證券取引所法、農業團體法、水産業團體法に對する修正論の擡頭を見ることとなつた。殊に戰時刑事特別改正法に對しては衆議院の態度決定を廻つて議論沸騰するに至つたのであるが、その際注目されることは問題が對政府といふよりは翼政内部のものであつたこと、唯一の政治結社たる翼政會のより強力な内部機構の確立が要望される所であり、問題の解決如何によりひいては翼政會による現狀に對し相當の動搖を免れ得なくさせる恐れがある。一方政府は嘗て問題となつた信賞必罰、綱紀の格遵に對し善處すべきことを約した。戰爭の様相は日に苛烈さを加へんとし、單なる形式主義を以てこれを乗り越へることの困難はいふまでもない。未曾有の難局に際して一億一心、官民共にその正しきにつき、全力を擧げて國家への御奉公に邁進するの秋に當つて、強權を約束された爲政者たるものは所謂「均しからざるを憂ふる」ことによつて、戰爭の完遂、戦力の増強にすべてを捧ぐる國民總意の結集に一層努むべきであらう。

翼政會が第八一議會に當つて「匡すべきは匡し補ふべきは補ふ」の態度に出たことは賢

明であつたが、殆んど全代議士を網羅するといへ、年別にいつて三十日會、清新俱樂部あり、問題別に見て經濟議員聯盟、國民教育振興議員聯盟、農政研究會、農村議員同盟等がある上、特に新人の間に於て優位を占めた右翼關係、陸海軍出身者の存在は、これを勢力關係から見る時かなり錯雜したものである。戰時刑事特別法中改正案を廻つて「愛國陣營」等を中心とするいはゆる反幹部派の数は五〇名にも達せんとし、一時は翼政會撤退の勢さへあつたのである。翼政會の内部改革は議會後に持越され、役員改選は五月である。しかして單に各勢力が入亂れて互に牽制し合ふ如きは翼政會の成立に至る本來の企圖とは相反するものであり、この場合あくまで要望されるものは同志的結集以外にないのである。

5 大政翼賛會

近衛公の新體制運動の結實たる大政翼賛會は、政府と表裏一體の關係にあつて巨道實踐運動の推進機關であり、内閣總理大臣の監督の下に、一、國民組織の確立、一、國民思想の統一、國防生活の確立、一、國民の錬成と併せて上意下達、下情上通を圖るものであるが、第七六議會において辛き目に遭つて、一六年四月、改組再出發を見たのである。東條内閣の成立と共に副總裁および事務總長の更迭を見たが、翼賛政治會の結成による政界舉國一致體制の實現を見、一方官界新體制の具體化するに至つて、これ等の情勢と相應じて閣議は五月五日その機能刷新を決定、各種國民運動をその傘下に納め(先づ大日本

産業報國會、農業報國會、商業報國會、日本海運報國會、大日本青少年團、および大日本婦人會の六團體)、これが調整充實を圖ることとし、中央本部に事務局(五局、一委員會に分れる)、調査會を置き、中央協力會議を付設せしめた。さらに七月、與亞同盟、翼賛壯年團等の外廓團體の改組と共に從來の天降りの宣傳啓蒙、無爲無能の酷評から離脱し得る機會を得た。

外 郭 團 體

前記六團體と共に大政翼賛會の外郭を構成するものに大日本翼賛壯年團および大日本與亞同盟がある。翼壯は一七年一月成立式を舉行したもので、國家の要請するところに向つて實踐推進する力たるべき、全國壯年の精銳の組織たるもので、中央に總務、組織、訓練の三部を、道府縣に支部長を置いたが、七月一七日この運動の市町村生活への滲透、地方壯年團の一元的指導を確立するため本部機構の改革を斷行し三部制を廢して一〇班、一部一道場制をとると共に團員の資格を厳とし、あくまで自發的な力を狙ふこととなつた。

一方一六年七月に結成された大日本與亞同盟は初め各種與亞團體とそのまま全員とした不統一のものであつたが、其後整備統一が企てられ、一七年五月改組案を正式に決定し、從來の参加六五團體の中、思想運動を中心とする大亞細亞協會他一六團體は解體、新同盟に統合されるに至つた。新同盟は林大将(廳去後は水野鍊太郎氏)を總裁とし、正副總裁正副理事長、常務理事および審議員を以て構成される審議室がその運営に當り、内部機構

としては事務總長の下に、總務、思想、企劃課成、第一一五局の九局がある。

中央協力會議

昭和一六年六月に第一回會議を開催した、下情上通の機關であり、いはゆる國民總常會である。翼賛會中央機構の改組に對應し、一七年七月その刷新が企圖された。國民の實生活をより深く深く採入れるために二百餘名の會議員の改選を斷行した。第二回中央協力會議は大東亞戰爭勃發の日に行はれ、一七年二月二五―六日には大東亞戰爭の完遂と總選挙に際して一大國民運動を展開すべき目的のため臨時會議が開かれ、第三回は九月二六―九日開催された。尙ほ第四回は一八年七月中旬の豫定である。

各省委員新設

政府は總選挙後の新政治力結集に即應し、民間の智能を動員、官民協力體制を確立する目的を以て一七年六月九日、帝國議會議員その他を以て任期一年の内閣及び各省委員に任命(陸、海軍を除く)した。委員數三七四、その中貴族院八〇、衆議院二四四で、學識經驗者は僅に五〇名であつた。また一八年六月二九日發表による同年度委員は三三名を増加して總數四〇四名、貴族院九五名、衆議院二六〇名、學識經驗者四九名である。

官界の新體制

大東亞戰爭の建設段階に入るに伴ひ、南方占領地域における統治並に建設指導に當るべき要員を多數派遣する必要を生ずるに至つたが(永田元拓相、藤原元商相等九名の陸海軍



顧問、池田元警視總監、大達元内務次官等の  
司政長官任命に始まる。一方戦時下行政の能  
率を増進し、行政事務の簡捷化を實行するた  
め、一七年六月一九日の閣議によつてその具  
體案が決定された。すなはち一、定員の増加  
は特に閣議の承認を得たもの、外は一切これ  
を認めず、一、六月一日現在の定員より各層  
に互り、中央官廳三割、地方官廳二割、作業  
廳一割を標準として減員する、一、右による  
經費の節減は官吏の待遇改善に充當す、一、  
外地もこれに準ず。

No. 10 改正定員表

(イ) 中央、地方、作業廳別

	定員	減員	改正定員
中央	47,660	13,258	34,402
地方	187,879	32,154	155,725
作業	1,341,916	125,181	1,216,735
計	1,577,455	170,591	1,406,864

(ロ) 官廳職員別

	定員	減員	改正定員
勅奏	1,848	138	1,710
委任	23,827	2,888	20,939
待任	8,209	1,447	6,762
判任	250,788	26,750	224,038
判任	143,791	20,135	123,656
判任	11,694	1,695	9,999
判任	662,490	69,781	592,709
判任	474,808	47,757	427,051
計	1,577,455	170,591	1,406,864

よつて、最も大きい變化を見たのは拓務省  
(廢止)を除き外務省であり、従来の六局か  
ら政務、通商、條約、調査の四局に(課數ま  
た従来の三二から二二に整理され)、その他樺  
太の内地編入、従来拓務大臣の所管に屬して  
いた朝鮮總督府、臺灣總督府に關する事務の  
處理は内務大臣の手に移る(内務省はこのた  
めに管理局を置く)こととなつた。  
尚ほ各省について概観すれば次の如くであ  
る。

大東亞共榮圈建設のための學術文化の進展を  
圖ることを目的とし、敎學局の德育、體育局  
の體育に對して智育を擔當するものである。  
敎化局の新設は従來分掌されてきた宗教およ  
び文化一般の一元化を企圖するものである。  
大藏省——従来の六局一部から總務、主計  
主税、營繕管財、國民貯蓄、資金、理財、外  
資、銀行、管理の一〇局となつた。外資局は  
爲替局を改稱したものである。  
商工省——鑛産局と鐵鋼局を合して金屬局  
とし、貿易局を廢して内局とし、交易局を設け  
燃料局第一部、第二部を合併して石油部とし  
花蔴検査所を廢止した。  
農林省——資材部を廢止、課としても廢止  
三、新設一の小規模なものに止まつた。  
逓信省——新設されたものに總務局(四課)  
電氣局(八課)、海底線工事事務所があり、外  
局に簡易保險局がある。管理局および電氣廳  
は廢止された。  
鐵道省——従来の鐵道省官制と鐵道局官制  
とを統合して鐵道省官制とし、従来の一〇部  
局四四課を廢止し新に總務(五課)、要員(四  
課)、監理(五課)、業務(九課)、施設(一〇  
課)、資材(七課)の六局を置いた。また本省  
直轄事務所一四を廢して地方施設部七をおき  
事務、技術の別なく鐵道監(勅任)、鐵道官  
(奏任)、鐵道官補(判任)の官名に統一した。  
厚生省——従来の内局六(二八課)、外局三  
(一六課)から五局(二三課)となり、労働  
局、職業局を併合して労働局、保險院を廢し  
て保險局(内局)とし、人口問題研究所等の  
研究所を統合して厚生省研究所を設置した。

こととなつた。  
事一七八等)を見る  
こととなつた。  
文部省——従来の  
一外局七局一部三〇  
課から八局三課と  
なり、専門、普通、  
實業三學務局、社會  
教育、宗教兩局、教  
育調査部の五局一部  
は廢止、新たに總務  
専門教育、國民教育  
科學教育、教化の五局が  
新設され、敎學局は  
内局となつた。以上  
の中注目されるのは  
科學局の新設であり

(尚ほ地方および外地については、それら  
の項参照)。

8 東條内閣の改造

昭和一六年一〇月一八日成立した東條内閣  
は、一二月二日に至つて時局の急迫に鑑み、  
寺島通相兼任の鐵道大臣に八田元商相を起用  
また東郷外相兼任の拓務大臣を井野農相の兼  
任に改め、一七年二月總選舉を迎へるに當つ  
て内相に湯澤次官、六月大政翼賛會の改組を  
機として安藤副副總裁の無任所相就任を見る  
に至つた。しかし一七年九月大東亞省の設  
置決定を機として東郷外相の辭任(尚ほ外相  
は一旦首相兼攝となつたが同一七日谷情報局  
總裁の就任を見た)、また九月一七日谷情報局  
總裁の出現となつた。ついで第八一議會明け  
の一八年四月二〇日内閣は大改造を斷行、議  
會において問題の焦點となつた湯澤内務、谷  
外務、樺田文部、井野農林の四相退き、外相  
に駐華大使重光葵、内相に翼賛會副總裁國務  
大臣安藤紀三郎、農相に翼賛會政務調査會長  
山崎達之輔、國務相に翼賛會常任總務大廳唯  
男の各氏を迎へ、文相は一時首相の兼任とし  
五月二三日に至つて貴族院の代表として研  
究會の重鎮岡部長景子の起用を見た。内閣四  
長官の一つたる情報局總裁には天羽元イタリ  
ア大使が任せられた。  
以上の顔觸れに見る如くこの大改造は世界  
戰局の動向愈々重大ならんとするに際し、第  
八一議會の經驗を通して内閣の強化を企圖し  
たもので、貴衆兩院との益々密接なる連繫が  
期待される。

樺太

I 歴史 樺太は日本列島の北端に位し  
東はオホーツク海に臨み、西は開宮海峡を隔  
て、ソ領沿海州と、南は宗谷海峡を挟んで北  
海道に對し、北は北緯五〇度の人爲的境界を  
以つてソ領北樺太に境してゐる。その面積は  
帝國全領域の五・三%に當り、九州より小、  
臺灣よりは稍々大である。  
文祿二年我國と初めて交渉を持つに至り、  
數次の探檢を経て江戸末期を迎へ開宮海峡に  
よりその島たることが明かにされたが、ロシ  
アの進出に伴ひ漸く多事となり、その所屬に  
關し多くの接觸を経て、明治八年樺太、千島  
交換が決し、漁業權のみを残して露領に歸し  
た。しかし日露戰爭の結果その南半は我が  
領土となり、四〇年三月今日の樺太廳が設け  
られ、昭和一八年四月一日に至つて我が内地  
に編入された。

II 政治 内地移管と共に内務大臣の管  
轄下に入り、従来の内務、交通、殖産、警察  
の四部制を廢して内地と同じく内政、經濟、  
警察の三部制をとることとなつたが、通信、  
海軍、航空に關する事務は逓信省、豊原に遞  
信局設置、鐵道に關しては鐵道省等それら、  
内地と同様となり、これと共に樺太廳官制外  
關係法令の改正も實施された。  
【現樺太廳長官】 大津 敏男

昭和一八年七月一日任命  
尚ほ従來は樺太廳に對する民間諮問機關設  
置の要認の現れである樺太廳評議會(昭和一

二年四月の廳訓令たる樺太評議會規程によ  
る)が存在し、地方行政においては上級地方  
行政組織として豊榮支廳以下八支廳に分かれ  
(ほかに一支廳出張所)各支廳に支廳長任命  
せられて樺太廳長官の指揮監督を受け、法律  
命令を執行、行政事務を管掌し、下級地方行  
政組織に市、町、村が設けられてゐた。また  
昭和四年樺太町村制が公布せられて自治制度  
漸く整備され、次いで昭和一二年樺太市制が  
公布實施せられて豊原市が誕生した。しかし  
て町村は一級、二級、および付則第二項の特  
殊事情の存する舊制度の適用を受けるものと  
三種がある。一級、二級の町村は樺太町村制  
によつて主務大臣の指定したもので、大體北  
海道の町村と同様であり、ほぼ完全な自治を  
認められてゐた。司法制度においては已に内  
地と同様司法省の管轄下にあつたので、勅令  
を以て裁判所構成法、民法、刑法等の司法に關  
する各種の法律が施行せられ、特殊の事項を  
除くほか、殆んど内地と同一の制度となつ  
てゐた。たゞ土着人のほか關係なき民事に關  
する事項及び土着人のみに對する刑事に關す  
る事項は、従來の慣例に依ることとなつてゐ  
たが、文化の向上に伴ひたゞアイヌを除く土  
着人のほか關係なき民事に關する事項に就い  
てのみ従來の慣例によることに改められた。

IV 經濟論  
A 總論  
I 經濟史

古い原始經濟と稱せられる漁獵時代から今日の國民經濟の發展に至る歴史は、いくつかの段階に分けられるであらうが、農商工の發達において日本も他の國々と同様な過程を辿つて来たので、段階自體に特殊なものを認めることは出来ない。明治以後七〇年の發展はあらゆる意味において世界の驚異であつた。嘗ての渺たる一小島國は世界五大強國から三大強國の一に入り、更に今日資源に於て經濟的發展において世界無比を誇る米英の二つを向に廻して決戦を挑み、新しい世界の建設に邁進してゐるのである。明治以後我が領土は臺灣朝鮮等の外地（面積に於て内地の約八割に當る）を加へたといへ、それはかゝる急激な發展の理由たるものではなく列強中依然人口密度において英本國に僅かに劣り、耕地面積當りの人口に於て第一位を占める領土の狭少な又資源に恵まれない國なのである。世界陸地面積の〇・五%に過ぎない國土に世界總人口の約五%が住み、しかも現代國家の基礎たる天然資源殊に鑛産資源に乏しい。といつて農を以て立國の基礎とし乍らその自然的條件は極めて不利、營々々々たる農民の勞苦に俟つ状態である。かゝる不利な自然的條件を克服して大東亞の盟主たる位置に至つたといふことこそ日本國民經濟の長所であつた、同時にそれが弱點となつてゐることも否めない。

その故にこそ國民の最高度の勤勞が必要であり、外への發展が必然となる。日本のかゝる短期間に於ける近代的發展は、經濟的に後進國たる日本の優秀な國民精神を示すものであるが、明治以後においても嘗ての時代と同様に經濟の部門においても國家との密接な繋り、換言すれば國家の保護助長政策に國家の總力を擧げて努力したこと、高率な勞働生産力を持つたこと、生産技術、組織において最も新しいものを取入れ得た點に説明されるであらう。我國においては、いはゆる自由主義經濟は存在しなかつたといはれるのも、日本産業がその生産方法においても封建的要素を多分に殘してゐるのもこれ等の事情に基き、明治以來の國家の重工業面における保護政策、危大な國營企業的發展は、後進國日本が全速力を擧げて先進列強との間隔を縮める必要から起り、その發展は全面的たり得ず農工業の立運れは顯著であり、工業部門においてさへ輕工業並に中小工業の比重の大なることが指摘され、根本的問題である原料の海外依存性と共に我が經濟の特色をなしてゐた。

以上の如き特徴を有するわが國民經濟は、明治三〇年代から四〇年代にかけて、即ち日清、日露の兩役を契機とする産業資本「輕工業」の基礎確立、次いで前歐洲大戰を契機とする重工業の基礎確立と金融的機構の強化とを経て今日に至つてゐるが、昭和六年の滿洲事變以後は、特にわが國戰時經濟の進展期として注目せられなければならない。昭和六年の金本位停止以來、わが國は世界經濟恐慌からの恢復が最も顯著であり、且つ急テムボであつた國である。これは滿洲事變を契機とする軍事費および巨款事業費支出の増大に基づく生産の恢復、圓爲替下落による輸出増に起因するものである。そしてかゝる恢復の内容をなすものは第一に重工業、化學工業を中心とする軍需工業の發展、第二に日滿支を樞軸とするプロック經濟の展開である。しかしながら、この間生産の恢復に伴ふ外國貿易の恢復は遅々たるものであつた。工業生産指數は、昭和二年に一六〇（昭和四年、一九二九—一〇〇）を突破したが、對第三國貿易指數（一九二九—一〇〇）は、嘗て昭和四年の五〇%に達したことは無かつた。また工業生産自體においても、恢復は専ら生産部門に顯著であつて、消費財部門は、昭和二年以降再び減少を示してゐる。銀行券流通高は、昭和五年に、同四年の三倍となり、卸賣物價指數は昭和四年の五〇%を増加する一方、對外的貨幣の購買力（日米購買力平價）は四年の五〇%に低下した。かくて昭和二年の支那事變を契機とする戰時經濟への轉入は、更に一四年のヨーロッパ戰爭勃發、一五年九月の三國同盟成立によつて、加重せられたる國家的統制と東亞における自給自足、ないしは東亞における「廣域經濟」確立へと向はせ、大東亞戰爭の勃發によつて、名實共に戰時經濟に入ると共に戰爭のあらゆる負擔に打ち克つと同時に、久しく米英の植民地ないし半植民地として跛行的發展を辿つて來た共榮圈内諸國の持つ矛盾を解決して眞の大東亞共榮圈を確立すべき一層至大なる責

任を負ふに至つたので、國民のあらゆる力が國家の要請するところに捧げられなければならない所以である。

2 戰時經濟

わが國における戰時經濟の段階は、通常支那事變の勃發せる昭和一二二年を以て劃されるのであるが、すでにこの時、わが國における工業生産力は、滿洲事變以來の景氣政策的インフレーション政策の遂行によつて一應の限界に達し、施設、勞働力、共に飽和状態を示してゐた。これがため、新たな軍需の増大に直面し、企業の新設擴張を必要とするに至り、主として生産財生産部門の擴充が行はれたが、消費財生産部門においては、生産の減退がはじまつた。これは生産の再編成が一國の經濟力の限界内において行はねばならぬことの必然的歸結であつて、まさに戰時インフレーションの基礎的條件が發現せることを示す。この一面において打撃く戰費の増大政府資金撤布の増大と日銀引受による公債の増發は、通貨の面に於てかゝるインフレーションを促進せしめるものであり、貨幣と物との不均衡が、物價を激騰せしめる。そして若しこれを放擲するならば、收拾すべからざる「惡循環」に陥ることとなる。かくてこゝに嚴重な統制が必要となつて來るのである。わが國において、斯かる統制は、爲替管理等すでに事變前若干存在したが、基本的には昭和二年九月一〇日公布即日施行せられた「輸出入品等に関する臨時措置に関する法律」により始められた物資の面よりする消費財の

抑制と同時に公布せられた「臨時資金調整法」に基き資金の面よりする軍需工業の哺育、平和産業の抑制、大正七年の「軍需工業動員法」の適用に關して「軍需工業動員法の適用に関する法律」ならびに「軍需工業動員法第二條に基き、工場事業場管理令」（一二年九月）、臨時船舶管理法（同）のごとく、先づ軍需工業生産力を確保増強することであつて、物價統制のごとき、暴利取締令（一二年八月）に見るやうな極めて低度統制段階に止つてゐた。

一方、第七三議會は戰時體制樹立の根幹をなす國家總動員法（に就いては一九四二年版参照）を協賛し、電力國家管理の實施、重要鑛産物法の制定、金、石油、工作機械、硫酸アンモニア、陸上交通等に關する軍行統制法を成立せしめて、専ら重要物資の増産につとめ、農地調整法による農村ならびに農業生産力安定策を施し、その他日銀券保證發行限度の擴大による信用造出等、戰時經濟の整備擴充が行はれた。いはゆる「軍需の充足」、「輸出の振興」、「物價の抑制」は物動計畫を根幹として、重要資材の輸入のための外貨獲得と爲替管理とを圖ると共に軍事費、公債の増大に具へんとするものであつた。第二次ヨーロッパ大戰の勃發（一四年九月）は、對歐貿易の杜絶、對米關係の悪化によつて機械、鐵、ガソリンその他重要物資の輸入を困難にさせ、一方國內の經濟状態も物價の騰貴、企業利潤の低下、勞働力不足、動力ならびに輸送能力の不足等の惡條件があらはれ、一四年秋から一五年にかけて工業生産の低下、食料不

民動勞報國協力令等、一聯の法令が一六六年に入つて勞務緊急對策として施行せられ、運輸交通においては海運の國家管理、陸運統制令に基く輸送の計畫化と企業の整備が行はれるに至つた。

高度國防國家體制確立を目指して東亞自給の確立と國內體制の再編成に急ぐ我が國が一六六年七月南部佛印に進駐するや米英蘭は資産凍結を行ひ我を重壓せんとした。かくて東條内閣の成立と共に「臨戰態勢」から「決戰態勢」の準備へと進み、大東亞戰爭の勃發と同時に政府は非常時金融對策を決定し金融市場の安定を圖ると共に第七八臨時議會を召集、更に第七九通常議會によつて戰時經濟政策が全面的に確立された。即ち第七七議會以來の軍事費は二四六億に達し、戰時緊要増稅案等の豫算案の他、下記の如き戰時緊急法律案八四件を成立せしめた。

食糧管理法、重要物資管理營團法、船舶保護法中改正法律、帝國鑛業開發、帝國石油、北支那開發、等各會社法中改正法律、統制會(一六六年一月一二業種)對し統制會設立產業の第一次指定が行はれ、鐵鋼、石炭、鑛山、セメント等の各統制會は一七一年一月にかけて設立された(への權限委讓の法律、金融に關しては日本銀行法、戰時金融、南方開發兩庫法、臨時資金調整法等、その他國民醫療法、戰時災害保護法等。

大東亞建設審議會の設立(政治の項参照)以下、中小商工業の整備、一七年度物動計畫から生活必需物資綜合計畫の設定等一年間の戰時經濟の發展において特に顯著であつたのは、國家總動員法の整備による戰時經濟再編成の進展と戰時經濟統制の強化、その綜合計畫經濟化への進捗である。再編成の進展について先づ注意せらるべきものは重要産業部門における統制會の設立であり、官民の摩擦を除去して、國家目的達成のための強力且つ信頼し得る民間經濟團體として、經濟統制の一元化による産業の最高能率を發揮せしめんとするものであり、一六六年一〇月以後第一次指定を受けた鐵鋼、石炭、鑛山、セメント、電氣機械、産業機械、精密機械、自動車、車輛、金屬工業、貿易、造船の一二部門は一七一年一月二八日を以てすべて創立を終へ更に一七一年八月輕金屬、化學工業、ゴム、皮革、油脂、縮スフ、絹人絹、羊毛、麻の九部門に對し第二次指定を閣令を以て行ひ、こゝに統制會組織は殆んど産業全分野に及んだ譯である。而してこれの出發点今日に至る一年餘の間においてこれ等統制會の活動は必ずしも期待を裏切らなかつたといへないものがあり、それは概して會長、理事長を除く人材において十分なもの不足してゐる結果であり、根本的には國家の監督の不充分、經營と資本との相克、比較的容易に設立された結果として所謂トネル會社が續出し、徒に事務手續の繁雜と手數料の増嵩を招來してゐる事實は、當然何等かの打開手段を必要とするものであり、寧ろ營團としての措置が要望されてゐる。

一方企業、整理統合は生産配給の兩部門に互つて行はれ、業種別の「整備要綱」に基き企業許可令、企業整備令の制定と相待つて斷行され(配電業、纖維業、或は食糧營團設立

等)、更に中小商工業整理のために一七一年三月「中小商工業の再編成並に職業轉換促進」に關する基本方針が閣議で決定、これに基き「小賣業整備要綱」が決定(四月)、實施されるに至つた。

農林部門においては統制の中核は統制會にあらずして國策會社である(日本蠶絲統制會社、日本木材、帝國水産統制等)。その目的は統制會と等しいが、統制會と異つて受動的に政府の計畫に従ふものであり、また自ら事業經營の主體として直接經濟行為を營み得る。

戰時經濟再編成のための第三の機關は營團および金庫である。即ち交通營團を除く産業設備營團、重要物資管理營團、食糧營團、戰時金庫、南方開發金庫等は株式會社組織によらざる國家資本の形態であり、從來の經濟機關のなし得ない任務に當り、また國策的生産擴充機關として作用する。

金融部門においては、已に各銀行、生命保險會社、無盡會社の統合が進められて來たが、日本銀行法による日銀の改組、戰時金融金庫、南方開發金庫等の純戰時金融機關の新設を見、更に金融統制令の規定に基き、重要産業統制會と似た組織を持つ全國金融統制會の設立(一七一年五月)によつて一元的に再編成が行はれるに至つた。この機關は會長には日本銀行總裁が法定せられ、小業種別統制會を認めず、また地方金融協議會を設け道府縣別の橫斷的組織を有する。

3 南方の建設

戰時經濟の計畫化に當つて重要な役割を占めるものに大東亞共榮圏内の諸國がある。一五一年一月の「日滿支經濟確立要綱」以來、共榮圏内の物資をも計畫に計上し、綜合的觀點から戰時經濟が運行されて來たのであるが、大東亞戰爭の勃發以來、戰爭の完遂、戰時經濟の圓滑なる進展のためには速かに南方地域における經濟建設を圖り、戰爭と同時にその豊かな自然資源の積極的開發と同時に米英蘭の植民政策によつて所謂單一商品制度の行はれてゐた跛行現象を清算し、我が高度國防國家經濟體制を樞軸とする大東亞綜合共榮經濟に再編成しなければならぬ。

昭和十七年一月二二日東條首相は衆議院豫算總會において南方經濟建設四原則(一、資源の確保—特に戰爭遂行上緊急な資源、二、南方資源の敵國への流出の阻止、三、作戰軍の現地自給、四、在來の企業の我方に對する協力の誘導)を明かにし、その經濟の大體經濟との相違によつて大陸における如き新會社ないし共同會社の設置、また統制會の企業を認めず、經驗および能力ある企業に個別的に出動を命ずる旨なることを説明した。しかし南方の開發のために南方開發金庫が設けられ(一七一年三月三〇日)、軍政の下に戦力の維持發展に必要なものが開發取得されることとなつた。また第一一議會再開劈頭の首相の施政方針演説において租界還付および治外法權撤廢、敵産返還、借款供與等を内容とする日支合作、並びに日獨、日伊經濟協力の協定の締結(一八一年一月二〇日)と並んで「日佛印經濟協定」の一段の強化に見られる如く、已

に日滿支また日泰間に行はれてゐる圓決濟制度の大東亞共榮圏内の確立を見たのである。更に第一一議會で成立した「交易營團法」爲替交易調整特別會計設置等爲替交易調整法は國內各地域間の物價の相違等の諸障害を調整克服せんとするものである。この交易營團は現在軍政下にある南方地域および鹽、石油、アルコール、煙草等の專賣物資、米麥、木炭、肥料等の特殊商品を除いてその統制、運營に一元的に當るものである。また一八年度より南方開發金庫が新に發券事務を開始し、南方占領地域における經濟開發並に現地軍費支拂等のための所要資金の圓滑な供給を圖ることとなり、更に一八年度において我が臨時軍事費の財源として三三億圓が南方地域において負擔されることとなつた。

B 財政

1 概観

滿洲事變によつて轉換を遂げ、支那事變を契機として純然たる戰時財政の段階に入つた我が國財政を、それ以前と區別するものは、老大な軍事費の調達、その撤布に伴ふ國民經濟再編成の進行に對する、財政の主導性である。政府の軍事費支出は急激に膨脹し、昭和一二年度七月、第二豫備金より支出された北支事件費一千萬圓は、第七一議會において、同年度追加豫算として五億圓餘を計上され、同年九月の第七二議會においては、臨時軍事費特別會計として一躍二〇億餘に達し、さらに昭和一三年春の、第七三議會において四八億

の巨額を示すに至つた(別表 No. 2)。かかる巨額の財政需要を充足するためには、軍需工業生産力の急速な擴大と平和産業の抑制が必要であり、産業構成の戰時的編成替に伴ふ資金、貿易、消費の全面的統制と、價格、爲替、勞務等における諸戰時政策が遂行されねばならなかつた。同時に巨額の赤字公債發行による一聯の金融上の政策に統制を必要とした。

而して第七三議會を通過せる事變費は、前記のごとく四八五、〇〇〇萬圓であつたが、同議會においては、この老大費を調達するため、支那事變特別稅法、臨時利得稅改正法、ならびに煙草値上等による歳入の増加三二、四〇〇萬圓、特別會計よりの繰入財源一〇、七〇〇萬圓を合計しても、なほ殘餘の四四億は赤字公債に依る外なく、これに從來の公債未發行分九億、一三年度一般會計の七億を合すれば、赤字公債は六〇億に達したのである。一三年度における主要金融機關の資金蓄積も五〇億そこそこ過ぎなかつた。また日銀引受に自ら限界がある以上、殘された手段は、一ヶ年間の總國民所得二五〇億の大半を公債消化に振向けるとであり、消費節約、貯蓄獎勵、國民生活水準の引下げが要求されたのである。

「少量を稅收増加により、大部分を公債により調濟する」といふ實屋財政は池田財政經濟政策の特徴をなす大資本中心主義へ移り、この方針は第七四議會開會中に近衛内閣に替つた平沼内閣の石渡財政に引繼がれた。然し戦局ならびに國際情勢の發展は、自ら一四年度

豫算に特殊な意義と性格を付與してあるのである。これは第一に軍事費の増大として、第二に大陸における建設費の増加となつて現れてゐる。

阿部内閣をへて一五年一月、米内内閣の成立を見るに至り、一五年度豫算は、一般會計歳出五九億圓、臨時軍事費四四・六億圓合計一〇三・六億圓、このうちより通り抜け勘定、地方交付金等を控除すれば、歳出總計九四・〇五億圓となり、一四年度實質豫算より五・三億圓の膨脹である。しかしこれに對する公債發行豫定額は、一般會計において一六・七五億圓、臨時軍事費において三六億圓計五二・七五億圓で、前年に比し三・七億圓を減じた。米内内閣により編成され第二次近衛内閣に引繼がれた昭和一六年度豫算は、三國同盟締結後の國際情勢緊迫に對處すべき高麗國防國家建設を意圖せるものであり、臨時軍事費(追加分を含む)四、八八〇百萬を加へて豫算總計一三、二〇五億圓となる。そしてこれを前年度豫算總計一〇、〇三四百萬圓(追加豫算を含む)に比べると一般會計において一、八二一萬圓(二九・五%)、臨時軍事費において一、四二〇萬圓(三一・八%)の増、兩者合計で三、二四一萬圓(三・六%)の増加であり、従つて一六年度公債發行豫定額は實に八、五〇〇萬圓に上つた。(なほ一六年度より豫算外國庫の負擔となるべき契約の限度が、前年度の七〇〇萬圓に鮮銀は一億圓から一・五億圓に、それぞれ保證準備限度を擴張した。しかるに一四年度豫算は、物動計畫との不一致のため實行豫算を編成せざるを得ない状態となり、公債の實際發行額五〇・三億、消化率八四・一%に終り、公債消化率も明らかに一三年度より鈍化した。

No. 1 一般會計歳出入 (單位 1,000圓)

Table with columns: 會計年度, 入 (經常部, 臨時部, 計), 出 (經常部, 臨時部, 計), 剩餘. Rows include years from 昭和2 to 18.

備考: 一單位以下切捨、追加豫算を含まず。資料: 一豫算書及び決算書外。

圓から一、五八〇百萬圓に擴張され、一六年度において軍事費において五八〇百萬圓が契約されてゐる。

No. 2 臨時軍事費特別會計 (單位 100萬圓)

Table with columns: 會計年度, 歳入 (公債, 借入金, 其他), 計, 歳出 (陸軍, 海軍, 豫備), 計, 差引歳入超過額(a). Rows include years from 昭和16 to 17.

備考: 一單位以下切捨。各項合計と計の欄の數字との間に現はれる僅少の差額は端數切捨による誤差を含むためである。歳入の項、他會計よりの繰入は一般會計ならびに關東局、通信事業、鐵道、朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳の各特別會計の合計。

資料: 一東洋經濟「經濟年鑑」東洋經濟新報。は、前同と同じく一六年度豫算を以て支辨し、特別會計歳出は各特別會計剩餘金繰入を以て支辨される。昭和十七年度豫算の協定を經た昭和十七年度豫算は一般會計豫算と臨時軍事費豫算を合はせて純計二四、三一一・七九三千圓に達し、事變前の昭和十一年度歳出に比し十倍強に當る。政府は該豫算編成に當つて、一、新規經費の節減、一、既定經費の再檢討、一、創設、一、資金、物資、勞務等の動員諸計畫との合致に努め、三、軍事費以外の総合的見地よりす

No. 6 一般會計歳入 (単位 1,000圓)

Table with 4 columns: 昭和16年度, 17年度, 18年度, and sub-headers for 經常部 and 臨時部. Rows include various income categories like taxes, public works, and research grants.

あり、従つて前年度と比較するに當つて軍部... 臨時軍事費は第七九議會において第八次追加...

No. 3 昭和17・18年度一般會計豫算額 (単位 1,000圓)

Table with 8 columns: 昭和17年度 (第80, 81議會), 昭和18年度 (第81議會追加), and 合計. Rows include 歳入 (經常, 臨時) and 歳出 (經常, 臨時).

備考：一差引歳入不足額は昭和17年度豫算実行上の歳入超過額を以て支辨する計畫。資料：一東洋經濟「統計月報」。

る先議を以て當る... 歳入の増減に主要な見れば別表(No. 5)の如し。

No. 5 新規事項中重要経費 (単位 1,000圓)

Table with 5 columns: 項目, 17年度一般會計豫算, 同特別會計豫算, 18年度一般會計豫算, 同特別會計豫算. Rows include 軍人援護, 防空及持他, etc.

No. 4 主要歳出増減 (単位 1,000圓)

Table with 3 columns: 項目, 豫算, 前年度豫算との比較. Rows include 國債費, 年金・恩給, 行政費, etc.

No. 8 特別會計歳出入(単位 1,000圓)

Table with 7 columns: 所管別, 歳入 (16年度, 17年度, 18年度), 歳出 (16年度, 17年度, 18年度). Rows include 内務省及大藏省, 陸軍省, 海軍省, 文部省, 農林省, 商工省, 鐵道省, 厚生省, 大東亞省, 總計.

備考:一臨時軍事費を含まず。資料:一大藏省主計局「帝國歳出入豫算」。

No. 9 國債總括表(単位 1,000圓)

Table with 9 columns: 年 度, 一般會計公債金, 臨時軍事費公債金, 特別會計公債金 (政府出資, 朝鮮總督府, 臺灣總督府, 帝國鐵道, 通信事業), 交付公債. Rows include 昭和12年, 13, 14, 15, 16, 17, 18.

No. 10 貯蓄増加目標額

(単位 億圓)

Table with 5 columns: 年 次, 國債消化資金, 生産擴充資金, 源動購買力吸收, 計. Rows include 昭和13年度, 14, 15, 16, 17, 18.

備考:一昭和16年度においては最初135億、11月に至り國債消化資金35億が加はつた。

公債消化費一七〇億、生産擴充資金六〇億とし、残り一五〇億を國民消費資金とした。従つてこの中公債消化資金一七〇億に生産擴充資金六〇億を加へた二三〇億が一七年度の貯蓄目標となつた譯である。國債消化の状況については別表の如

No. 7 一般會計歳出(単位 1,000圓)

Table with 5 columns: 和昭15年度, 16年度, 17年度, 18年度. Rows include I 經常部 (皇室費, 省費, 陸軍, 海軍, 司法, 農商, 文部, 信務, 厚生, 大東亞), II 臨時部 (陸外内大陸海, 司法, 農商, 文部, 信務, 厚生, 大東亞), 總計.

備考:一歳出入共に15年度は追加第一號, 第二號, 第三號, 16年度は追加豫算第一號を含む。

資料:一大藏省主計局「帝國歳入歳出豫算」。

増税については既に第七七臨時議會において間接税中心の初年度一七三三萬圓、平年度六三六萬圓の増徴を見たが、第七九議會において直接税を中心とする増税案が無修正通過し、初年度(一七年度)において九七四萬圓、平年度一、一五六萬圓の増徴を見るに至つた。(「税制」の項参照) 更に一六年一〇月からの煙草値上げ、一七年四月からの鐵道運賃の引上げがあり、これ等特別會計の増收分は後者の一部を除き臨時軍事費特別會計の財源に繰入れられることになつてゐる。公債については一六年度の發行豫定となり國民貯蓄目標は最初の一三五億から一七〇億に引上げられたが、その中には生産擴充資金に充當さるべき六〇億圓が含まれてゐた。一七年度においては臨時軍事費一八〇億の中一四〇億は公債によるもので、一七年度公債發行豫定額は一般會計一、五二六萬圓、特別會計八

No. 11 國債消化狀況 (單位 100萬圓)

Table with columns: 年次 (Year), 發行 (Issuance), 高 (High), 日銀純 (Daily Bank Pure), 總消 (Total Consumption), 同消化 (Same Consumption), 率 (%) (Rate %). Rows include years from 昭和14 to 昭和17, with sub-rows for months.

資料: 一東洋經濟「經濟年鑑」。

税の整備と強化、相續税、取引所税、登録税、印紙税、骨牌税、狩獵免許税、酒税、砂糖消費税、織物消費税、清涼飲料税の一〇種に對し、物品税、入場税、有價證券移轉税、通行税、揮發油税、建築税、遊興飲食税の七種が創設され、且つ有價證券移轉税と建築税を除き、従來の税種は何れも増徴されることとなつた。

く一二年度五五・五%、一三年八七・五%、一四年八九・二%、一五年七八・六%、一六年八三・九%、一七年九六・二%であつて、公債の未消化は當然インフレーションを齎さざるを得ない。日本銀行手持ち國債は一二年末八二九百萬圓であつたが一六年末には五、八七二百萬圓となつてゐる。

一般會計については別表の如く歳入において四、二九〇百萬圓(前年度豫算に比し四八%増)、歳出において三、九五八百萬圓(同四二%増)となり、この歳出増加は國債費、年金恩給等の義務費五・五億圓、臨時軍事費その他の特別會計への繰入金(軍事費一・六億、爲替交易調整特別會計へ四億、地方分與税金特別會計へ一億)、國庫豫備金の増加額七億圓、以上合せて三三・五億圓、また一般行政費増加額は約四億圓である。尙ほ豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する費用は五九五千萬圓(三三七千萬圓の増)となつてゐる。

公債と國民資金との關係は、別表の如くであつて、國民消費資金は一三〇億(前年度より數字面だけで二〇億の收縮)で一三%餘の生活切下げが必至であり、かくして算出された國民貯蓄目標は第一〇表の如く公債消化資金二一〇億に生産力擴充資金六〇億を加へた二七〇億で、前年度に比し四〇億圓の増加である。

3 税制

【戰時財政】昭和十五年第七五議會において成立せる現行租税制度は、國家總力體制に照應せる根本的改革として遂行されたもので(一)税制と各種經濟政策との矛盾の調整、(二)戰費財源としての税收入の増加、(三)複雜化した税法の整備、簡明化を企圖したもので、超過累進率の廢棄、比例税率採用等、劃期的なものであつた。

No. 15 17年度増収見込額 (単位 1,000圓)

Table with 5 columns: 基本豫算, 増徴後平年度豫定額, 差引平年度増収額, 初年度増収額. Rows include direct taxes (所得税, 法人税, etc.), indirect taxes (消費税, etc.), and other taxes (電気瓦斯, etc.).

しかし一六年度國債發行豫定額(追加豫算を含む)は、一、二、一、四二・六二億圓に上り、更に大東亞戦争の勃發による公債の増加については財政の項一七、一八年度豫算に示した如く飛躍的となり、一七年度末においては

No. 16 18年度増収見込額 (単位 1,000圓)

Table with 4 columns: 18年度豫算額, 増収額(初年度, 平年度). Rows include alcohol, sugar, and other consumption taxes.

は内債のみで、外債はむしろ減少を示してゐる。しかしして國民一人當り國債負擔額は別表(No.17)のごとく、昭和一五年末において、三九五・三七圓に達してゐた。

No. 12 16年度増収見込額 (単位 1,000圓)

Table with 4 columns: 16年度豫算, 増収見込額(初年度, 平年度). Rows include taxes on alcohol, tobacco, and other goods.

第七九議會による直接税中心の増収は初年度九七四萬圓、平年度一、一五六萬圓の増収を見込むもので、現税制に根本的改正を加へることを避け、税率の引上げ、免稅點及び基礎控除の引下げを企圖し、新税としては電気瓦斯税、廣告税、馬券税の三種のみである。すなはち分類所得税の増徴に重點をおき、約五五%、綜合所得税は約二六%、法人税は現行一八%を二五%に、また臨時利得税約二

わが國の國債は近年における政府財政膨脹

4 國債

れた「ほまれ」を除く全煙草の値上げは最高一五〇%、最低四三%、平均六一%に達し、値上りによる増収は初年度一億圓、平年度四億四千萬圓の豫定である。但し煙草の場合、從來の値上り高は戦時負擔額とされてゐる點は注目に値する。

資料: 三菱經濟研究所「本邦財界情勢」

あり、一八年度一月からは、(No.13, No.14)の如く、また大藏省發表による直接税、間接税の推移は別表(No.13, No.14)の如くである。

方のみに限る公共利益に關して、その受益者のみを對象とする目的税が創設された。一六年度一般會計豫算に計上せられた租税収入は、經常部、臨時部合して三、六九一萬圓(前年に比し五二六萬圓の増)、また第七七議會による追加豫算一般會計經常部の租税収入は別表(No.12)の如く一七二、一三三萬圓であつた。

四%、相續税二〇%、その他直接税以外にいても織物消費税、マツチに對する物品税等のそれ、増徴を見たので、右改正による増収見込額は別表の如く、これは臨時軍事費の財源として一般會計より同特別會計に繰入れられることになつてゐる。第八一議會においては増税の中心は再び間接税に振向けられ、國民購買力の増加と民需物資の減少間の均衡の保持を狙つて、酒税以下一種の改正と特別行爲税の創設を見た。右による増収見込額は別表(No.12)の如く初年度一、〇〇七萬圓、平年度一、一四五萬圓で何れも臨時軍事費の財源たるものである。しかしして支那事變以來七回に及ぶ増税、また大藏省發表による直接税、間接税の推移は別表(No.13, No.14)の如くである。

No. 14 直接・間接税の比率 (%)

Table with 6 columns: 昭和14年度, 15年度, 16年度, 17年度, 18年度. Rows include direct taxes, indirect taxes, and total.

内外債の合計で、最近増加を示してゐるの

No. 13 事變以來の増税額 (単位 1,000圓)

Table with 3 columns: 年次, 初年度, 平年度. Rows show tax increases from 1922 to 1918.

備考: 一五年度中の國庫純増収額は初年度373,482千圓、平年度444,670千圓である。



No. 17 國債現在高 (單位 1,000圓)

Table with 7 columns: 發行額, 償還額, 年末現在高, 短期證券, 國債及短期證券年末現在高, 國民1人當り負擔額. Rows include years from 大正13 to 昭和17.

備考: 一短期證券は各年末における現在高にして米穀證券を中心として昭和4年より7年に至る間大藏證券を, 同13年以降蠶絲證券を含む。資料: 一東洋經濟「經濟年鑑」。

No. 18 金融機關別國債保有高 (單位 1,000圓)

Table with 7 columns: 年・月末, 日銀, 全國銀行, 預金部, 簡易保險局, 信託會社, 保險會社. Rows show data for years 12.10 to 17.1.

備考: 一日本銀行「金融」。資料: 一日本銀行「金融」。

五年末の二八二・五億に比し八二%餘の増加を見るに至つたのである。戦時財政において公債の累積は不可避であり、しかも日銀引受額の累増の傾向(一五年度六三・八%、一六年度七八・九%、また支那事變以來昭和一六年に至る公債發行額二九、三五一萬圓の中、その七一・二%に當る二〇、八八九萬圓が日銀引受によるものである)は、如何ともし得ないが、これに對し政府はあらゆる對策を以てインフレの防遏に努めてゐる。

C 幣制

幣制改革を行つた。これは、形式は金本位制で一圓を純金四分とし、無制限法貨としたのであるが、他方に貿易通貨たる銀貨を認めためた。事實上は金銀複本位制の結果を生じた。しかるにその後政府出資の増大と西南戦争の勃發で紙幣は増發され、同一五年不換紙幣回收のため日本銀行を設立し、一八年五月同行をして兌換銀行券を發行せしめた。日清戦争後の同三〇年三月金本位制を施行、その後、歐洲大戰の勃發による各國の貨幣制度の混亂に臨んで大正六年九月金輸出禁止が行はれ、昭和五年一月に及んだ。しかるに世界經濟恐慌の深化とともに金本位制維持も困難となり、同六年九月のイギリスの金本位停止と滿洲事變勃發による影響の下に、ついに同年二月再び金輸出禁止を斷行、今日に至つてゐる。更に大東亞戦争の勃發後の情勢は昭和七年四月一日の日銀改組を導き、これにより金本位制度を完全に脱却し、管理通貨を基礎とする發券制度を確立するに至つた。

の二種、ニッケル貨が一〇錢と五錢の二種、銅および青銅貨は一錢、五厘の二種が定められ、さらに昭和三年の臨時補助貨幣(一〇錢、五錢、一錢)および小額紙幣(五〇錢)がある。昭和一年末における流通額は四・七億圓であつた。(二)銀行券 わが國の通貨には右の鑄貨のほかに銀行券がある。銀行券は日本銀行條例および兌換銀行券條例によつて日本銀行が發行するの(一)圓、五圓、一〇圓、二〇圓、五〇圓、一〇〇圓、二〇〇圓の七種が法貨として無制限に通用する。尙ほ日銀法改正により兌換銀行券或は日本銀行兌換券なる名稱は廢止され、日本銀行券の名稱を用ゐることとなつた。この外小額紙幣および朝鮮銀行券、臺灣銀行券が發行されてゐる。これら銀行券の流通高は昭和六年金再禁止以來、特に一二年の支那事變以來飛躍的に増加して一四年末には總計實に四四億圓に上つた。これに對照して日銀兌換券の保證準備制限額は昭和七年一・二億圓から一躍一〇億圓に擴張、制限外發行税も五%から三%に引下げられた。次で同一二年八月金準備評價法および金貨特別會計法によつて日銀、鮮銀、臺銀の保有金の再評價により正貨準備を増額したが兌換券膨脹の趨勢はなほ激しく、同一三年の議會において保證發行限度は一七億圓に擴大され、翌年の議會では再度二二億圓に擴大された。同時に鮮銀、の保證發行限度も擴張されたため日銀券の實質的發行高の増加は六・三億圓に上つたが、一四年下期における兌換券膨脹の趨勢は再度

の限度擴張問題を惹起した。發券制度改正——保證限度擴張案は第七五議會に提出されず終つたが、一五年後半以降、限外發行の恒常化といふ事態に當面したので、第七六議會において、「兌換銀行條例の臨時特例に關する法律」、「朝鮮銀行及び臺灣銀行の臨時特例に關する法律」として發券制度が改正せられた。新法律は、正貨準備發行と保證準備發行との區別を抹消し、兌換銀行の發行限度は大蔵大臣の決定するところとなつた。同法（一六年四月一日より施行）に基く大蔵大臣の最高發行限度決定は、日銀券四六億圓、鮮銀券六・三億圓、臺銀券二・四億圓で、この限度以外の發行は出來得る限り抑制し、若し新たな限外發行を生じた場合、年三%以内の課税を受ける。

D 外國爲替

(イ) 概観 歐洲戰爭の勃發後、三國同盟締結等の世界政局激變に對處するため、政府は第七六議會において外國爲替管理法改正法律案を提出し、外貨資産の保全措置をとり、且つ爲替相場を激動から生ずべき民間の損失を補償し爲替の動搖に對する不安を除去するため、一六年度以降五ヶ年間に、右外國爲替損失補償金として、五億圓を限り國庫外の負擔となるべき契約權を設立した。以上のごとき外貨保全策はさらに同年六月一日より施行せられた英系通貨爲替集中制、同七月一日より施行せられた米系通貨爲替集中制によつて強化せられたのである。こゝに言ふ集中制とは、昭和一三年七月創設せられた外國爲

No. 19 紙幣及び銀行券流通高 (單位 1,000圓)

Table with columns: 年月末, 小額紙幣, 日銀券(イ), 鮮銀券, 臺銀券, 合計. Rows include years from 大正 9 to 昭和 12.

備考：一單位以下切捨。(イ)日本銀行券は發行高より銀行券準備充當高を差引く。資料：一東洋經濟「經濟年鑑」昭和10年版。

替資金の集中制とは別個のものであつて、専ら爲替相場の變動による危険を政府が負擔し、一般爲替銀行は安んじてすべての通貨爲替の先物豫約に應ずることを得せしめるやうにされたもので、其ために爲替豫約取極制を實施するに至つた。(一六年六月)。

(ロ) 爲替政策の根本的變革 かゝる米英貨を基準とする對外爲替政策ならびに相場は、大東亞戰爭の勃發により、日本圓を中心とする大東亞金融團の設定を企圖し、新たな爲替市場の設定を行ふべく、一六年度三月二八日爲替相場公定措置要綱を發表、一月一日より實施した。右骨子は次の三點である。

圓貨をもつてする。一、爲替相場は從來銀行間の協定に委せてゐたが、一切公定とする。一、今後は爲替相場の語を廢し、爲替換算率なる用語を使用する。更に二月一六日、昭和一三年七月來の外國爲替基金制度は廢止され、また貿易局官制改正の結果、一七年四月一日以降、外國爲替管理事務は大藏省から商工省に移管されることとなつた。尙ほ一七年一月一日より實施された外貨換算率は次の如く(ブラジル以下三國は今日において斷交状態にある)、泰國に關しては大東亞共榮圏内における圓中心政策の一環として、一七年四月二二日より日泰兩國間の經濟提携の原則に基く圓、パルト等價實施を見るに至つた。

- 印度支那貨 一〇〇ピアストル
タイ 國貨 一〇〇バート
ドイツ 國貨 一〇〇マルク
イタリヤ 國貨 一〇〇リラ
フランス 國貨 一〇〇フラン
スイス 聯邦貨 一〇〇フラン
スエーデン 國貨 一〇〇クローナ
ポルトガル 國貨 一〇〇エスキュード

- アルゼンチン共和國貨 一七・三〇圓
ブラジル 國貨 一〇〇ミルレイス
チリ 國貨 一〇〇ペソ
ペルー 國貨 一〇〇ソール
ベルギー 國貨 一〇〇フラン

E 金融概観

最近における金融統制の出發點をなすものは昭和六年九月の滿洲事變と同一二月の金輸出再禁止であり、以後支那事變によつて準戰時體制に入り、更に大東亞戰爭の勃發により名實共に戰時體制に入つたので、インフレーションの脅威を如何にして切抜け、戰爭完遂へのあらゆる體制的整備を行ふかが我が國金融融界への第一の課題でなければならなかつた。

支那事變以來の金融統制は、(一)資金統制の強化、(二)統制理念の進展、(三)金融機構の整備の三段階に大別し得るが、從來の預金者保護の部門から資金運用に對する統制の最初の一石は臨時資金調整法(一二年九月)であり、戰時體制としては極めて微温的なものに過ぎず、その後國家總動員法第一一條に基く會社利益配當および資金融通令、更に銀行等資金運用令を経て一六年七月の「財産金融基本方策要綱」に至つて計畫金融の配置につき、かくて大東亞戰爭を迎えることとなつた。

戰爭勃發するや政府は蔵相談の形式を以て、非常時金融對策を發表した。その要旨は(一)如何なる事態に至るも預金支拂の制限を絶対行はず、(二)爆撃等により不渡となつた手形は全部日銀、鮮銀および臺銀等に再割引を爲さしめる、(三)緊要なる産業會社が金融機關から資金の回收を受けた場合は、與銀又は勸銀がその保證を引受ける、(四)爆撃等で預金者が取引銀行から預金引出をなし得ない場合、他の銀行をして一定額の引出をなし得ることとする。

「財政金融基本方策要綱」は大東亞戰爭の勃發によつて急速に進展し、一七年五月政府、改組日銀(銀行)の項参照、全國金融統制會の三位一體關係に基いて戰爭金融の體制的整備を完了した。全國金融統制會は、一七年四月一八日公布の金融統制團體令に基き設立せられた勸業金融統制會以下一〇業態別金融統制會および特銀並びに金庫を會員とする一元的統制團體であり日銀總裁を會長(法定)として五月二三日發足したもので金融機關の自律的團體として直接金融事業の指導統制を行ふ。その主な事業は、(一)政府の資金計畫への參畫、(二)資金の吸收および運用の指導統制、(三)金融事業整備の促進、(四)金融事業の機能増進、(五)金融と産業との關係の緊密化、(六)金融調査および研究等である。更に戰時金融統制の機關としては南方開發金庫および戰時金融金庫があるが、前者は南方諸地域における資源開發のため投資融資な

らびに占領諸地域における通貨調節機関として一七七年三月三十一日に設立されたもので、(資本金一億圓、政府出資)、東京に本庫を南方各地に支庫ないし出張所をおくものであり、後者は資本金三億圓(内二億圓政府出資)を以て國家に緊要な産業、未働遊休設備を保有するもの、重要物資の貯蔵を行ふもの等に投融資を行ひ、且つ有價証券の市價安定を圖るため、これが買入を行はんとするもので、拂込資本金の一〇倍を限り、戦時金融債券(一七年度一〇億圓)を發行し得る。

No. 20 計畫資本調 (單位 1,000圓)

Table with 6 columns: 種別, 昭和14年, 昭和15年, 昭和16年, 昭和17.1-5, 昭和16.1-5. Rows include 新增設債計 and 種別.

資料:一東洋經濟「統計月報」。

當然公債消化政策としての貯蓄獎勵(一八年度目標は二七〇億)、政府支拂の計畫化(龐大な額に上る遊休施設の買上げに際しての措置を含む)等あらゆる對策を必要とするのである。

No. 21 昭和17年度國民貯蓄実績

(單位 100萬圓)

Table with 4 columns: 機關別, 目標額, 実績, 比率(%). Rows include 郵簡, 貯蓄, 保險, etc.

資料:一「本邦内外情勢」。

この民間銀行の基礎は概ね強固でなく、この民間銀行とは別に、國立銀行條例の制定のもとに發券銀行たる國立銀行の設立發展が助成された。この國立銀行は明治一五年には一四三に上つたが、銀行間に連絡統一なく、かつ紙幣の濫發を見るに至つたので、政府は同一年存続期間を二〇年として私營銀行に轉化せしめ、かくて同三六年には國立銀行は全く跡を斷つたが、この私營銀行(普通銀行)は日清、日露戰爭を経て急速に發展、大正元年には二、〇〇〇を算するに至つた。世界大戰後の反動、昭和二年の金融恐慌後、政府が銀行整理合同方針を採つたので普通銀行數(農工銀行も同様)は漸次そのを減じ同七年末には五五〇、同二年末には三七七、同一年末には一八六、一七年末一四八、一八年二月末には一三五となつたが、この間大銀行の

No. 22 金融機關數 (各年末)

Table with 4 columns: 種別, 昭和2, 昭和12, 昭和16. Rows include 銀行, 貯蓄, 信託, etc.

發展は特に著しかつた。普通銀行のほかにはわが國經濟發展に重大な役割を演じたのは特別銀行で、昭和一七年末現在特別銀行(No. 23)の種別として、別表ごとく日本銀行、横濱正金銀行、拓殖銀行、朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、臺灣銀行、農工銀行がある。またこの外に貯蓄銀行がある。

【特別銀行】日本銀行 明治一五年日本銀行條例によつて設立され、以來中央銀行として金融調節の重要責務を有すると同時に、銀行券を發行し、國庫金の出納事務を代行してゐる。事變勃發以後は、特に戦時金融機關の總元締として臨時資金調整法の實施と共に同行内に資金調整局が設けられて、金融統制の中樞的役割を果し、且つ戦費調達を意味する公債引受、生産力擴充資金供給を意味する産業金融を行つてゐる。

No. 23 全國銀行數並びに資本金

Table with 6 columns: 種別, 昭和7年末(行數, 資本金), 昭和16年末(行數, 資本金), 昭和16年末全國銀行資本金總計に對する各行資本金百分比(%). Rows include 特別銀行, 普通銀行, 貯蓄銀行, 總計(a).

共に過去六〇年に互る金融機關の保護者的存在より脱却し、時局に即應する國家的使命遂行の機關として再出發することとなつた。この改組はドイツの中央銀行たるライヒス・バンクの先例と對比されるものであるが、單に株式會社組織から集團的特殊法人へと改めら

明治一三年、當時外國銀行の掌中にあつた貿易金融を回收するために國立銀行條例によつて設立され、二〇年横濱正金銀行條例によつて現在の機構に改組された。爲替業務その他一般銀行業務を営む外、海外における國庫金の取扱および預金等獨得の仕事を有つてゐ

備考:一(a) 外國銀行内地支店および内地代理店、朝鮮所在銀行内地支店、關東局所管銀行、領事館所管銀行を除外す。\*朝鮮所在銀行を含む。\*\*括弧内は昭和7年度百分比にして、15年度百分比は計は端數4拾5入のため總計において、若干(0.4)の誤差を含む。

資料:一大藏省銀行局「銀行總覽」。

れたに止まらず、業務範圍を擴張して産業金融、國際金融取引を行ふことを得せしめ、且つ金融調節機能を組織化し、管理通貨を基礎とする發券制度を確立せんとするものである。しかし管理通貨制は事實上採用されてゐるので、また昭和一七年度の最高發高限度は六〇億圓と指定されてゐるが、通貨膨脹の傾向は樂觀を許さぬものがあり、日本中央銀行の位置から大東亞金融の中心へと高められた日銀の責任は極めて大きい。

No. 24 全國銀行規模 (昭和15年末現在, 資本金單位 100萬圓)

Table with 7 columns: 50萬圓以上, 100萬圓以上, 200萬圓以上, 500萬圓以上, 1,000萬圓以上, 5,000萬圓以上, 合計. Rows include 特殊銀行, 普通銀行, 貯蓄銀行, 總計.

備考: 一 本統計は内地本店銀行のみを扱ひ、朝鮮その他所在を含まず。資料: 一 大藏省銀行局「銀行總覽」。

No. 25 普通銀行主要勘定 (單位 100萬圓)

Table with 6 columns: 預金, 貸出, コーポレーション, 有價証券, 預け金, 現金. Rows show data from 昭和12年10月 to 昭和15年10月.

備考: 一 大藏省調査による。内地及び臺灣における勘定で、朝鮮及び海外地域を含まず。\* 日本銀行への預け金を含む。

金融團體統制令に基き一七年五月一日に設立された普通銀行統制會(神戸、三和、十五、昭和、住友、第一、第三、東海、日本晝夜、野村、三井、三菱、安田)および地方銀行統制會(前記一〇業態を除く一六一銀行)は一〇業態別統制會のそれら一つとして全國金融統制會の傘下に入つたが、政府の資金動員計畫に基き國債消化目標に對する金融機關への割當が全國金融統制會の最初の事業となつた時、已に國債投資によつて活路を見出してゐた地方銀行は兎も角、普銀統制會に屬する都市大銀行にあつては、一方に生體金融を抱く以上その經營自主權を過つて自ら問題が生ぜざるを得なかつた。金融界の舊體制は巨大銀行による獨占にありとはいへ、都市大銀行最近の業績が政府資金の撒布に伴ひ毎期向上の一路を辿り、しかも七〇年の傳統

No. 23 日本銀行主要勘定 (單位 100萬圓)

Table with 5 columns: 年月日, 銀行券發行高, 貸出, 一般預金, 公債. Rows show data from 昭和12.5.29 to 昭和18.4.24.

備考: 一 單位以下四捨五入。\* 債券を含む。

だが、大東亞戰爭以來第三國との連鎖は切れ、爲替業務の大半を喪失し、更に日銀が東亞金融圏の中心的決済機關となるに及んで正金は金融、爲替協定當事者たるの既得權を返上、日銀の外局的存在たるに至つた。しかし將來の共榮圏を通ずる強力な爲替決済機關が考へられる時、正金の新しい天地がこゝに開かれるであらう。已に戰爭勃發後南方方面へ支店、出張所五六を新設、更に一八年六月より從來の八部三課制を南方部、東亞部以下一〇部、一室に擴大、新發足をなした。

【普通銀行】わが國の普通銀行はいはゆる商業銀行で、明治二三年の銀行條例および昭和二年の銀行法によつて設立された。その集中傾向は、昭和二年の恐慌以來とくに顯著となり大藏省の大銀行主義による同年の銀行法はこれに一段と拍車をかけ、しかもこの間い

はゆる六大銀行(第一一八年四月、三井と合併)三菱、三井、安田、三和、住友)の發展は極めて顯著であり、すなはち昭和一五年末において、これら六大銀行の資本金は普通銀行資本金總額の三九%に垂んとしてゐる。(統計No. 10 参照)。

日本興業銀行法により創立された。從來拂込資本の一〇倍までの興業債券を發行し得ることとなつてゐたが、昭和二年以降の生産力擴充資金の需要増に伴つて二〇倍までに擴張された。しかし支那事變以來、興業が社債金融或は時局共同融資國の幹事銀行として生體金融に果した大きな役割は一七年一月現在出資高五〇億圓、興業債券發行高二九億餘(一八年四月には三五・四億)に上る數字に表裏されるが、その資金構成を見れば興業債券の少からぬ部分が政府保證債であり、借入金また官廳資金、日銀貸出が主であり、貸付に至つては國家總動員法第一一條に基き強制融資が多額の部分を占めてゐる事實は單なる「株式會社」にあらざる事實を證明する。更に大東亞戰下戰時金融庫の出現により強制融資の大部分を同金融格が一層前進せしめられることとなつた。

を堅持する大銀行が過去の巨大な蓄積を擁してある以上、尙ほ自由競争下に放任されてくる資金吸収の面においてこれ等が預金競争に努むることは必然であり、問題はかくして集められた資金が果して國策に添ひ得るや否や、普通銀行の貯蓄銀行化が愈々實行されんとするに當つて全國金融統制會の強力なる活動が期待されるのである。

地方銀行に關しては、最近の企業組織の再編成によつて資金ルートの大轉換が齎されて居り、共同融資投資の企圖されるに當つてその障礙たるものは金利の凸凹面であり、金利の水準化が企てられる以上、當然地方銀行合同の氣運は一層促進されるものと見なければならぬ。

No. 26 銀行數異動 (各年月末)

年 月	普通銀行	貯蓄銀行	計
昭和12	376	72	448
13	345	71	416
14	317	71	388
15	286	71	357
16	186	69	255
17	148	69	217
18.1	146	69	215
2	135	69	204
3	124	69	193
4	123	69	192
5	120	69	189

資料：一 東洋經濟「統計月表」。

尙ほ一七年一月二八日正式に成立を見、一八年四月一日を以て開始されるに至つた三

井と第一、三菱と第百の各合同は、わが國金融資本の最上部にまで合同が進展した意味で眞に劃期的なものであつた。その狙ひは銀行側にあつては保有預金額の増加による競争力の増大にあると見られたが、生擔資金の動員とその重點的、効率的運用は戰時經濟の最も要求するところであり、決戦體制の確立が叫ばれるの時、金融部門に残された唯一の手段としての大合同は蓋し當然の結果であつた。

因に三井(資本金一億圓)と第一(同五百萬圓)の合同によつて生れた帝國銀行は資本金二億圓を、第百(資本金三百萬圓)を合併した三菱銀行(同億一)は資本金一億三千五百萬圓を各々擁することとなる。尙ほ安田銀行も同系統の日本晝夜銀行を合併、新發足をなした。

【貯蓄銀行】主として庶民階級の零細な資金を集め、これを資本として活用する機關たるべく明治二三年の貯蓄銀行法に基き設立された。同法は明治二八年と大正一〇年の二回にわたつて改正されたが、現行法は、小額の預金者を保護するために、投資においては貸付の擔保たるべき社債および株式の種類を限定し、主務大臣の認可を必要とする上に、一人に對する貸付金は拂込資本金および積立金の十分の一を超え得ざること規定されてゐる。また全預金の三分の一以上は國債または有價證券を供託し、支拂不能の預金債務に對して取締役は連帶無限の責任を負はなければならぬ。貯蓄銀行は大正一〇年の貯蓄銀行法の改正により普通銀行の兼營禁止、その他嚴重な規定が設けられたため、行數激減し、

大正七年に六六一を數へたものが昭和一六年末六九(一八年二月末も同様)になつてゐる。なほ一八年二月末全國貯蓄銀行預金額は七七・九億、貸出は三・九億、有價證券は七二・四億、うち公債四九・九億である。

(口) 保險 わが國に始めて保險會社の設立されたのは明治一一年で、その後生命保險を中心として續々設立されたが明治三二年商法、三三年保險業法が實施されるにおよんで基礎薄弱な群小會社は整理され、日露戰後世界大戰時の好況に惠まれて飛躍的發展を上げたが、世界經濟恐慌で整理され、金融機關として重要な役割を演じてゐるのは生命保險である。

【生命保險】その公共性と保險思想の普及とによつて近年比較的順調な發展をとげた。大正一二年末現在契約高三七・三六億圓は昭和一三年末には、一九六・九七億圓、同一七年末四三三・二七億圓に激増してゐる。しかしこの間會社數は四四から二五に減じ、とくに昭和二年の恐慌後は契約は大部分明治、日本、第一、千代田、帝國のいはゆる五大會社に集中したが、最近に至つては住友、三井、安田、野村の財閥資本の進出が目ざましい。

大東亞戰下、一七年一月二六日公布の戰爭保險臨時措置法により空襲保險、(一七年六月末保險金高五〇億)、また民營のものとして三月一日より空襲傷害保險がそれ〴〵實施された。

なほ商工省では、戰時金融對策の一翼として蓄積資金の運用合理化と生保業の經營合理化をはかるため、一六年八月(一)生保統制

No. 27 生保資金運用狀況 (單位 1,000圓)

	昭和16年3月	昭和17年3月	昭和18年3月
現金	216	489	595
貯蓄預金	3,271	3,257	45,444
金金託金	163,426	172,185	189,575
債券	45,376	55,747	56,743
有價證券	1,013,544	1,175,105	1,199,416
債券	3,442,709	4,271,198	5,418,308
債券	820,587	1,305,825	1,986,597
債券	219,331	163,052	163,598
債券	171,309	176,871	170,826
債券	62,369	67,133	87,775
合計	5,121,552	6,090,045	7,292,280

備考：一 商工省保險局調。

會の設立、(一)經營の合理化、(二)弱體保險の整理統合等を実行するに決定し、業者側も生命保險會社協會を改組、日本生命保險協會を設立し、全般的に統制を強化してゐたが、一七年五月一四日一〇業態別金融統制會の一として生命保險統制會を創立した。

尙ほ生保會社の南方進出に對しては有力一〇社を指定、一地域に二ないし三社の支店(出張所)を同時におかしめることになつてゐる。

【簡易生命保險・郵便年金】簡易保險は小額所得者を對象とする官營保險として逡信省の所管のもとに大正五年一〇月より開始せられ、のち簡易保險局が設けられたが、爾後の發展は目ざましく、その種類も終身、養老、小兒の三種に増加した。昭和一八年四月末現在の契約高は實に一五〇億圓に迫らんとしてゐる。郵便年金は大正一五年社會施設として實施せられたが、契約高も年々激増、昭和一八年四月末には件數一二四・八萬件、金額一六二億圓に達せんとしてゐる。

【損害保險】最も有力なのは火災で、海上これに次ぎ、運送、傷害、信用、汽船、自動車、盜難、航空、硝子等のいはゆる雜種保險ははなはだ振はない。一ヶ年の収入保險料の約七〇%は火災、約二八%は海上が占めてゐる。事變擴大と國際情勢悪化に鑑み、政府は昭和一五年六月、「損害保險國營再保險法」を實施し、普通火災、海上保險についても國庫收支の改善上、再保險の海外市場依存方針を改め、國內消化の方法を考究してゐたが、同年一〇月、歐洲戰爭擴大のため東亞火災海上再保險會社を新設せしめ、ついで一六年一月國營再保險法の一部改正し、普通保險も戰爭保險と同様に國家が再保險することとなつた。なほ損害保險統制機關として、昭和一四年の損害保險自治協議會を経て、一六年日本損害保險協會が設立された。

火災保險—昭和一六年末現在會社數は四三、外國會社二六で、相互の競争は、不況による目的物の價格下落、荷動き減少等によつて激甚、ために事業費の割合は増加し、保險

料の相對的減少を來して業績は芳しくない。昭和一七年八月末現在契約高は一、四四二億に達してゐる。

海上保險—世界大戰によつて急膨脹した海運界の反動、それに續く世界的不況の深刻化に伴つて不振を極めたが、昭和二年船舶保險協同會を組織して、船體保險料率の大巾引上を斷行し、その後漸次内國の大量貨物につきプールを組織して漸く安定を得た。昭和七年以來は、爲替を契機とする輸出貿易振興によつて恢復し、さらに同一三年支那事務變動とともに一層活況を呈するに至つたが、同年末契約高は三四・五億圓、一七年八月末において一五六・三億圓である。

(ハ) 信託 大正一二年の信託法施行以來信託會社は異常な發展をとげ、昭和一五年末會社數は二八、公稱資本二五六億圓、拂込資本七三三億圓、積立金六三三億圓を擁し、同一八年五月末現在信託勘定は四六億圓に上つてゐる。うち三井、三菱、安田、住友の四大信託の勘定は、全信託會社のその七〇%餘を支配してゐる。昭和一八年五月末のその資金構成は金銀信託が三二・六四億圓で全體の八〇%を占める。しかしてこの運用は、各事業への貸付、社債、公債、地方債、株式等各有價證券投資ないしその受託が多量、有價證券投資のうちでは、公債投資が事變後増加して、一八年五月末四・九九億圓を示してゐる。

(ニ) 大藏省預金部 預金部の前身は明治一八年大藏省内に設けられた貯金局で、その後數次の改正を経て、大正一四年理財局から

No. 30 日銀金利最近の趨勢 (單位 日歩錢)

Table with 5 columns: Year/Month/Day, Public Bonds, Other Bonds, Commercial Instruments, and Current Loans. Rows include dates from 1926 to 1938.

備考: 17.5.1 より (1) 手形割引, (2) コレスポンデンス貸越は廢止。資料: 日銀「金融」。

現在では四分三厘が一般社債の基準となつてゐる。四分五厘に低落し、年末には四分ないし七分にあつた。昭和六年末に社債利率の中心であつた六分な

No. 32 東京銀行集會所銀行金利表 (單位 日歩錢)

Table with 5 columns: Year, Current Loans, Commercial Instruments, Other Bonds, and Public Bonds. Rows show data from 1926 to 1938.

に低金利が採用され、翌七年中には三回、さらに八年、一年と二回利下げが行はれたが、支那事變の勃發以後はインフレーション傾向の進展に對應し、一つには公債消化および價格維持、二つには繁忙を極めた事業資金の需要増を圓滑に賄ふ建前から、低金利政策は依然強行され、同一二年七月、公債擔保貸出利率が商業手形と同率に引下げられ、一六年七月當座貸越利率が一錢に引下げられた。尙ほ一七年五月一日の日銀改組により金利の種別は改められた。

を指すが、これらも大體前述の日銀金利の引下げに照應して昭和七年以來低落の一途を辿り、また低金利政策に抑へられて反騰は阻止されてゐる。【長期金利】近年また低金利政策に照應して漸次低下してゐる。定期預金は昭和六年二月を最高に七年八月以降今日まで數回におつて引下げられ、現在甲種三分三厘、乙種三分四厘となつてゐる。公債利率、社債利率も當局的低金利方針に基いて低下し、昭和七年、八年以來従来の六分ないし五分から四分半、四分に低下した公債利率は、さらに一年には三分半の調期的低利公債方針が確立され、従来の五分利以上の高利債は極力低利債に借替へられるに至り、今日における壓倒的多數を占めるに至つた。社債も高利債の低利借替へが行はれ、新規發行はほとんど低利社債に限られてゐる。昭和六年末に社債利率の中心であつた六分ないし七分は昭和一年末には四分ないし四分五厘に低落し、現在では四分三厘が一般社債の基準となつてゐる。

No. 31 東京市中金利の趨勢 (單位 日歩錢)

Table with 5 columns: Year, Current Loans, Commercial Instruments, Other Bonds, and Public Bonds. Rows show data from 1926 to 1938.

資料: 一 東洋經濟「統計月報」。

No. 28 郵便貯金 (單位 100萬圓)

Table with 2 columns: Year/Month, Current Balance. Rows show data from 1926 to 1938.

備考: 一 貯金局調べ。

(ホ) 其他金融機關 右一般金融機關のほか組合金融機關として産業組合中央金庫信用組合、商工組合中央金庫、庶民金融機關として庶民金庫、無盡會社、國民更生金庫、恩給金庫があり、また國民貯蓄組合法が一六

分、外局として預金部が設けられ、爾來預金部の計算は特別會計に繰入れられ、運用規則の改正によつて嚴重な規定が設けられ、政府の政治的利用が防止されるに至つた。しかして事變後金融における國家統制の強化に伴つて預金部の役割も著しく擴大され、その運用における顯著なる變化は公債および特殊會社債券への投資の激増である。尙ほ一七年一月の官界新體制に伴ひ、預金部は内局となつた。郵便貯金—預金部資金のうち、その大部分を占めるものは郵便貯金および振替貯金で、國民所得の増加とともに近年著しく増加し、昭和一八年五月末現在一四〇億圓に達した。支那事變、特に大東亞戰爭後の激増は一億國民の戰爭完遂への努力を反映するもので、政府の努力もさることながら涙ぐましいものがある。

No. 29 大藏省預金部狀況 (單位 100萬圓)

Table with 4 columns: Year/Month, Loans, Deposits, and Total. Rows show data from 1926 to 1938.

備考: 一 大藏省調、各月末現在。(a) 貯蓄債券、報國債券、復興貯蓄債券。收入金。

資料: 一 日銀「金融」。東洋經濟「統計月表」。

年六月二〇日より施行され、更に大東亞戰爭下に入つて南方開發、戰時金融の兩金庫が設立された。【金 利】わが國金利の中心となつてゐるものは、日本銀行金利である。特に支那事變以來統制が強まり、市中金融市場における短期、長期そ

の他の諸金利もますます強く日銀金利の動きを中心として變動してゐる。【日本銀行金利】日銀金利の中重要なものは公債擔保の貸付利率および商業手形割引歩合である。昭和六年の金解禁後はその金本位制維持のため、同年一〇、十一月の二回に互つて諸金利の大幅引上げを見、金輸出再禁止後は財政インフレーションの急激な進行と共に

No. 33 東京普通銀行協定利率

Table with columns for implementation year/month/day, regular savings, current savings, and special savings. Rows include dates from 昭和6.4.1 to 15.2.15.

備考：一 定期は年利，當座は日歩。

(イ) 概観 わが国における資本は長年の鎖國経済によつて、近代産業の發達が遅れ、明治維新當時においては量的に乏しいばかりでなく、商業資本の色が濃厚であり、産業部門にあつては外國資本が優勢であつたが、その後國家資本および國家の保護に基く民間資本の發展により資本蓄積は急速に行はれ、漸次外資を驅逐するに至つた。國家資本増大の傾向は、度々の競争および我が經濟の特殊性と共に一層強化され、滿洲事變以後の準戰時體制以來、とりわけ支那事變勃發以後各種の基礎産業、鐵、金、電力、金屬鑛業、燃料等が國家資本の經營するところとなつてゐる。

No. 34 會社現在數 (資本單位 1,000圓)

Table showing the number of companies and capital by industry type (agriculture, water industry, mining, industry, commerce, insurance, transportation, etc.) from 1933 to 1916.

備考：一 相互會社を含む。資料：一 主税局統計年報。

No. 35 資本金別會社數 (昭和15年末、資本單位 1,000圓)

Table showing the number of companies by capital amount (50,000 to 1,000,000+) as of the end of 1944.

備考：一 總數中には有限會社を含む。資料：一 東洋經濟「統計月報」。

No. 36 工業會社資本増加狀况 (各年期末、單位 1,000圓)

Table showing the increase in capital of industrial companies from 1914 to 1947, categorized by industry type.

備考：一 鑛業3種16社(17)、重工業4種46社、製造工業23種125社(131)、化學工業9種40社(43)、纖維工業4種23社(25)、食料品工業12種12社(13)、雜工業2種4社の各平均増込資本金で、備考中の括弧内數字は昭和16年以前の社數である。資料：一 東洋經濟「經濟年鑑」。

洲事變を契機として著しい発展を遂げ、昭和六年末の一九五・五億圓は、一六年末に至つて三八七億に達した。昭和二年以後の増加は顯著なものがあるが、その大部分は株式會社資本であり、且つ統制の跡歴然たるものがある。一六年末現在の拂込資本總額に對する業種別百分比は工業五三%、商業一八%、交通業八・八%、鑛業七・四%、金融及び保險業五・九%、その他となつたが、これを昭和一三年末の工業四七・〇%、商業一九・九%、交通業八・六%、金融及び保險業八・六%と比較すると、増加の基本的部分が工業部門の増加にあつたことを知り得る。さらに工業部門別については統計第三六表によつて明かとならう。

(八) 計畫資本 年々の會社資本の動的な面、すなはち年々の新設、増資、社債發行に對する必要額は、計畫資本として取扱はれ、事變勃發以來、端的に生産擴充資金需要の動きとして現れてゐる。昭和一三年以後の生産力擴充計畫は、鐵、石炭を初めとする一五部門に飛行機、兵器、各種機械、金屬をはじめあらゆる軍需工業部門にわたつて行はれたため計畫資本も飛躍的に増大し、一四年五三億一五年四四・六億、一六年五四・六億に達してゐる(統計表 No. 16)。かかる資金計畫は戰爭が必要とする生産力の量と、主として金融市場の融資能力とによつて、制約せられるものである。

(二) 資本輸入・輸出 明治維新以後急激に近代工業化への一歩を辿つた我國において外資の流入は日清、日露の戰爭、關東大震災

No. 37 對滿投資額 (單位 100萬圓)

Table with columns for years (昭和 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15) and a total column. Rows include categories like 鐵道、株債、借入、持株、在滿借入、既設會社、政府、借建、北同、投資、同水、合計.

備考：一 對滿事務局調査。\* 還流。新設、既設會社株式拂込の中には在滿株式所有者の投資額を含む。

を経て増大(明治六年一億五千萬圓、三〇年一億四千萬圓、四〇年一億四千萬圓、昭和六年一億二千萬圓)、以後減少してゐる。イギリス資本による國債が大部分であるが、外國發行社債を除き、昭和一七年末現在高イギリス七、二二五千万圓(七五三、九五四千万圓)、アメリカ一五二、八〇八千万圓(三〇六、五三二千万圓)、フランス四一五、九八〇千万圓(一六〇、九八四千万圓)合計、一、二四七、〇千圓である。一方我國の資本輸出は國家の保護の下に半官的資本として、また政治借款と

して行はれて來た。滿洲事變前約二九億圓、うち一六億は滿洲、一〇億は支那であり、支那事變後の對支輸出(北支開發六・一五億、中支振興約一・六一億)、大東亞共榮圈態勢の確立後のタイその他共榮圈内への輸出が次第に増加してゐるが、依然滿洲が重要な位置を占めてゐることに變りはない。

G 企業形態

(イ) 概観 わが國の會社資本は滿洲事變を契機として著しい發展を遂げ、その公稱資本金は、昭和六年末の一九五億圓餘から一六年末には三八六億圓と増加したが(前掲表 No. 5 参照)その過程において大經營における資本の集中集積と同時に中小經營における不斷の資本蓄積が行はれてゐる。すなはち會社總數においては一%足らずの巨大會社が會社資本總額の六〇%以上を占め、これに對して會社總數の九九%以上を占める弱小經營は資本金額の約四〇%を占めてゐる。しかも中小企業の整理統合が始まつたにも拘らずなほ多數の中小經營を有してゐることは、日本における中小資本の特殊意義を物語つてゐる。しかしてこの期間における産業分野の編成替は會社資本に反映し、産業資本金額において昭和六年まで最大の比率を占めてゐた商業部門は後退し、これに代り工業部門が最大の率を占めるに至つた。尤も社數においては依然として商業が最も多く、わが國産業構成における商業資本の性格を露呈してゐる。なほこの期間に鑛業資本が著しく増加したことは工業資本の増加と相俟つて日本の重工業化を物

語つてゐるものである。また一五年末會社資本總額(三六、一六三・八百萬圓)中に占める株式會社資本の百分比は九三・七%、同じく合名會社三・三%、合資會社二・九%、殘餘の〇・一%が株式合資會社並びに相互會社によつて占められてゐる。以上を要するに、滿洲事變以來、わが國の企業形態が軍需工業生産財生産部門を中心として、漸次近代化の方向をとりつゝ、資本の集中、集積を行ひ(大企業の比重の増加)、これに附隨する若干の中小企業を育成し來つたことを知り得る。

(ロ) 企業統制 以上のごとき數量上の變化は、同時に質的にも、さらに高度の段階たる獨占組織の發達を伴ふものであつた。そしてこれは、特に戰時における統制經濟と一體をなし、大資本の支配力は益々大となつてゐる。しかしすでに滿洲事變前において、わが國の企業形態は高度の段階に達し、市場支配のためのカルテル、トラスト等自由主義的獨占形態が出來上つてゐたが、事變以後は、各種統制團體、特殊會社の設立等によつて、これらの基礎のうへに資本の協力が要請せられるに至り、さらに昭和一五年一二月の「經濟新體制確立要綱」の制定によつて、わが國における高度の戰時企業體制が企圖せられ、これに基く重要産業團體令(一六年八月二十九日勅令第三三三號)の公布、港灣運送業等統制令(同九月一六日勅令第八六〇號)、さらに農業部門にあつては中央農業協力會、また一月二五日公布の産業設備營團法、二月一日の企業許可令、同月一三日の株債統制令改正法の公布によつて、また中小商工再編成

H 生産

わが國の産業構成は、高度の經濟的發展にもかかわらず、今日なほ生産および資本構成にかなり強く農業、商業を包攝してゐる。これを昭和五年の國勢調査に基く産業別人口について見ると、農業人口は一、四〇〇萬人にして有業人口の約半ばを占め、國民經濟の型から見ればわが國は依然として農業國であるといふことが出来る。商業人口もまた工業人口(五四一萬人)に次いで第三位にあり、約四九六萬人を占めてをり、水産業人口は五八萬人で、鑛業人口は三〇萬人に過ぎない。さらにこれを生産構成について見れば、低廉





No. 40 工業生産指數

(昭和6-8年=100)

Table with 10 columns: 總平均, 生産財, 消費財, 機械(a), 化學工業, 窯業, 鑛業, 織工業, 雜工業, 食料品工業. Rows include years from 昭和7 to 昭和15.

備考: 一 東洋經濟新報社調, 季節變動調節, (a) は14年10月以降電氣業を含む。

資料: 一 東洋經濟新報社「日本經濟年報」。

カの對日骨鐵禁輸によつて再編成を餘儀なくされ、生産方法も平爐法より銑鋼一貫作業體制へ轉換したが、平爐製鋼技術も従来の銑鋼...

日本

場敷においては中小工場が多数を占める我が機械工業の特色は、その強力なる再編成を不可避とする一方これを困難にした。統制會については、産業機器、電氣機器、精密機器、自動車、車輛の五部門別統制會が設立され、これ等の横斷的連絡機關として統制協業會が設けられた。尙ほ一七年二月「機械計畫生産要綱」が發表され、一八年一〇月より本格的に實施される筈である。

3 鑛業

石炭は、恐惶以來生産制限が行はれて来たが昭和八年以降、景氣恢復につれて生産量も増加し、一年には大正一三年一昭和三年に至る好況時代の平均産額の三、二〇七萬噸を遙かに突破し、國內の需要はほぼ自給されてゐたが、わが國工業の躍進的發展とともに、漸次不足の傾向を示すに至つた。ことに支那事變後は石炭飢饉が激化し、一方生産能力も、漸月送炭額三五〇萬噸の限界に近づいてゐるために、こゝに石炭増産五ヶ年計畫を樹立せしめるに至つた。

4 農業

一六年七月の米英他の對日資産凍結、日曜石油協定停止により石油消費規正等の實行が強化される一方、國內油田の開発増産、人造・代用燃料の増産が企圖され、前者については帝國石油が一六年八月創立され、石油業の統一合理化に向つた。人造石油の増産については人造石油製造事業法及び帝國燃料興業會社法の改正が行はれ、各社の有するパテント並に技術の一切が帝國燃料興業に集中せしめられ、また滿鐵撫順炭礦頁岩油生産促進が企圖された。

然停滯を續けてゐる。  
 (二) 過小農制——農家の土地所有について見るに、耕地所有者の七四%までが一町未満の土地を所有してをり、うち四七・七%は五段未満、二六・四%は五段以上一町未満である。したがつて農家一戸あたりの平均耕作地は約一町歩でアメリカ合衆國の六四町歩、デンマークの一〇町歩に比して甚だしく狭少で、過少農的色彩の濃厚なアイルランド、ドイツでさへそれより、四、五町歩を占めてゐる。近年の傾向としては五段未満の戸数が減少し、五段以上五町歩未満の中農が増加してゐるが、これは恐慌期における中農層の分解に對して執られた自作農創設等、中農維持政策の結果によるものである。  
 (三) 小作經營の夥多——總農家戸数のうち自作農は三〇%餘にすぎず、他の約七〇%は小作農あるは自作農兼小作農である。しかもその耕地の割合を見れば、自作地は耕地總面積の五四%強であるに對して、小作地は四五%弱にすぎない。  
 その他機械動力あるは牛馬力の使用の僅少な事、殆んど自家勞力による農業經營の多いこと、小作料が高率なこと、水田耕作を主とし僅かに養蠶を除いて農産物の國際性のないこと、工業原料の生産の少いこと等はわが農業のもつ大きな特徴として數へられる。たゞ近年軍需工業の隆盛による農村餘剩勞力の吸収、農村工業化等により農村勞力の相對的不足と勞銀高から農業の機械化が促進されつゝあるは注目し得る。最近の農業生産の動きは、生産(量)指數は、農業全體と

No. 41 所有耕地別農家戸數百分比

年	5段未満		5段以上1町未満		1町以上3町未満		3町以上5町未満		5町以上10町未満		10町以上50町未満		50町以上	
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
大正10年	49.37	24.20	18.13	4.71	2.51	0.99	0.09							
昭和7年	49.70	25.10	17.60	4.40	2.20	0.90	0.10							
8年	49.82	25.08	17.57	4.35	2.21	0.91	0.06							
9年	49.45	25.30	17.67	4.39	2.21	0.91	0.07							
10年	49.64	25.34	17.60	4.30	2.16	0.89	0.07							
11年	49.64	25.35	17.67	4.25	2.15	0.88	0.06							
12年	49.60	25.38	17.68	4.27	2.13	0.88	0.06							
13年	48.50	25.60	18.10	4.30	2.10	0.80	0.06							
14年	48.00	26.15	18.44	4.32	2.15	0.82	0.06							
15年	47.68	26.37	18.54	4.36	2.08	0.82	0.06							

備考:一 各年末現在。  
 資料:一 農林省「農林統計月報」による。

して見るとき、一進一退を續けながらも若干の上昇を示し、養畜部門は上昇、養蠶部門は下降してゐる。一方農産物價は、近年急激な昂騰をなしてゐるため、農産額は年々増加し、一五年の如きは生産量指數は前年より

No. 42 農家戸數 (單位 1,000戸)

年次	本邦總戸數	農家戸數	同百分比	自作小作別					
				自作	同%	小作	同%	自小作	同%
昭和9	12,656	5,617	44.33	1,740	30.98	1,508	26.85	2,369	42.12
10	12,974	5,610	43.24	1,732	30.87	1,518	27.05	2,360	42.06
11	12,982	5,597	43.12	1,731	30.93	1,517	27.10	2,348	41.95
12	13,230	5,574	42.14	1,734	31.10	1,501	26.92	2,340	41.97
13	13,406	5,519	41.17	1,696	30.73	1,462	26.49	2,361	42.78
14	13,592	5,491	40.40	1,699	30.95	1,461	26.60	2,331	42.45
15	13,739	5,479	39.88	1,704	31.11	1,467	26.77	2,308	42.12
16	—	5,524	—	1,549	29.05	1,542	28.91	2,241	42.02

備考:一 昭和16年は8月1日現在。調査項目多少變化せり。  
 資料:一 「農林統計月報」。

七・六の減であつたが生産額指數は例年よ七・二の増加であつた。  
 支那事變來我が國の時體制への進展が農業に對して與へた影響は勞働力の問題の逆轉以下深刻なものであるが、大東亞戰爭の勃發、その完遂に當つて軍需生産力の擴充と共に國民生活の確保は、これが二大要件をなしてゐる。従つて政府はあらゆる努力を食糧の増産、確保に盡してゐるのであるが、食糧増産の逆條件としては強兵の母胎たる農村における最近の勞働力不足(別表農家戸數参照、昭和四年を一〇〇とする指數は、七年において一〇一・二を示したが其の後漸減、一二年以後著減し一五年には九八・三となる)、役畜の不足、肥料、農業機械等の生産資材の不足、農村における物價の缺陥價格差の進行に伴ふ農業經營の収益減退等を擧げることが出来る。  
 しかしして一五年とくに一六年(別表の如く實收高五、五〇八・七萬石で過去五ヶ年平均實收高に比し一、〇八〇萬石の減少)における米作の不況に對して、已に一四年來米穀配給統制法、米穀統制法等を布いて米穀の國家管理への道をとりつゝあつた政府は、臨時農地管理令(一六年二月)、農地開發法(同五月)、耕地開墾一〇ヶ年計畫(耕地五〇萬町歩開發)、農地付統制令(一〇月)等の對策によつて極力食糧の増産に努めて來た。しかも大東亞戰爭の勃發はこれ等對策の強化擴充を必須とし、強力なる全體的統制を齎すこととなつた。  
 先づ生産の部門においては、一七年一月よ

No. 43 米穀價格の變遷

(石當り、單位 圓)

年	月	生産者價格	獎勵金又は補給金		賣渡價格
			買入價格	賣渡價格	
昭和14	10迄	38	38	—	38
	14	43	43	—	43
	16	49	44	5	43
	18	62.5	47	15.5	46

備考:一 18年4月改正の獎勵金15.5圓の中10.5圓は補給金。

り實施せられた總動員法第八條に基く農業生産統制令によつて生産の計畫化、勞力の統制のみならず、畜養の抑制が規定されるに至つた。  
 一方米價政策に現れた最近の傾向は、主要食糧需給問題の深化に伴ひ増産促進のための價格引上げ策がとられたが、價格政策全體からいつて低物價が堅持せられる以上、政府は獎勵金制度あるは二重價格政策(別表の如く一六年九月から實施されたもので一八年四月改正を見た)をとりこの矛盾の解決を圖つて來たが、これと共に注目すべきは食糧の國家管理の強化であつて、第七九議會において成立、一七年二月二日より實施された食糧

月の米價の引上げの如きその最初の現れであつた。  
 昭和一四年から實施された農業保險制度は一五年において被保險地二八四萬町歩(全耕地面積の四二%)、同保險額二八千萬圓(反當り最高二〇圓)に達し、その發展は期待すべきものがあるが、これ等の消極的對策を以てして現下の困難な條件を克服し、内地食糧自給一ヶ年計畫(一七年度ないし一八年度より)、或は一七年度四月農林計畫委員會臨時食糧部會において決定された大東亞農産一〇年計畫(内地においては二七年至る間に米八三萬石、麥三八萬石、甘藷二〇萬石、馬鈴薯一〇萬石の生産を目標とする)等を實現することは必ずしも容易でないもので、自作農創設、増加が政府の方針であり、また農業の機械化が望まれない以上生産技術の改善、農業増産報國推進隊の活躍などに待つ外はないが、根本的には農業經營自體の改善、適正規模の實現等何れも大東亞共榮圏を渾然統一する大國土計畫の見地から我が農林行政の三大原則たる(一)國內食糧の安定、(二)大東亞共榮圏内の農林水畜産業の調整、(三)我國における國本農村の確立を指して、單に計畫されるだけでなく實施せらるべきである。第八一議會において農相は昭和三五年に内地人口が一億に達するとしてその四〇%を目滿を通じて農村に保有し、現在内地農家五五〇萬戸一戸當り平均人員五・七人とし約三千萬であり、従つて四千萬人を保有するために七百萬戸が必要であり、この中四一年までに

No. 46 最近の米收穫高 (單位 1,000石)

Table with 5 columns: Year (昭和 5-17), Rice (水稻), Dry Rice (陸稻), Total (總計), and Index (收穫高指數). Data shows an overall increasing trend in rice production from 1930 to 1942.

資料: 農林省「農林統計月報」。

稗、黍、蕎麥、玉蜀黍、甘藷、馬鈴薯、大根、米、水田米作は昭和一六年には三、一八二...

上に、都市ならびに満支等における米消費の増加によつて米穀需給は漸次窮乏となり、一般物價の昂騰とも相伴つて米價は昂騰し、既述の如き政府の諸對策を必要としたのである。

No. 47 最近の麥收穫高 (單位 1,000石)

Table with 4 columns: Year (昭和 5-17), Small Wheat (小麥), Large Wheat (大麥), and Bare Wheat (裸麥). Data shows fluctuations in wheat production over the period.

備考: 17年度は算定。資料: 農林省「農林統計月報」他。

程遠い状態であり一五年七月には小麥配給統制規則を實施し、更に七六議會により成立せる麥類配給統制規則によつて麥類國家管理が實現された。一六年度實收高は別表(No. 46)の如く、小麥、大麥は年來の増産計畫にも拘らず大中の減少を示した。これがため更に切實に増産の必要に迫られ、九月二六日の閣議決定による緊急食料對策の一項として麥類に關しては休閑地利用、裏作等による小麥四二、〇〇〇町歩、大麥、裸麥九四、〇〇〇町歩、計一三六、〇〇〇町歩を増加し、四七二萬石の増産計畫が實施された。しかしして一七年度においても別表の如く、前五ヶ年平均に比し小麥八五萬石、大麥二五萬石をそれぞれ減少、裸麥のみ四六萬石を増加したに過ぎず、しかも作付面積は五ヶ年平均に比しそれぞれ四八千町歩、九〇千町歩、八三千町歩の激増であり反當り收穫高の激減となつたのである。

No. 44 最近の農業生産高 (單位 1,000圓)

Table with 6 columns: Year (昭和 5, 14, 15), Amount (金額), and Percentage (百分比). It compares agricultural production values across different years and categories like rice, fruits, and livestock.

備考: 数字は農林省統計表による。16年以降發表なし。(a) 肉類は屠殺せられたる牛、馬、豚、山羊、綿羊の肉の價格。(b) 前年7月1日より當年6月末日までの産卵の價格。資料: 農林省「農林統計月報」。

百萬戸を滿洲開拓へ送り、殘る五〇萬戸を滿支又は南方に移し、一方今後開發すべき農地一八〇萬町歩を專業農家に割當てれば一戸平均耕作面積は一町七、八反となり大體適正經營となし得ると述べ、この目標達成のために先づ自作農創設維持が企圖された。かゝる事業が開始されたのは大正一五年に遡るが、今次のそれは皇國農村確立のための全く新たな

全國製粉、全米商聯、日麵工聯、麥工聯の五人を統合する中央營團が、資本金一億圓(政府半額出資)を以て設立された。(口) 主要農作物 わが國農業は米作を根幹とし麥および桑の栽培に依存してゐたが、國際情勢の變化と大東亞戰爭の勃發は蠶糸の從つて桑の栽培に大きな變化を與へるに至つた。米、麥、桑に次いで、大豆、小豆、粟、

る構想の下に立つもので、昭和一八年より二五ヶ年に互り既墾地一五〇萬町歩、未墾地五〇萬町歩、計二〇〇萬町歩を自作農化するものであり、うち初年度分として五・四萬町歩、一八千圓が計上されてゐる。しかしして二五ヶ年間の資金總額は七億圓とされて居り、耕地價格、小作料等の問題は尙ほ今後解決せらるべき多くの問題を持つてゐる。食糧の蒐荷配給および貯藏機關たる食糧營團は一七

No. 45 農産物生産指數 (大正14—昭和4年平均=100)

Table with 10 columns: Year (昭和 7-15), Composite Index (綜合指數), Rice (米), Other Cereals (其他穀), Beans (荳菽), Fruits (果實), Vegetables (蔬菜), Industrial Crops (工業作物), Silk (養蠶), and Livestock (畜産). It tracks the index of various agricultural products over time.

備考: 16年以降發表なし。資料: 「農林統計月報」。

これに對し政府は一七一年一〇月石當り小麥、裸麥各二圓、大麥四圓の大幅引上げを行ひ、それ〃〃三〇・七一圓、三三・三八圓、二二・一二圓とした。これは一二年を基準とする農林生産物價格平均指數一六八・〇(米麥平均一四一・八、米麥以外の農産物平均一四四・一)に對し麥類が著しく低位にあつた事實により(大麥一四一、小麥一四二、裸麥一六一)肥料その他の資材が米麥以外の農産物に廻され勝ちであつたのを改訂せしめんとするに出でたものである。

No. 48 食用作物

(單位 1,000 圓)

Table with 9 columns: Year (昭和 5-16), Soybean (大豆), Broad Bean (小豆), Millet (粟), Rice (稗), Sesame (玉蜀黍), Wheat (蕎麥), Sweet Potato (甘藷), and Potato (馬鈴薯). Values are in 1,000 Yen.

備考:一農林省發表、(a)は豫想收穫高。資料:一農林省「農林統計月報」。

No. 49 工業用作物 (單位 1,000 貫)

Table with 9 columns: Year (昭和 10-16), Flax (大麻), Ramie (苧麻), Jute (亞麻), Hemp (黃麻), Cotton (菜種), Sesame (胡麻), Linseed (蕎麥), and Sesame Oil (七島油). Values are in 1,000 Ryo.

資料:一農林省「農林統計月報」。

No. 50 蠶

Table with 5 columns: Year (昭和 10-17), Area (桑畑面積), Number of Farms (養蠶戸數), Total Quantity (總量), and Price (價額). Values are in 100,000 Ryo.

資料:一「農林統計月報」。

ところは全くの輸出農産物たることにあり、(生絲の内地消費は産額の約二〇%に過ぎない)従つて大東亞戰爭の勃發に至る國際情勢の變化は、内における食糧増産運動と共に桑園の食用作物畑への轉換を必至とした。政府はこれが整理のため助成金を支出するの策に出でたが果樹園、茶園への助成金を含めその額は昭和一七年度において一七・八百萬に達した。一方棉花、羊毛の輸入杜絶に伴ひ國內纖維資源としての繭糸増産の必要は反當り收購量の増加、従來の絲質本位から絲量本位への政策の轉換を見、一七年度における繭生産高を一六年同様八千萬貫と定めたが、一七年度における桑園は前年より一〇萬町歩を減少して四〇萬町歩となつて居り、これがため按

5 林産・畜産・水産業

術の指導が企圖された。【林業】昭和一四年の統計によれば内地の森林面積は二四、〇八〇千町歩に上り、總面積の六二・六%を占めてゐる。國土の割合に森林面積は大であるが、實際には森林の多くは山岳地帯にあり、伐採に極めて不便で、しかも國土面積の割に人口多く、その上國民の木材消費が世界有數であるため年々相當額の木材を輸入し、昭和一二年には木材産額一・八九億圓に對して消費額二・一八億圓を示したため、〇・六四億圓の木材を輸入してゐる。しかもわが國の消費する木材は針葉樹が多いのに、わが國樹種は針葉樹(杉、松、柏、樅等)に比し闊葉樹(楡、栗、桐等)が多い。輸入木材は針葉樹を主とし(總輸入材の約八〇%)、アメリカ合衆國、カナダから來てゐた。その後國際情勢悪化による輸入減、勞力不足等のため、木材の需給は漸次窮屈となつてゐる。昭和一五年における内地森林伐採高は價額總計六六六、五四一圓、うち用材五二二、八七四圓、薪炭用材一三八、六五二圓、竹材五、〇一五圓、林野産物は三九〇、七四〇千圓、木炭生産額は三三三、六〇四千圓である。近年化學纖維工業の勃興により、そのバルブ原木は年一、〇〇〇萬石に上つてゐるが、大増伐の結果樺太、北海道の針葉樹蓄積量は著減し近年森林資源の培養が切實な問題となつて來てゐる。大東亞戰爭を迎えて木材の需要愈々切なるものあり、木材統制法(一六年三月)による日本木材會社の系統機關たる地方木材統制會社(全國一四五社)も一七年六月より開業、個人の木材、製材業は禁止された。しかし木炭増産對策等の講ぜられる一方、大東亞戰爭の進むにつれて船腹の不足甚だしく、木造船の建造と従つてこれに要する木材の需要は莫大なものがあるので、全國的な供木運動が開始された。【畜産業】畜産業は各種産業中もつとも振はないもの一つである。牛、豚、緬羊、山羊の飼養戸數は近年激増しつゝあるが、その經營は極めて小規模で、家畜數も大した發展を示してゐない。昭和一五年における家畜數は牛二、〇六四、三九五頭、豚七九七、八三〇頭、緬羊一九五、四六二頭、山羊三〇〇、六〇四頭で前年に比し豚のみ減少してゐる。但し馬に關する數字は一二年以後發表されてゐない。たゞ養鶏のみは近年かなり發達し、數年前まで支那方面より多量に輸入されてゐた鶏卵は一時は完全に自給されてゐたが、その後飼料不足等の事情のため、再び生産が減少してゐる。昭和一五年の内地養鶏數四五、二三五千羽、産卵高三、五三五、七四七千個、價額一九五、二一五千圓に上る。このほか一五年における乳肉製品を見れば、煉乳一三、四七〇千圓を最高とし粉乳、バター、人造バター、チーズ等の乳製品總額四一、九二二千圓に上り、肉製品は八、七四一圓、罐詰一七、五四三圓である。一七年度において農林省は七四〇千圓の豫定で仔豚一二千頭の増産を企圖、食肉難解決の一助にせんとし

No. 52 東京卸賣物價指數

(日銀調) (昭和8年平均=100)

Table with 12 columns: 類別品目數, 食農産物, 其他食品, 纖維原料品, 布帛類, 建築材料, 金屬, 燃料, 肥料, 工業薬材, 其他, 總平均. Rows include years from 昭和11 to 18.1.

年九月等の法規により、また物價對策審議會他の諸機關によつて押進められ、物價抑制に對する具體的方策としては、(一)生産、配給の各面における徹底的合理化、(二)重要物資生産の助成、生産の増強と生産配給費の低下、(三)國民消費の合理化、(四)資金調整、(五)勞務管理、(六)輸送力の増強、(七)配給機構の整理統合が企てられ、一方現行價格が生産に支障を來す如き場合には、例外として適當な價格引上と補助金支給ないしは二重價格政策をとつたのである。昭和十七年度において依然低物價政策は堅持せられたが、一方公定價格網の整備とこれに伴ふ缺陷が次第に明かになつたことは争はず、價格形成に重點をおいて運賃、勞賃等への對策が不十分であり、生産、配給、消費部面間の調整不備から公價間の矛盾、出廻りの不圓滑等を來し、こゝに政府は公定價格の改訂を頻りに行ふに至つた。しかし此で招來されるものは物價の惡循環的騰貴の危険であり、根本問題たる物價政策における綜合性が取上げられなければならなかつた。すなはち一二月に決定した價格形成中央委員會の大東亞共榮圈確立に關聯して價格形成上採るべき方策並に統一原價計算制度確立に關聯して採るべき方策はこの點を明かにすると共に低物價政策の必要を再確認したものであつた。一七年の物價は六月以降商工省の卸賣物價指數發表停止により必ずしも適確な比較はなし得ないが、東京卸賣物價指數(No. 52)を参照することによつてその動向を知るを得べく、即ち依然勝勢を維持しつつも、その上昇

No. 51 全國卸賣物價指數

(昭和4年12月=100)

Table with 12 columns: 食料品, 纖維品, 金屬品, 建築材料, 工業薬品, 肥料, 燃料, 雜品, 總平均. Rows include years from 昭和10 to 17.1.

備考: 一 17年6月以降發表停止。但し17年6月の總指數191.6。資料: 一 商工省「物價及貨銀統計月表」。

よつて急反撥し、支那事變前の一一年には同六年に比し五五%高を示した。この情勢は支那事變勃發により急角度となり、その後各種の物價抑制策が採られたにも拘らず、漸次昂騰を續け、一七年五月には、卸賣物價指數は一九〇を突破してゐる。増大する軍事豫算と公價の増強に際して、物價を極力抑制することは、當然の措置でなければならなかつたが、一二年八月の「暴利取締令」以後「物品販賣價格取締規則」(一三年七月)、總動員法第一九條に基く「價格等統制令」(一四年一〇月)、奢侈品等製造販賣制限規則(一五年六月)、價格等統制令改正(一六

【水産業】わが國の水産業は世界第一で、漁獲高も従業者數も世界の水産國と比較して極めて多い。昭和一五年における沿岸漁獲高四・八八億圓、鰯の一七三億圓、七四・七百萬圓を第一に、數量では以下鰯、鯖、鮭、鯖の順、前年に比し鰯の増加、鰯、鯖の減少が著しい。製造高は四・四五億圓、遠洋漁業の分野では内地沖合一・九億圓、汽船トローリルによるもの一千万圓であつた(一六年以後發表停止)。一六年九月には水産食糧確保基本對策一二項目が決定されたが農林省では一七年度魚類増産計畫を、昭和一五年漁獲高七九六百萬圓を基礎數量として八七二百萬圓とした。尙ほ沿岸漁業を除く海洋漁業全體の新體制を目的とする水産統制令は、一七年五月二〇日公布されたが、大東亞戰爭の深まるにつれ、遠洋漁業の困難の一方肉類の供給不足に對し、國民保健食糧として蛋白質補給源たる魚類の確保のため淡水魚の増産等も計畫されつつある。

わが國の物價は歐洲大戰後大正九年に絶頂に達してその後漸落し、とくに昭和五年の金解禁以後は、急速に下落、全國卸賣物價は昭和六年には昭和四年一二月の七五%以下に落ち戦前の水準を再現した。昭和六年一二月の金再禁止後は、いはゆるインフレーション景氣により再び上昇に轉じ、九年には海外物價安の影響で一時的に停滞したもの、その後は海外物價立直りと引續くインフレーションに

No. 52 全國小賣物價指數

(昭和4年12月=100)

Table with 6 columns: 食料品, 衣身週品, 燃料, 建築材料, 雜品, 總平均. Rows include 昭和10年(平均) and monthly data from 11 to 17.

備考: 一 商工省調, 17年7月以降發表停止。資料: 一 「物價及貨銀統計月報」。

No. 54 小賣物價指數 (日銀調)

(昭和12年7月=100)

Table with 6 columns: 食料品, 燈火燃料, 服飾用品, 雜品, 總平均. Rows include 14年12月 and monthly data from 15 to 17.

會社資本(五一・九%)に次いで第二位である(前掲表No. 8參照)。

速度の緩慢たることが見られる。しかし指數構成項目の大部分は公定價格下にあり、指數の變動は少數商品の公定價格改訂によるものと見て差支へなく、従つてこれのみを以て國民生活自身を測ることは不可能である。

月比すれば六〇%の騰貴である。 (イ) 概観 昭和五年の國勢調査によれば、わが内地の商業人口は四、四七八千人で...

(ロ) 配給統制の進展 配給統制が戦時經濟の重要な部門として存在してゐる所以は戦時における物資不足に際し(一)生産力擴張のための軍需品の優先的確保、(二)インフレーション抑制を意味する物價の抑制(配給費の低減による)と浮遊購買力の貯蓄への吸

收、(二)勞務動員計畫に基く勞務再配置を行ふためであつて、わが國における配給制は、ガソリン等の一部重要商品については、すでに事變前より統制を見てゐたものもあるが、一般的方法より出發し、漸次配給機構整備による直接的統制に進展した。すなはち事變勃發直後(九月)に發令された「輸出入品等に関する臨時措置法」、次いで昭和一三年度より實施された物資動員計畫を経て、一六年一月五日公布の「物資統制令」に至り配給統制から總動員法に基く統制に移行し、重要商品がこれに配給機構として、一六年中に設立を見るに至つた各種統制會の統制するところとなつてゐる。

耐耐しその整理案を地方廳に立案せしめることとした。しかし整理による過剩人員は必要部門の勞務に動員し、これがため國民職業指導所、國民勤勞訓練所、國民更生金庫の積極的活動を期した。一方一〇月より米、砂糖、マツチ、特産品、脱脂綿、家庭用小麦粉、ビール、酒、食料油等が町内會を通じて、切符制による配給が行はれてをり、衣類も一七年二月より新たに追加せられた。

化があり、二月一〇日には神戸穀肥取引所が經營困難のため解散、四月二日には蠶絲業統制法に基く日本蠶絲統制會社設立と自由賣買禁止により豊橋、岡谷の兩乾繭取引所の廢止が決定され、八月には資産凍結令等國際情勢の悪化による輸出不振のため、全國商品取引所は經營困難となり、さきに設立認可を得てゐた東京商品取引所は未開業のまま、解散した。ついでかねてより經營困難に陥つてゐた大阪三品、名古屋綿布も一〇月二八日閉鎖され、綿布、棉花の清算取引は一一月より休止することとなつた。

K 外國貿易

明治元年に輸出一五、五五三、〇〇〇圓、輸入一〇、六九三、〇〇〇圓に過ぎなかつた我が外國貿易は別表(No. 54)の如き發展を辿り、輸出にお

メリカを起點として始まつた世界恐慌は、わが貿易をして急激に收縮せしめ、昭和六年には輸出と共に戦後の最低記録を出現し、大正一四年の最高記録に比較して殆んど半減以下となつた。

れ、一三年には僅かながら出超に轉じ、一四年には輸入抑制と輸出促進策によつて内地六・五八億圓、帝國全部においては八・〇五億圓の大出超となつた。

内の「物資需給」への變化を招來するに至つた。かくて五月六日の日佛印經濟協定、六月一日の日ソ通商貿易及支拂協定、八月二日の日泰一、〇〇〇萬圓(邦貨一、六〇〇萬圓)借款契約による共榮圈内における貿易清算協定が成立した。

補充的のものとなり、圓域における一元的計畫交易の線に邁進しつゝある我が貿易は、内において貿易統制令施行規則の改正(四月)、業者の整備統合によつて交易體制の簡易化を圖らんとし、輸出入調整下部機關として輸出統制會社一、輸出統制組合一八、輸入統制會社および組合二五を指定、更に輸出許可品目の指定七一、輸入許可品の廢止等を行ひ、第三國向輸出適格者總數も七〇七社に減少せられた。

定が成立し、その決済は東京において行ふこととなつたが、これは將來の南方諸地域との支拂方式の動向を示唆するものといふべく、また六月一八日、日銀、泰國大藏省間二億圓借款並に圓決済に関する兩者間協定の調印を見、七月一八日には日佛印間に本年度交換物資實施取極め、七月二八日には日銀による中國中央儲備銀行への一億圓借款供與の調印が各々行はれ、一八年に入つては一月二〇日、日佛印間の交易清算制度が成立し、茲に共榮圈内の通貨制度は圓を中心として統一されるに至つた。

No. 54 内地輸出入貿易額 (單位 1,000圓)

Table with 4 columns: Year, Output (輸出), Input (輸入), Balance (バランス). Rows include Meiji (明治), Taisho (大正), and Showa (昭和) periods.

備考: 一 大藏省調。樺太を含む。\*1-9月。上欄は5ヶ年毎の平均。資料: 一 東洋經濟「經濟年鑑」統計月表。



No. 57 内地鐵道貨物發送量 (單位 1,000噸)

Table with columns for years (昭和16, 17, 18) and indices (昭和12年7月=100) for months 1-12.

資料:一 東洋經濟「統計月報」。

事業調整法施行以來、鐵道省では全國私鐵、軌道、バスの自治的統合を懇願して来たが、産業新體制に呼應して交通企業を合併氣運を生じ、一五年一月より一六年六月までに合併

若くは營業權の讓渡を完了したものの、または認可申請中のものは三六社に上り、全國三〇二社の一〇%以上に達する。内地鐵道貨物發送量は別表(No. 57)のごとく一六年に入つて引續き増加を示してゐるが、これがため鐵道省では一〇月二三日以降輸送離緩和のため荷物受託制限を告示した。

No. 58 積量別登録汽船

Table showing ship registration statistics by tonnage for昭和12年度 and昭和15年度.

備考:一 同盟通信社調、各年末現在の數字、帆船を含まず。本統計表中各百分比の合計は端數四捨五入のため微少の誤差を含む。

L 交通運輸

1 概観 鐵道においては明治三十九年すでに鐵道國有が行はれ、最近では延長路線二二、五二八軒に上り、うち地方鐵道も九、〇三三軒に達した。しかし地方鐵道は最近躍進し來つた自動車運輸業との競争で大打撃を受けて統制が必須となり、從來の小業分立時代から合同統制時代に入つてゐる。支那事變以來交通輸送量の急激な増加により輸送の輻輳甚だしく、これが打開として輸送力擴充四ヶ年計畫を樹立する一方、貨客の制限と輸送の計畫化を必要とするに至り、一五年二月、總動員法第八條に基く陸運統制令を公布した。またガソリン消費規制のため自動車輸送能力の低下に加へて、大東亞戦争の勃發は内地船運の統制、縮小を必至とし、これによる陸運の使命の重大化は、一七年度交通動員計畫、大東亞交通基本政策(一七年七月)の樹立にも現れてゐる。

No. 56 内地鐵道線路延長 (單位 軒)

Table showing railway line extension statistics by year and type (National, Local, Total).

備考:一 大正元年以降の地方鐵道は私鐵輕便兩鐵道を合算したもの。

噸數一〇〇噸以上の汽船、總噸數一五〇噸以上の機帆船は政府これを使用する他、船員の徵用、船舶運管會の設立(四月一日)、損失補償等に關する規定が設けられ、五月には海運統制令(五年二月制定)の改正公布を見た。三力小造船業、港灣運送業等の整備統合と船腹、船員等の増強に著々進展するが海運界は木船建造緊急方策要綱の決定(一八年一月)の一八年度交通動員計畫の決定等萬全の策を講じてゐる。

No. 59 船舶別汽船数 (1,000噸以上) (單位 1,000噸)

Table with columns for ship age (船齡), 昭和13年, 昭和14年, and tonnage (噸數). Rows include age groups like 5年未滿, 5-10年, etc.

○順あつた緊船は全く消滅し、船舶全部が就航してゐる。以上の如く日本海運業は世界海運界において重要な役割を演じてゐるが、別表(No.59)の如くその所有船舶に老齡船が比較的多いことは、一大缺點である。かくて政府は、極力老齡船の處分を奨励し、昭和七年一月以來船舶助成法により古船の解體を條件とする新船の建造助成、古船輸入禁止政策をとつてゐるが、さらに昭和十四年には造船事業安定と船價引下げを目的に造船事業法を制定、同業を許可制として、諸種の保護、助成、統制をなすこととなつた。また政府は海運組合法を制定し、従來海運カルテルであつた日本船主協會を海運組合に改組した。なほ事變後運賃

No. 60 定期航空路線 (昭和16年7月現在)

Table of regular air routes with columns for route (區間), destination (寄航地), distance (航空距離), time (所要時間), and frequency (航空回数). Routes include Tokyo-Fukuoka, Tokyo-Nanking, etc.

備考:一 本表は大日本航空會社線にして、滿洲國においては滿洲航空輸送會社線、中華民國においては中華航空會社線と連絡するものである。

備船料が昂騰し、業者の自治統制が不可能となつたので、一四年五月官民協議會が組織され、さらに一五年一月海運中央統制、輸送組合が組織されるに至つて、物資輸送の計畫化は一應整備された。しかるに三國同盟以後米英等反樞軸國家の牽制策は、わが國の遠洋配船を不可能ならしめに至り、一方近海方面においては鐵礦、石、炭、外米等重要物資輸送に對する船腹難は益々甚だしくなつたので、定期船、不定期船

の臨機變更、遠洋船の近海就航、新造船建造等の對策が遂行されたが、戰時體制確立のうへから、完全なる計畫配船を必要とするに至り、八月九日、海運國家管理が施行された。昭和十五年末における登記汽船總數五、二〇九、積載噸數計五、九三〇、三一八噸で、ほかに二〇噸以上の帆船一八、二〇二隻、一一二、二五四噸がある。

No. 61 自動車種別

Table of automobile types with columns for year (年), 普通車, 特殊車, 小型車, and total (計). Rows show data for 昭和9, 10, 11, 12 years.

備考:一 内務省調。

合自動車は鐵道の培養線たるの役目を果し、近來鐵道の各驛を中心として急速に發達し、その運轉噸數の如きも鐵道のそれに數倍する有様である。なほ自動車は支那事變によつてガソリン使用制限が實施され、木炭、瓦斯、薪等の代用燃料を使用するに至り、更に大東亞戰爭の勃發はガソリン統制の一層の強化となつた。

題となり、大東亞戰爭により一層要望されてゐる。M 度量衡 日本における度量衡は從來尺貫法が用ひられて來たが、明治一九年萬國メートル法條約に加盟、同二年度量衡法を設けて尺貫法およびメートル法の並用を規定、同三〇年同法施行規則および檢定規程を發表し、さらに同四二年改正度量衡法を布いて以來、大正八年および一〇年にメートル法採用が決定、一三年より實施され、一定期間後にメートル法の單用子尺貫法廢止が法律をもつて規定された軍隊、官廳、學校等にあつては普及してゐるが、一部の反對によつて現在尙ほ併用を続け

No. 64 産業別生産高 (単位 1,000圓)

Table with 4 columns: 産業別, 昭和12年, 昭和13年, 昭和14年. Rows include 工業, 水産物, 林産物, 畜産物.

のほかに豊原には北海道貯蓄銀行(本店札幌)の支店があり、唯一の貯蓄銀行として地方民の貯蓄心向上に努力してゐる。昭和一五年末現在におけるこれ等銀行の預金は合計六五、三二八千圓、貸出は合計二八、三〇五千圓でそのほか郵便貯金は昭和一六年三月末現在にて五二、五九三千圓であつた。

D 生産(概観) 重要なものは水産業、

No. 65 主要工業統計

Table with 5 columns: 昭和11年, 昭和12年, 昭和13年. Rows include 工場数, 工業生産額, 製紙, 酒類, 糖, 計.

樺太の鑛産の主なるものは石炭であつて、隊行中の鑛區数は最近の数字は不詳なるも昭和一一年現在においては二七あり、約二〇七萬噸餘を産出してゐた。主なるものは南部、中部、北部の三大封鎖炭田、西海岸北部の諸炭田および東海岸の諸炭田で、その推定埋藏

林業、鑛業および近年に入り盛んとなつた工業で、政府は第七六議會の協賛を経て樺太開發株式會社法を制定し、同法による特殊會社(資本金五千萬圓、拂込資本の三倍まで開發債券を發行し得る)を設立して石炭及び森林の開發並びに食糧の増加を中樞として樺太の産業開發のための諸事業を行ふこととなつた。

No. 66 農業統計

Table with 4 columns: 昭和13年, 昭和14年, 昭和15年. Rows include 農家戸數, 耕地面積, 燕麥, 馬鈴薯, 大豆, 根菜, 農産物總計.

量は約二〇億噸(未調査區域を除く)である。石炭に次ぐものは石油であり、また三麥及び帝燃の手によつて樺太の石炭液化事業が着手されてゐる。そのほかの鑛産には金、砂金、含銅鑛化鐵鑛、海綠石、柘榴石があり、建築用及び土木用の石材類としては花崗岩、閃綠岩、安山岩、流紋岩等がある。

No. 62 樺太の歳計 (単位 1,000圓)

Table with 4 columns: 年度, 歳入(括弧内は國庫補充金), 歳出. Rows include 明治40年度(決算), 大正14, 大正15, 昭和11, 12, 13, 14, 15, 16, 17.

【B 財政】 樺太の歳計は領有當時臨時軍事費特別會計に屬してゐたが、明治四〇年三月樺太廳官制實施と共に樺太廳特別會計を設け、租税、その他の收入および一般會計から

資料: 一 拓務要覽, 他。

【A 總論】 再び我國土に復歸して以來、樺太は官民一致の努力によつて經濟的に目覚ましい發達を遂げて、いま樺太の年生産高は三億圓近くに躍進するに至り(大正七年〇・九三億圓)、特に支那事變勃發以來は生産力の擴充強化は著々進捗し、樺太の資源は我國戰時經濟の一環として非常時國策の原動力としての重大使命を果しつつあるが、なほ今後開發に俟つものが多い。

樺 太

No. 63 主要歳出入 (昭和17年度豫算, 単位 1,000圓)

Table with 4 columns: 項目別歳入, 金額, 項目別歳出, 金額. Rows include 租税, 官業及官有財産收入, 郵便, 電信及び電話収入, 鐵道及び自動車収入, 森林收入, 烟草專賣收入, 國庫補充金前年度剩餘金繰入, 歳入總額(其他新税を含む), 樺太廳費, 樺太廳業務費, 遞信道費, 國債整理基金特別會計繰入, 營繕土木費, 樺太拓殖事業費, 國有林事業經營費臨時軍事費特別會計へ, 國庫補充金前年度剩餘金繰入, 炭増産對策費, 石臨時出資, 歳出總額(其他を含む).

備考: 一 \* 印は臨時部にして、他は經常部とす。

の補充金を以つて諸般の歳出に充てゝ來た。しかし昭和一〇年度よりは補充金制を廢止したが昭和一五年度以後、石炭増産對策に關する財源の一部として、國庫補充金が計上されてゐた。

【C 金融】 樺太における金融機關は明治三八年一〇月北海道拓殖銀行が政府の命を受けて大泊派出所を設置したに始まり、昭和一五年末現在の金融機關は、銀行一四(本店一、支店一三)、産業組合(組合會)八七、無盡會社五、質屋四五、公益質屋五を數へてゐた。

【D 官業】 明治四二年勅令を以つて烟草專賣法が樺太にも施行せられて、昭和一六年五月一日から鹽專賣法も實施せられた。

が主なるものである。官業及び官有財産收入のうち第一は森林收入で、これのみで全歳入の約二分の一近く占めてゐるのは注目し得る。また歳出は遞信、鐵道に關する現業費と拓殖事業費が最も多く、各々全歳出のほぼ四分の一を占めてゐる。

畜産業は氣候も適し飼料作物の生育も亦良好で、家畜傳染病の發生も殆んどない状態であり、而も本島の農業は有畜農業を最も有望としてゐる。昭和十四年末現在における家畜飼養数は牛八、六四九頭（うち乳牛三、一一〇頭）、馬一、九五二頭（昭和十二年末現在）、豚六、五七二頭、綿羊四六三頭、狐一、〇五四頭（養狐場數七九八）、兎二、八五二頭である。

樺太の林産は、昭和九年一二月末の森林調査の結果によれば固有林面積は約二九二萬ヘクタール、これに大學演習林の約九萬ヘクタールを加ふれば約三〇一萬ヘクタールとなり、全面積の約八割餘にあたる。

昭和十四年における樺太の總生産物價格は二九三、二四七、〇七九圓でそのうち林産物は四一、四四八、八六七圓で、約一割四分に當り、それに木材を原料とするパルプ及び洋紙の生産價格は一一八、七二四、二二二圓にして、この二者を合計すれば、樺太總生産額の五割八分となる。なほ樺太廳における昭和十四年度における森林收入は三一、二三六、四七〇圓にして、總歳入の三割七分強を占め、その財源中最も重要な項目を爲してゐる。なほ樺太の森林は殆んどすべてが天然林で、トド松、エゾ松、グイ松、白樺、タモ等が主なるもので、前二者が總計の約八割までを占めてゐる。而して樺太のトド松、エゾ松は我國のバルブ原料木の七割を占めてゐる。樺太は世界三大漁場の一つに臨んでゐる關係上、魚類は非常に豊富で、漁獲高は大正四年六百萬圓に過ぎなかつたが、昭和十四年に

No. 67 樺太の貿易 (單位 1,000圓)

Table with 5 columns: Year, Export, Import, Outward Transfer, Inward Transfer. Rows for 1942 (Meiji 47), 1943 (Taisho 14), 1944 (Shohei 14), 1945 (Shohei 15).

は二二〇萬圓に増加してゐる。漁獲物の主なものは鱈、鱒、鱈等で、大部分製造販賣を爲してゐる。昭和十四年度の統計によれば、漁業者は二二、八五一一人（前年二二、五五六人）、漁獲高は二、一四四、四四〇圓（前年一、九四四、四四〇圓）、製造高は三六、二二二、二二二圓（前年一、四八七、一四一圓）で、そのうち鱈漁獲高は二、四七〇、〇〇〇圓、鱒一、四八〇、〇〇〇圓、昆布は二、四五〇、〇〇〇圓であつた。

F 交通

【道路】我國の領有以來鋭意その改善發達に努力した結果著しい整備を見、昭和十五年三月末日現在において、幹線道路の

延長一、八〇〇、二九五料に及んでゐる。而してこれ等の幹線道路は鐵道の分布と同じく地形の南北性に適應して南北の方向に走る二縱貫線とこれに連絡する横斷線とより成つてゐる。これ等の幹線道路のほかに、樞要地を連絡する支線と農村植民部落を連絡する農耕道路がある。二縱貫幹線のうち、東部縦貫幹線道路は大泊より豊原を経て東海岸を北上して國境に至る延長四三九料、幅員五米ないし七・三米の最も重要な道路である。西部縦貫幹線道路は樺太の最南端より西海岸に沿ひ國境に至る延長五一八料、幅員三・六米乃至五・五米の道路である。横斷道路には豊原―眞岡間の七二料、眞岡―久春内間の二九料の二線がある。

【鐵道】

樺太の鐵道は日露戰爭當時の軍政時代に、明治三十九年九月軍需品輸送のため陸軍鐵道大隊の敷設したる楠溪町―豊原の輕便鐵道に始まる。樺太廳の管轄の下に鋭意改善せられ、現在國有鐵道延長六一六・四料、他に私設二線がある。【船舶】天然の良港灣に乏しいが、大泊、本斗、眞岡の三港が築港され、ほかに沿海航行の小汽船及び漁船のため樞要地三ヶ所に船入港が築設された。航路の主なるものは、樺太廳命令航路、逓信省命令航路、鐵道省連絡航路がある。而して樺太廳命令航路は沿岸線と内地、北海道線とより成り、逓信省命令航路は大泊及び眞岡と小樽、函館、青森間の定期連絡にあたり、鐵道省連絡航路は稚斗連絡、並びに大泊、眞岡と小樽、青森との連絡に當つてゐる。

V 社會

A 總論

わが國における社會發展の段階を幾つかに分けることは畢竟一の便宜に過ぎないが、大化改新、鎌倉幕府の創立、明治維新が國史上劃期的なものとされる所以は、大化改新において民族制度の崩壊、土地國有化を見、平安初期を大體の區切りとする中央集權的郡縣制度が末期に至つて莊園社會へ移り、ついで所謂武家時代に表現される封建社會を経て現代の社會へ進んだことに見られよう。血縁社會から地縁社會への移行、そして封建時代に最も著しい階層の區別は世界に共通の現象であるが、皇室を御先祖と仰ぎまつる我が無比の國柄こそ悠久二千六百年のわが歴史に顯現する最も基幹なのである。

大化改新による土地國有の制度は、やがて歳と共に莊園制へ移り、更に封建制へと進んだが、従者は一切を領主に捧げ、領主は家臣のあらゆる保護に任じつゝも土地を基調とするこの武士と農民の社會、自給自足經濟を原則とする封建社會も織豊期を経て徳川時代に入つては已に著しくその面目を變へ、士農工商の長に位する武士は現實において一種の俸給生活者であり、その家祿は土地と直接結びつゝものではなく、現代社會への進展もこゝに一つの要因を持つてゐた。明治時代に入つて人民、土地、版籍は奉還され、武士層の没落、國民皆兵制の確立から僧

侶・寺院の特權の廢止、身分外身分の廢止等が行はれる一方、文明開化の言葉と共に西歐制度の模倣が行はれたのは、日本が近代國家として世界的帝國の實を示すに至るための一の手段でなければならなかつたので、資本家労働者等の言葉に現れる近代的西歐的分化は日本國民經濟の發展に伴つて進行し、しかも列國に比し著しく異つて居るのは、中間層の壓倒的多數をもつて特徴づけられることである。しかして日清戰爭後、労働運動、社會主義運動が現れるにいたり、大正年代から昭和初めにかけて我が社會の困難な情勢と絡んで幾多の不祥事件を惹起するに至つたが、昭和六年秋滿洲事變の勃發を轉機として本來の日本精神に立返り祖國の困難なる位置を自覺するの風は澎湃として巻起り、かくてこの事變以來興起し來つた國家主義的風潮は次第に各分野に滲透していつた。しかして昭和十二年支那事變の勃發は、國論の論一を最大の急務とするに至り、急速な國家總動員體制の強化を見ることとなり、更に事變に續く大東亞戰爭の勃發は、その規模において未曾有のものであり、その結果において有史以來のものであればあるだけ内における生産力擴充に伴ふ労働人口の増加、物價の昂騰と國民生活の切下げ、企業の整備にもとづく中小商工業者の轉失業等、わが國社會構成に多大の影響を及ぼすものと見なければならぬ。

わが大東亞共榮圈態勢の確立に伴ひ敵のその後の反攻は戰史未曾有の大消耗戰を齎しつつあるが、この巨大な消耗戰に打克ち、大東亞解放、世界新秩序の建設を實現するために

は、國內のあらゆる資源の動員による國民總力化によつて兵站補給に萬全を期する外はない。國內資源の開發が刻下の急務たると共に生産擴充、能率の昂進は企業の整備と相俟つて、一億國民の敢闘精神の發揮を更に必要とする。

しかして國民徵用制度は昭和十四年七月來實施されたものであるが、現在において國民徵用は戰時勞務の基本形態をなし、企業整備に伴ふ犠牲ないし缺陷はあくまでこれを忍び、これが對策を講ぜねばならない。從來の利益のための労働の一擲、皇國勤勞觀に基く高い誇りと自覺こそ聖戰完成に不可欠な條件なのである。この戦は未曾有のものであり、その社會に及ぼす影響又極めて大なるものがあるは當然であるが、現在戦のさ中であつて要求されることは第一に戦力の増強であり、そのために政府その他が發表する要綱に次ぐ要綱を官僚自身机上案に終らしめてはならないといふことである。戦時下國民生活の切下げは當然であり、古今東西を問はざる事實であるが、嘗て苛烈なる長期の戦争によく打克ち得た國が、戦勝後において中等層の喪失その他によつて結局衰頹するに至つた事實を回顧し、これが萬全の策を立てることも亦戦力増強の一面であることを知るべきである。

B 社會構成

1 概観 わが國は明治維新（一八六八年）以來、内には軍需産業を中核とする國民經濟の國家的哺育助成、外には數次の戦争を賭せる大陸政策の遂行によつて、急速に近代